

経済産業省 御中

**令和3年度産業経済研究委託事業
(非財務情報開示の海外動向等に関する調査)調査報告書**

EY新日本有限責任監査法人

令和4年3月

目次

1.	本事業の実施背景と目的	2
2.	エグゼクティブ・サマリー	5
3.	電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題	9
3-1.	主要国の電子開示システムに関する調査について	10
3-2.	開示基準設定主体の電子開示システムに関する調査について	22
3-3.	XBRLデータの利用状況に関する調査について	28
3-4.	米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較	29
4.	非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果	42
5.	主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向	64
5-1.	主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査	65
▶	米国SEC	65
▶	英国FRC	68
▶	欧州委員会およびEFRAG	73
5-2.	主要国の非財務情報の開示に関する比較	84
	Appendix	90

A close-up photograph of vibrant green grass blades, each covered with small, clear water droplets. The background is softly blurred, creating a bokeh effect with out-of-focus light spots. A white rectangular box is overlaid on the left side of the image, containing the title text.

1.本事業の実施背景と目的

1. 本事業の実施背景と目的①

～本事業の実施目的・基本方針

本事業の背景並びに実施目的と基本方針は以下の通り

本事業の背景

- ▶ 環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)をはじめとする非財務情報に対する、企業・投資家等のステークスホルダーによる関心の高まり
- ▶ 我が国においては、ESGの有価証券報告書における開示議論の加速や、プライム市場における上場企業に気候変動に関わる経営戦略の開示を求めるコーポレートガバナンス・コードの改定など、規制当局による非財務情報のルール検討・整備が進展
- ▶ IFRS財団による国際サステナビリティ基準委員会(ISSB)の設立に向けた受けた動きや、国際統合報告評議会(IIRC)とサステナビリティ会計基準審議会(SASB)の組織統合の結果、Value Reporting Foundation(VRF)が2021年6月に設立されるなど、非財務情報の開示基準設定団体を巡る体制の再構築が活発化
- ▶ XBRLを含めた電子開示システムによる財務報告は、我が国を含む多くの国・地域で比較的標準的に利用・運用されている。一方、非財務報告の領域においては、各企業による報告書の任意作成や各社ウェブサイトを利用した電子開示が一般的であり、非財務情報に関わる標準的な報告書形式や電子開示システムの確立が遅れている

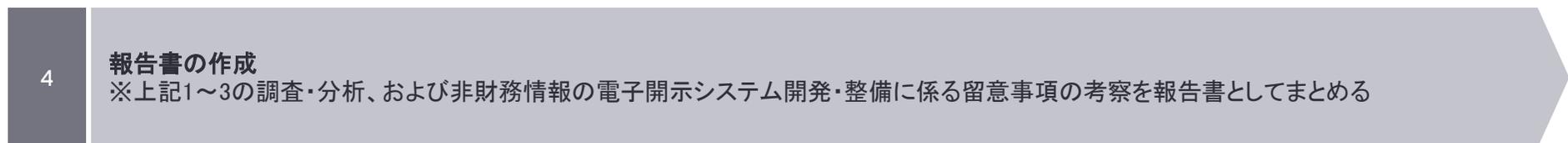
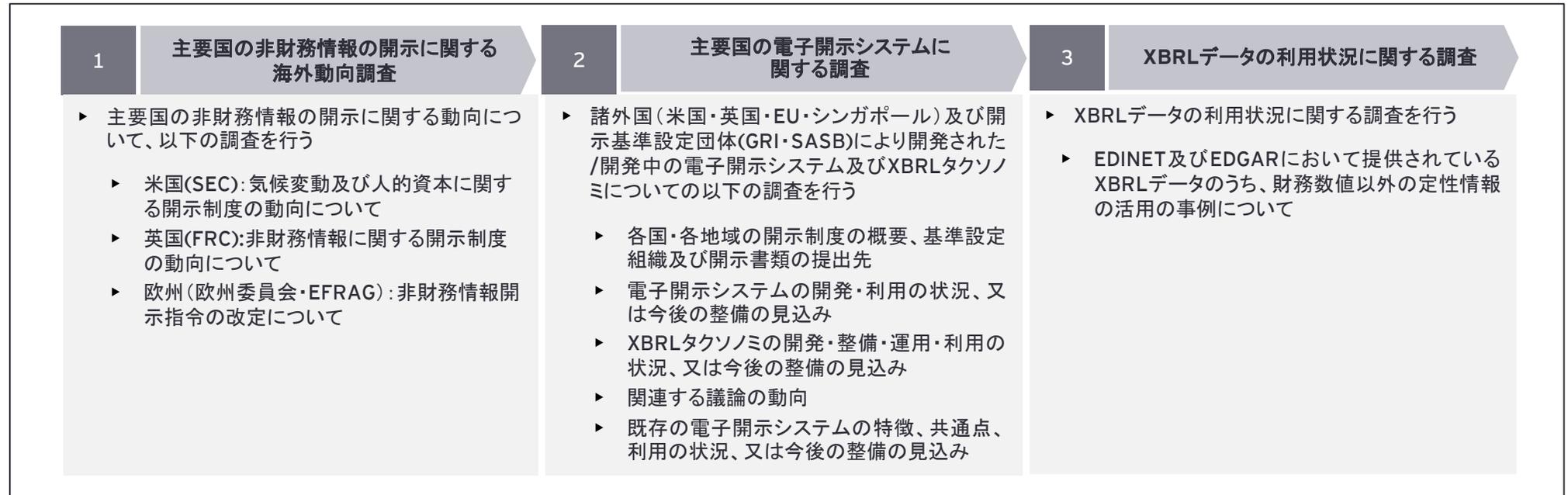
本事業の実施目的・基本方針

- ▶ 非財務情報開示基準、電子開示システムおよびデジタルレポーティングにおける論点・課題の特定および整理
- ▶ 上記課題を特定するため、以下の調査を通じて、非財務情報の電子開示システム開発・整備に係る留意事項の考察を行う
 - (1)主要国(米国、英国、EU)の非財務情報開示に関する海外動向調査
 - (2)主要国の電子開示システムに関する調査
 - (3)XBRLデータの利用状況に関する調査

1. 本事業の実施背景と目的②

～本事業の実施事項

目的の達成に向けたタスク(実施事項)は、以下の通りである



A close-up photograph of vibrant green grass blades, each covered with small, clear water droplets. The background is softly blurred, creating a bokeh effect with out-of-focus light spots. A white rectangular box is overlaid on the left side of the image, containing the text.

2.エグゼクティブ・サマリー

2. エグゼクティブ・サマリー①

～主要国の電子開示システムに関する調査

- ▶ 現在、日本ではEDINET(金融庁)及びTDnet(東京証券取引所)、米国ではEDGARという電子開示システムが稼働しており、XBRLデータによる財務情報の提出が可能となっている
- ▶ 欧州においては、2020年1月、上場企業の財務情報のXBRLデータ提出が義務付けられた。企業のサステナビリティ報告に関する指令であるCSRDの提案を受けて、財務情報および非財務情報を同一のプラットフォームで閲覧可能なESAP(European Single Access Point)創設に向けた議論が進んでいる
- ▶ 英国においては、従前より非上場企業も含め、税務目的等のXBRLデータは、HMRCおよびCompanies Houseへの提出が義務付けられている。さらに、2021年1月1日から始まる事業年度から、上場企業についてはXBRLデータのNSMへの提出が義務付けられた

○主要国の電子開示システムの概要の比較表

項目	日本		米国	英国		欧州
	金融庁	東京証券取引所		NSM (上場企業開示)	HMRCのファイリングシステム /Companies Houseの電子開示 システム (税務目的)	
開発状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EDINET稼働時期: 2001年 ▶ XBRL導入時期: 2008年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ TDnet稼働時期: 1998年 ▶ XBRL導入時期: 2008年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EDGAR稼働時期: 1996年 ▶ XBRL導入時期: 2009年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRL導入時期: 2021年1月1日から始まる事業年度から、XBRLの提出が義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRL導入時期: 2010年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EUが企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームESAPの創設に向けて議論を行っている
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EDINETタクソノミー、US GAAPタクソノミーおよびIFRSタクソノミーが利用されている ▶ 対象会社: 上場企業及び株式の対象保有者等 ▶ 誰でも閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京証券取引所のタクソノミー、US GAAPタクソノミーおよびIFRSタクソノミーが利用されている ▶ 対象会社: 上場企業 ▶ 誰でも閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ US GAAPタクソノミーおよびIFRSタクソノミーが利用されている ▶ 対象会社: 上場企業 ▶ 誰でも閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FRCによるタクソノミーが利用されている ▶ 対象会社: 上場企業 ▶ 誰でも閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FRCタクソノミーおよびUS GAAPタクソノミーが利用されている ▶ 対象会社: 上場企業のみならず、非上場企業も含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESMAによるESEFタクソノミー、IFRSタクソノミー、LEIタクソノミーが利用されている ▶ 対象会社: 上場企業 ▶ 誰でも閲覧可能(ESEF形式での自社のウェブサイト等で公開)
今後の見込み	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Companies Houseの電子開示システムにおけるインラインXBRLタグ付けを検討している 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESAPの創設が見込まれる

2. エグゼクティブ・サマリー②

～XBRLデータ利用に関する分析と今後の課題等

- ▶ XBRLデータの利用者、作成者及び有識者に対するヒアリング結果によると、XBRLフォーマットを肯定する意見が多く、また、XBRLデータの定性情報は投資家による投資判断にも活用されているとの意見がみられた
- ▶ その上で、非財務情報の電子開示にXBRLフォーマットを適用する際には、財務情報とは異なる課題があるとの意見も示された

○XBRLデータの利用者、作成者及び有識者に対するヒアリング結果

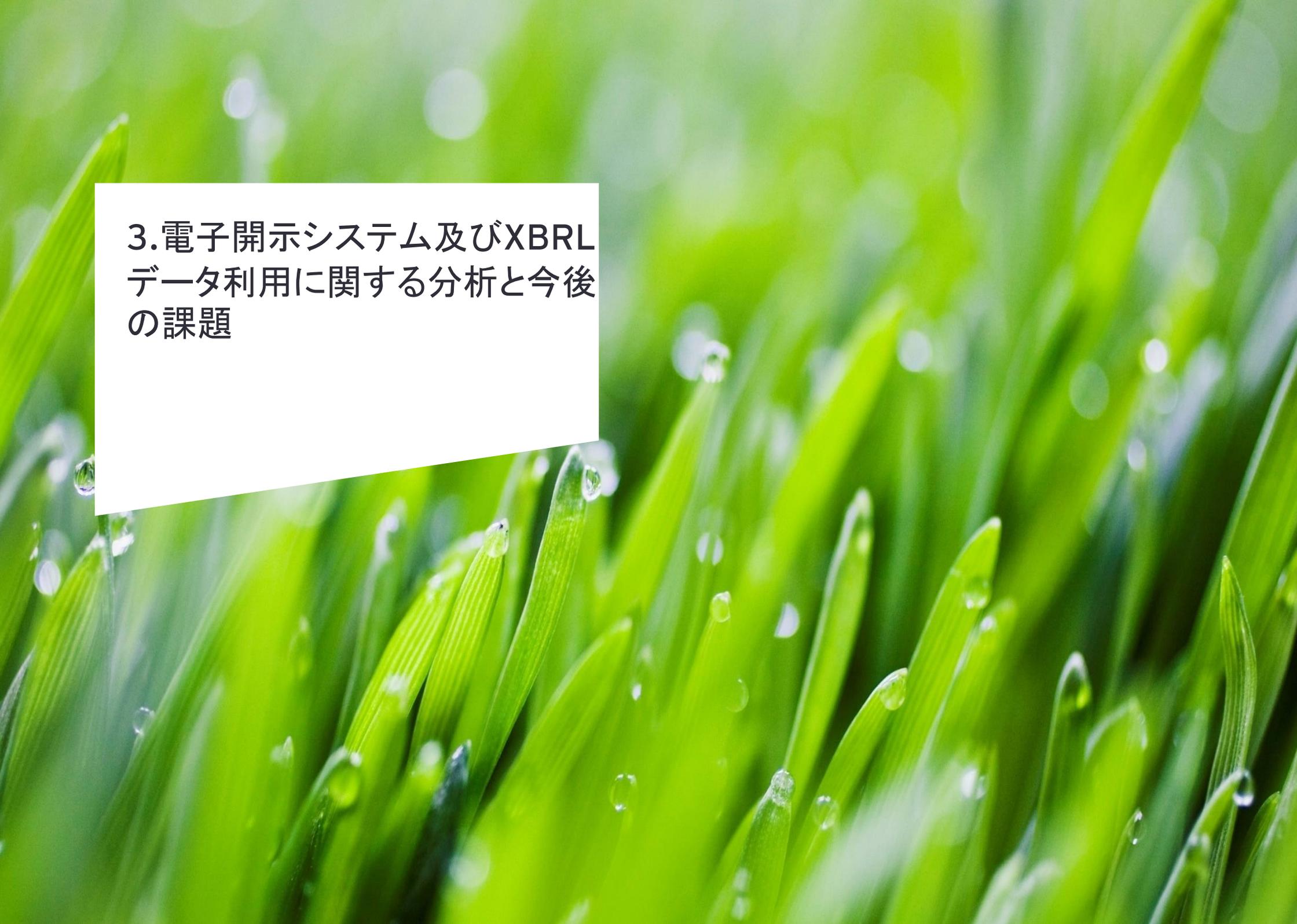
項目	主な意見等
非財務情報開示の電子開示システム(プラットフォーム)について	<ul style="list-style-type: none">▶ 定性情報は長い文章になることもあり、電子開示システムに掲載しただけでは比較が難しいとの意見があった。また、図版の中で指標や方針等を説明している場合はXBRLフォーマットとして電子化するのが難しく、比較可能性が担保できないとの意見があった▶ 電子開示プラットフォームが複数存在することは企業側にとって費用対効果が低いため、財務情報および非財務情報(定性情報を含む)が一元管理されている方が望ましいとの意見があった
非財務情報開示におけるXBRLフォーマットの適用について	<ul style="list-style-type: none">▶ これまでの活用実績やデータ構造の観点からXBRLフォーマットが適切であるとの意見が多数であった▶ 非財務情報についてもXBRL形式での提出を求める場合には、財務情報と同様に適用年度や適用対象書類を明確にすることが重要との意見がみられた▶ XBRLをはじめとするデジタル情報の有用性の周知を進めることで、企業担当者の理解・教育に繋げることが必要との声があった
XBRLデータ利用	<ul style="list-style-type: none">▶ 日本のEDINETは、XBRLの対象に定性情報を入れている点がグローバルと比較しても進んでおり、投資家による投資判断にも活用されていることが確認された

2. エグゼクティブ・サマリー③

～主要国の非財務情報の開示制度に関する分析と動向の調査

- ▶ 主要国の非財務情報開示制度について、現在、各国で様々な検討が行われている

国/地域 機関名	非財務情報開示制度に関する動向2021年10月～2022年3月)
米国 SEC	<ul style="list-style-type: none">▶ SECによる気候変動、および人的資本に関する新たな開示基準の公表は、気候変動について共和党やロビイストによる反対運動により、3月以降にずれ込む可能性が高くなったと報道されている。新ルールでは、上場企業に対して、GHG排出量(スコープ3)や気温変動リスク管理といった開示の義務化が見込まれている。どこまで情報開示を求めるか、財務諸表監査と同様に監査対象とするかが主な争点とみられる
英国 FRC	<ul style="list-style-type: none">▶ 2022年1月、FRCは、2022年～2025年の3カ年計画を公表。今後の3カ年計画では、規制基準部門においては、英国の非財務報告基準、環境・気候関連報告および英国コーポレートガバナンスコードの改訂等に重点的に取り組む方針であることが明記されている▶ 2022年2月、ISSBのテクニカル・レディネス・ワーキンググループ(TRWG)が公表したサステナビリティ開示基準プロトタイプに関する予備的見解を公表
欧州 欧州委員会	<ul style="list-style-type: none">▶ 2021年3月、金融セクターを対象にするサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)の適用が開始された。ただし、本規則の詳細を定めるRTS(規制技術基準)の公表は延期されている▶ 2021年4月、欧州委員会は、企業のサステナビリティ報告に関する指令(CSRD)に関する提案を公表▶ CSRDおよびSFDRにおける開示においては、環境面でサステナブルな経済活動の基準を設定する「EUタクソミー」規則を活用した開示が求められている
欧州 EFRAG	<ul style="list-style-type: none">▶ CSRD提案について、欧州委員会に対し技術的な助言を実施▶ 2022年1月、EFRAGのガバナンスの実施のための法的根拠となる規定と内部規則の改正を承認。また、より包括的にサステナビリティ報告に取り組むために幅広いステークホルダーのメンバーの加盟を促進している(新たに14の組織が加盟)▶ 2022年2月以降、サステナビリティ基準のクラスター・ワーキング・ペーパーを公表

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Each blade is covered with numerous clear, glistening water droplets of varying sizes. The lighting is bright, creating a soft bokeh effect in the background and highlighting the texture of the grass and the individual droplets. The overall color palette is a range of greens, from light lime to deep forest green.

3.電子開示システム及びXBRL データ利用に関する分析と今後の 課題

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:米国①

調査項目		調査内容
開示制度の概要	XBRL制度対象書類	企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある ▶ 年次報告書、四半期報告書(10-K、10-Q、20-F、40-F)、財務諸表の更新又は修正(8-K、6-K)、登録届出書(S-1, S-3, S-4, F-1, F-3, F-4等)
	XBRL対象情報	▶ 財務諸表全体(本表、注記及び附属明細表)
基準設定組織		▶ FASB
XBRLタクソミー設定組織		▶ US GAAPタクソミーおよびIFRSタクソミー
開示書類の提出先		▶ SEC
電子開示システムの開発状況	電子開示システム稼働時期	▶ XBRL導入時期:2009年
	非財務の開発状況	-
	インラインXBRLの活用	▶ 活用されている
電子開示システムの利用状況	対象会社	▶ 上場企業に限定されている
	利用者の属性	▶ 誰でも閲覧可能
電子開示システムの今後の見込み	インラインXBRL	▶ 既に整備済み

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:米国②

調査項目		調査内容
XBRLタクソミーの開発・整備・運用状況	データ構造	▶ 全て項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成されている
	更新頻度	▶ 年次で更新されている
XBRLタクソミーの利用状況	どこのタクソミーを利用しているか	▶ 米国基準であるUS GAAPタクソミーおよびIFRS基準であるIFRSタクソミーが利用されている
EDGARにおける定性情報の利用状況	定性情報の利用状況	▶ 定性情報は対象範囲ではない
主要国等における電子開示システムの議論の動向		-
既存の電子開示システムの特徴	ユーザーインターフェースの視点から分析	(期間) ▶ 過去10年分の検索が可能 (操作性・視認性) ▶ 「キーワード/キーフレーズ」「企業名/ティッカー/企業コード/個人名」「書類のカテゴリ(10-K、10-Qなど)」「エリア(国/州)」「期間」により検索可能 ▶ XBRLのデータをダウンロードできる
既存の電子開示システムの特徴	基本的な特徴	(対象企業) ▶ 上場企業が対象 (公開情報か否か) ▶ 公開情報

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:米国③

調査項目		調査内容
既存の電子開示システムの利用にあたっての課題	利用者目線	<ul style="list-style-type: none">▶ 一括ダウンロード機能は見当たらない▶ 基本的に専用ソフトが無ければ、XBRLデータを読み込めない傾向にあるが、下記は例外である<ul style="list-style-type: none">✓ タグの属性の一部についてはウェブブラウザ上で表示が可能▶ API(※)対応している
	開示側目線	<ul style="list-style-type: none">▶ 「EDGAR Next」と題して、システム改善プロジェクトが立ち上がっており、2021年12月1日までパブリックコメントを募集中<ul style="list-style-type: none">✓ Filerによるシステム・アクセスやアカウント管理の向上が目的

(※)APIとは、Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐインターフェースのことである

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:英国①

調査項目		調査内容	
		NSM (上場企業開示)	HMRCのファイリングシステム /Companies Houseの電子開示システム (税務目的)
開示制度 の概要	XBRL制度対象書類	企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある ▶ 年次報告書	
	XBRL対象情報	▶ 財務諸表全体(本表及び注記)	▶ 財務諸表全体(本表及び注記)
基準設定組織		▶ FCA	▶ FRC
XBRLタクソミー設定組織		▶ FRCタクソミー	
開示書類の提出先		▶ NSM	▶ HMRCおよびCompanies House
電子開示システムの 開発状況	電子開示システム 稼働時期	▶ XBRL導入時期:2021年1月1日から 始まる事業年度から、XBRLの提出が 義務化	▶ XBRL導入時期:2010年1月1日以降強制 適用。当該規定は、2011年4月1日以降提 出される税務申告及び2010年3月31日に 終了する事業年度から有効となる
	非財務の開発状況	-	
	インラインXBRLの 活用	▶ 活用されている	

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:英国②

調査項目		調査内容	
		NSM (上場企業開示)	HMRCのファイリングシステム /Companies Houseの電子開示システム (税務目的)
電子開示システムの 利用状況	対象会社	▶ 上場企業に限定されている	▶ 上場企業のみならず、非上場企業も対象である
	利用者の属性	▶ 誰でも閲覧可能	
電子開示システムの 今後の見込み	インラインXBRL	▶ 既に整備済み	
XBRLタクソミーの 開発・整備・運用状況	データ構造	▶ 全て項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成されている	
	更新頻度	▶ 1年～4年ごとにタクソミースイートが発行されている	▶ 年次で更新されている
XBRLタクソミーの 利用状況	どこのタクソミーを 利用しているか	▶ FRCによるタクソミーが利用されている	▶ FRCによるタクソミーが利用されている ▶ Non-UKタクソミとして、USGAAPタクソミが利用されている

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:英国③

調査項目		調査内容	
		NSM (上場企業開示)	HMRCのファイリングシステム /Companies Houseの電子開示システム (税務目的)
主要国等における電子開示システムの議論の動向		<ul style="list-style-type: none"> ▶ BrexitによるESEFの適用保留期間を経て、2021年1月1日から始まる事業年度から、XBRLの提出が義務化。特にIFRS適用の上場会社は、XHTMLとインラインXBRLを用いた財務諸表の提出が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年12月9日にCompanies Houseの電子開示システムにおけるインラインXBRLタグ付けの義務化、XBRL情報を公開するプラットフォームの設立およびHMRCのファイリングシステムおよびCompanies Houseの電子開示システムへの申請を一括で行う単一窓口の設立を含む改革へのパブリックコメントの募集が行われている。この回答は、2021年2月3日に締め切られ、現在は回答の確認中
既存の電子開示システムの特徴	ユーザーインターフェースの視点から分析	<p>(期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去10年分の検索が可能 <p>(操作性・視認性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ タグ付けの有無の条件を指定することにより、タグ付けされたHTMLファイルを選択してダウンロードできる 	<p>(期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去40年以上分の検索が可能 <p>(操作性・視認性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRL情報をまとめて検索するためのプラットフォームが存在しない

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:英国④

調査項目		調査内容	
		NSM (上場企業開示)	HMRCのファイリングシステム /Companies Houseの電子開示システム (税務目的)
既存の電子開示システムの特徴	基本的な特徴	(対象企業) ▶ 上場企業が対象 (公開情報か否か) ▶ 公開情報	(対象企業) ▶ 上場企業のみならず、非上場企業も対象である (公開情報か否か) ▶ 税務目的であることから公表されていない
既存の電子開示システムの利用にあたっての課題	利用者目線	▶ 一括ダウンロード機能は見当たらない ▶ 専用ソフトが無ければ、XBRLデータを読み込めない傾向にある ▶ API(※)対応していないことから、各レポート毎にダウンロードする必要がある	(Companies Houseの電子開示システム) ▶ 日次で企業データを一括ダウンロード可能 ▶ 基本的に専用ソフトが無ければ、XBRLデータを読み込めない傾向にあるが、下記は例外である ✓ CSVでダウンロードできるため、専用ソフトが無くても読み込める ▶ API(※)対応している (HMRCのファイリングシステム) ▶ 公表されていないので、該当なし

(※)APIとは、Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐインターフェースのことである

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:英国⑤

調査項目		調査内容	
		NSM (上場企業開示)	HMRCのファイリングシステム /Companies Houseの電子開示システム (税務目的)
既存の電子開示システムの利用にあたっての課題	開示側目線	-	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Companies Houseの電子開示システムにはXBRL情報をまとめて検索するためのプラットフォームが存在しないため、現在、設立に向けて協議が進行中 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 英国HMRCのファイリングシステムではタグ付けが2011年から義務化されたが、データは公表されていない ✓ 英国Companies Houseの電子開示システムはタグ付けは任意 ▶ HMRCのファイリングシステムとCompanies Houseの電子開示システムへの提出の一本化に向けて協議が進行中

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について: 欧州①

調査項目		調査内容
開示制度の概要	XBRL制度対象書類	企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある ▶ 年次報告書
	XBRL対象情報	▶ 財務諸表全体(本表): 欧州 ✓ 注記は、2022年1月1日以降に開始する会計年度以降
基準設定組織		▶ ESMA
XBRLタクソミー設定組織		▶ IFRSタクソミー
開示書類の提出先		▶ ESMA
電子開示システムの開発状況	電子開示システム稼働時期	▶ XBRL導入時期: 2020年
	非財務の開発状況	▶ CSRDのインラインXBRLの使用を義務付け
	インラインXBRLの活用	▶ 活用されている
電子開示システムの利用状況	対象会社	▶ 上場企業に限定されている
	利用者の属性	▶ 誰でも閲覧可能
電子開示システムの今後の見込み	インラインXBRL	▶ 既に整備済み

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について：欧州②

調査項目		調査内容
XBRLタクソミーの 開発・整備・運用状況	データ構造	▶ 全て項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成されている
	更新頻度	▶ 直近では2020年に更新
XBRLタクソミーの 利用状況	どこのタクソミーを 利用しているか	▶ ESMAによるESEFタクソミー、IFRSタクソミー、LEIタクソミーが利用されている
主要国等における電子開示システムの議論 の動向		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021年4月21日に欧州委員会が提案したCSRDを受けて、企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームESAPの創設が議論されている。 ▶ 2021年1月20日～3月12日までESAPのパブリックコメントが実施されており、欧州委員会により法制化される予定
既存の電子開示シ ステムの特徴	ユーザーインター フェースの視点から 分析	▶ 欧州はESAP創設に向けて準備中
既存の電子開示シ ステムの特徴	基本的な特徴	-
既存の電子開示シ ステムの利用にあたって の課題	利用者目線	▶ ESAPの創設に向けて実施されたコンサルテーションより、主にユーザーは、作成者が自国語を支持することはあっても、国際金融の分野で慣例となっている言語でこの情報が利用可能であることを望んでいる点が挙げられている
	開示側目線	▶ ESAP創設は2022年以降のため企業側の課題に関する情報は現段階ではない

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:シンガポール①

調査項目		調査内容
開示制度の概要	XBRL制度対象書類	企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある ▶ 年次報告書
	XBRL対象情報	▶ 財務諸表全体(本表及び注記)
基準設定組織		▶ ACRA
XBRLタクソミー設定組織		▶ ACRAタクソミー
開示書類の提出先		▶ ACRA
電子開示システムの開発状況	電子開示システム稼働時期	▶ BizFile+におけるXBRL導入時期:2007年
	非財務の開発状況	-
	インラインXBRLの活用	▶ 確認できず
電子開示システムの利用状況	対象会社	▶ 上場企業のみならず、非上場企業も対象である
	利用者の属性	▶ シンガポールのBizFile+は有料であり、シンガポールの国民およびシンガポールで勤務する外国人のみ利用可能 ▶ 主な利用者は、株主、従業員、その他のステークホルダー
電子開示システムの今後の見込み	インラインXBRL	▶ 確認できず

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-1. 主要国の電子開示システムに関する調査について:シンガポール②

調査項目		調査内容
XBRLタクソミーの 開発・整備・運用状況	データ構造	▶ 全て項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成されている
	更新頻度	▶ 直近では、2016年、および2020年に更新している
XBRLタクソミーの 利用状況	どこのタクソミーを 利用しているか	▶ ACRAタクソミーが利用されている
主要国等における電子開示システムの議論 の動向		▶ ACRAは、外部意見も踏まえてXBRL形式での財務諸表の提出合理化に継続的に取り組んでいる。中小企業の負担、より意味のある比較という観点から企業が最も一般的に使用するデータ要素に集約する改定。コロナの影響を踏まえ、適用を1年延期は可能。改訂されたXBRLファイリング要件に基づく新しいBizFinx準備ツールのベータ版を公開している
既存の電子開示システムの特徴	基本的な特徴	(対象企業) ▶ 上場企業のみならず、非上場企業も対象である (公開情報か否か) ▶ 公開情報であるものの、有料かつシンガポール国外の外国人がアクセスができないことから、制約がある

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-2. 開示基準設定主体の電子開示システムに関する調査について：SASB①

調査項目		調査内容
開示制度の概要	XBRL制度対象書類	▶ 現在の報告様式の範囲内でSASB基準に準拠したESG情報にデジタルタグを付ける(規制当局への届出(10-K、10-Q等)、企業の社会的責任に関する報告書等)
	XBRL対象情報	▶ SASB基準に準拠したESG情報：SASB
基準設定組織		▶ VRF(価値報告財団)
XBRLタクソミー設定組織		▶ SASBスタンダードタクソミー(VRF)
開示書類の提出先		▶ 各国の規制当局(米国はSEC、欧州はESMA、日本は金融庁等)
SASBの最新動向		▶ SASB: 2021年9月27日に改訂版のSASB規格のXBRLタクソミーが公開された。また、分類審査委員会(TRC)の設立が発表され、タクソミーの管理を継続的に行うことも公表された
電子開示システムの開発状況	電子開示システム稼働時期	- ▶ 2021年9月28日、“SASBスタンダードXBRLタクソミー”がリリース(77業種の基準に準拠)された情報はあるが、電子開示システムの導入については言及されていない
	非財務の開発状況	▶ SASBのXBRLタクソミーがリリースされている
	インラインXBRLの活用	▶ 活用される見込み
電子開示システムの今後の見込み	インラインXBRL	▶ 確認できず “SASBスタンダードXBRLタクソミー作成者”には「当該ガイドは“SASBスタンダードXBRLタクソミー”を使用したXBRL又はインラインXBRL(iXBRL)レポートの作成方法を理解するためのもの」との記載がある

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-2. 開示基準設定主体の電子開示システムに関する調査について：SASB②

調査項目		調査内容
XBRLタクソミーの 開発・整備・運用状況	データ構造	▶ 全て項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成されている
	更新頻度	▶ VRFとしてのタクソミーの公表が2021年8月が初めてである
XBRLタクソミーの 利用状況	どこのタクソミーを 利用しているか	▶ SASB スタンダードタクソミーが利用される

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-2. 開示基準設定主体の電子開示システムに関する調査について:GRI①

調査項目		調査内容
開示制度の概要	XBRL制度対象書類	▶ GRI: サステナビリティ報告書、CSR報告書等
	XBRL対象情報	▶ GRIで設定しているESG情報
基準設定組織		▶ GRI
XBRLタクソミー設定組織		▶ GRIタクソミー
開示書類の提出先		▶ 確認できず
GRIの最新動向		▶ GRI: 2021年10月5日に、デューデリジェンスおよび人権について報告のグローバルな基準を引き上げることを公表。国連とOECD間で定められた人権を含む持続可能性への影響を管理するための組織のデューデリジェンスについての初めての基準となる。また、同日に、GRIでは初となるセクター別の基準(原油およびガスセクター)も公表
電子開示システムの開発状況	電子開示システム稼働時期	-
	非財務の開発状況	▶ GRIのXBRLタクソミーがリリースされている
	インラインXBRLの活用	▶ 確認できず

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-2. 開示基準設定主体の電子開示システムに関する調査について:GRI②

調査項目		調査内容
XBRLタクソミーの開 発・整備・運用状況	データ構造	▶ 全て項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成されている
	更新頻度	-
XBRLタクソミーの利 用状況	どこのタクソミーを 利用しているか	▶ GRIタクソミーが利用されている

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

(参考)XBRLデータの構造

タクソノミー

①開示項目(タグ)の定義、②開示項目間の関係を設定したもの

- ▶ 開示項目の辞書
- ▶ 開示のひな型

インスタンス文書

タクソノミーの開示項目(タグ)に対して、実際の開示情報等を設定したもの

.xsd

.xml

のファイル

タクソノミーと
インスタンス文書
のセットで情報を表現

.xbrl
(.xml)

のファイル

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

(参考)XBRLデータの構造

タクソノミー

インスタンス文書

項目の定義

項目

項目の属性

表示名称

開示項目	データ型	貸借	期間時点	見出	ラベル(日本語)	ラベル(英語)
PL	文字		期間	T	損益計算書	Income statements
NetSales	金額	貸	期間		売上高	Net sales
CostOfSales	金額	借	期間		売上原価	Cost of sales
GrossProfit	金額	貸	期間		売上総利益	Gross profit
SGAExp	文字		期間	T	販管費	SGA expenses
PersonallExp	金額	借	期間		販売費	Personal expenses

開示情報

単位	期間	連個	桁	値
円	2017.3	連結	-3	123,000
円	2017.3	連結	-3	93,000
円	2017.3	連結	-3	30,000
円	2017.3	連結	-3	17,000
円	2017.3	連結	-3	4,000

表示階層

計算関係

定義関係

項目間の関係

損益計算書

売上高

- A売上高
- B売上高
- 売上高合計

売上原価

売上総利益

販売費及び一般管理費

- 販売費
- 人件費
- 減価償却費
- 販管費合計

営業利益

損益計算書

- + A売上高
- + B売上高
- + 売上高合計
- 売上原価
- + 売上総利益
- + 販売費
- + 人件費
- + 減価償却費
- 販管費合計
- + 営業利益

損益計算書

営業活動による収益

売上高

- A売上高
- B売上高
- 売上高合計

営業活動による費用・売上原価

売上原価

売上総利益

販売費及び一般管理費

- 販売費
- 人件費

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-3. XBRLデータの利用状況に関する調査について

- ▶ 米国のEDGARおよび日本のTDnetにおいては、XBRLの対象に定性情報が含まれていない
- ▶ 日本のEDINETは、XBRLの対象に有価証券報告書における定性情報が含まれており、主にTCFDに関連する情報・事業のリスクの記載について、機関投資家の投資判断に活用されている傾向にあることが確認された

	米国	日本	
	EDGAR	EDINET	TDnet
XBRLに定性情報は含まれているか	×	○ TCFDのリスク・機会は有価証券報告書の事業のリスク等で開示している会社が多い	×
定性情報の利用の有無	-	○ 主に投資家がTCFDに関連する情報・事業のリスクの部分を活用しており、投資判断に活用されている	-

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～開示制度の概要①

項目			米国	欧州	日本	
					金融庁	東京証券取引所
開示 制度の 概要	XBRL 制度	対象書 類	<p>企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 年次報告、四半期報告（10-K、10-Q、20-F、40-F） ▶ 財務諸表の更新又は修正（8-K、6-K） ▶ 登録届出書（S-1, S-3, S-4, F-1, F-3, F-4等） 	<p>企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年次財務報告書 	<p>企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、有価証券届出書の全体（財務諸表注記、監査報告書を含む） ▶ 上記以外の発行開示書類（発行届出書等）、上記以外の継続開示書類（臨時報告書等）、公開買付関連（公開買付届出書等）、大量保有関連（大量保有報告書等）、内部統制報告書等 	<p>企業は開示書類の添付としてXBRLを提出する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 決算短信サマリー（通期・四半期）、修正報告、コーポレート・ガバナンス報告書、TDnet決算短信添付資料様式

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～開示制度の概要②

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
開示制度の概要	XBRL制度	対象情報	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財政状態計算書(Statement of Financial Position) ▶ 損益及び包括利益計算書(Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income) ▶ 持分変動計算書(Statement of Changes in Equity) ▶ キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flow) ▶ 株主持分変動計算書(Statement of Changes in Equity) ▶ サステナビリティ情報 <p>※注記事項(Notes to Financial Statements):注記のタグ付け(包括タグ)は2022年1月1日以降に開始する会計年度の年次財務諸表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務諸表全体(本表、注記及び附属明細表)を含む報告書全体 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務諸表全体(本表、注記及び附属明細表)を含む報告書全体
		対象者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ US基準、IFRSで開示する提出者(外国会社を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRSで開示する提出者 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 財務書類を作成している全ての有価証券報告書提出会社

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～開示制度の概要③

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
開示制度の概要	XBRL提出期限	<p>10-K:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ Non-accelerated filer: 期末日後90日以内 ▶ Accelerated filer: 期末日後75日以内 ▶ Large accelerated filer: 期末日後60日以内 <p>10-Q:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ Non-accelerated filer: 各四半期末日後45日以内 ▶ Accelerated filer: 各四半期末日後40日以内 ▶ Large accelerated filer: 各四半期末日後40日以内 <p>8-K: 事象の発生日から4営業日以内</p> <p>20-F: 期末日後120日以内</p> <p>40-F: 本国(カナダ)の規制当局に提出を行った日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 期末日後4か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券報告書及び内部統制報告書の提出期限: 事業年度経過後3ヶ月以内 ▶ 四半期報告書の提出期限: 四半期会計期間経過後45日以内 ▶ 半期報告書の提出期限: 中間会計期間経過後3ヶ月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 決算短信: 決算期末45日以内に提出されることが適当であり、30日以内が望ましい ▶ 四半期の短信: 四半期報告書より前に提出されることが適当であり、四半期末後30日以内が望ましい

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～基準・タクソミー設定組織及び開示書類の提出先

項目	米国	欧州	日本	
			金融庁	東京証券取引所
基準設定組織	財務会計基準審議会 (FASB)	欧州証券市場監督局 (ESMA)	金融庁	東京証券取引所
XBRLタクソミー設定組織	SEC:USGAAPタクソミー IFRS財団:IFRSタクソミー	IFRS財団:IFRSタクソミー	金融庁:EDINETタクソミー IFRS財団:IFRSタクソミー	東京証券取引所: TDnetタクソミー
開示書類の提出先	米国証券取引委員会(SEC)	欧州証券市場監督局 (ESMA)	金融庁	東京証券取引所

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～電子開示システムの開発状況①

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
電子開示システムの開発状況	各電子開示システムの稼働開始した時期(年月)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EDGARが、1996年5月6日より3年間で段階的に導入された ▶ XBRL導入時期:2009年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EUが企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームESAPの創設を検討しているところであり、現時点では電子開示システムは存在していない ▶ ESEFは、2020年1月1日以降に開始する財務年度の財務諸表を含む年次財務報告書に適用としているが、COVID-19の影響により、2020年12月に欧州議会と理事会により上場企業の義務を1年間延期することを合意。1年間のESEF延期を選択した加盟国は23か国 ▶ XBRL導入時期:2020年(ESEFに従って年次財務報告書を作成・公表義務が2020年1月1日以降に開始のため) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EDINET稼働時期:2001年 ▶ XBRL導入時期:2008年 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ TDnet稼働時期:1998年 ▶ XBRL導入時期:2008年

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～電子開示システムの開発状況②

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
電子開示システムの開発状況	非財務情報の開発状況	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文献調査では非財務情報の電子開示システムの開発状況に関する情報は見受けられなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRDはインラインXBRL(iXBRL)の使用を義務付ける(財務報告用のESEFをESGにも拡張する予定) ▶ 報告対象はすべての大企業及び上場企業(約50,000社の報告者に適用を想定) ▶ 欧州委員会はCSRDに基づいて創設予定のESAPを通じての提供を想定(ESAP: EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォーム) ▶ 開示媒体はマネジメントレポート(マネジメントレポート:財務報告書と共に財務年次報告書による法定開示の構成要素) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文献調査では非財務情報の電子開示システムの開発状況に関する情報は見受けられなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文献調査非財務情報の電子開示システムの開発状況に関する情報は見受けられなかった
	インラインXBRLが活用されているか否か	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SECは「企業の財務情報」及び「ファンド会社のリスク/リターンに関するサマリー情報」の提出について、インラインXBRLの使用を義務付ける旨の改正を発表。当該改正は2018年9月17日より施行されている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 活用されている(実装が延期されているESEFにてインラインXBRLを使用することが求められている) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EDINETでは2013年よりインラインXBRL導入 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ TDnetでは2014年よりインラインXBRL導入

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～電子開示システムの利用状況

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
電子開示システムの利用状況	対象会社 (上場/非上場)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場企業 【財務情報の提出】 ▶ US基準適用会社は、下記の3フェーズで、インラインXBRLによる提出が義務付けられる。 <ul style="list-style-type: none"> - 早期登録大規模会社は2019年6月15日以降 - 早期登録会社は2020年6月15日以降 - その他の会社は2021年6月15日以降開始事業年度より ▶ IFRS適用会社は、2021年6月15日以降開始事業年度以降の提出よりインラインXBRLによる提出の義務付け ▶ 米国内の申告企業については、最初の10-Qが提出されるまでは対象から除外 【ファンド会社のリスク/リターンに関するサマリー情報の提出】 ▶ 大規模ファンド・グループ(直近の事業年度末時点で純資産10億ドル以上)は2020年9月17日以降、小規模ファンド・グループ(直近の事業年度末時点で純資産10億ドル未満)は2021年9月17日以降開始事業年度より、インラインXBRLによる提出が義務付け 	▶ 上場企業	▶ 上場企業及び株式の対象保有者等(EDINET)	▶ 上場企業(TDnet)
	利用者の属性	▶ 誰でも閲覧可能	▶ 誰でも閲覧可能 ※ESEF形式で自社のウェブサイト等で公開	▶ 誰でも閲覧可能	▶ 誰でも閲覧可能

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～電子開示システムの今後の整備の見込み

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
電子開示システムの今後の整備の見込み	インラインXBRLの今後の整備の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 整備済み: SECは「企業の財務情報」及び「ファンド会社のリスク/リターンに関するサマリー情報」の提出について、インラインXBRLの使用を義務付ける旨の改正を発表。当該改正は2018年9月17日より施行されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 整備済み 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 整備済み 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 整備済み

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表 ～XBRLタクソミーの開発、整備及び運用状況

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
XBRLタクソミーの開発・整備・運用状況	開発をとりまく環境:タクソミーの開発の報告書・規制・委員会などの最新動向	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SECは次世代EDGARのパブリックコメントを募集しているが、関連するXBRLタクソミー開発について記載なし ▶ SECの2020年スピーチで、XBRLの利用を非財務情報に広げる可能性について言及あり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESMAは、2020年12月にESEF規則の2020年ドラフトアップデートとESEF報告マニュアルの2020年アップデートに含まれる要件を反映した2020年版ESEF XBRLタクソミーファイルを公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2017年より第4世代EDINETが運用開始。現在クラウド対応の次世代EDINETの導入が進められているが、XBRLに関しては記載なし ▶ 2021年のレポートでは、ESG開示にXBRLを用いることも検討することを示唆している 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2014年より第4次TDnetが運用開始。その後タクソミーの不定期なアップデートを除いては、開発に関する記載なし ▶ 2019年のレポートでは、ESG開示にCDSB、GRI等のタクソミーを使うことを推奨している
	XBRLデータ構造	XBRLのデータ構造は、項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成される	XBRLのデータ構造は、項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成される	XBRLのデータ構造は、項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成される	XBRLのデータ構造は、項目の定義および項目の関係を定める「タクソミー」、および数字など開示情報である「インスタンス文書」で構成される

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～XBRLタクソミー及びEDINET/EDGARの利用状況・電子開示システム関連議論の動向

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
XBRLタクソミーの利用状況	利用しているXBRLタクソミーの種類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 米国基準であるUS GAAPタクソミーおよびIFRS基準であるIFRSタクソミーが利用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESMAによるESEFタクソミー、IFRSタクソミー、LEIタクソミーが利用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融庁のEDINETタクソミー、米国基準であるUS GAAPタクソミーおよびIFRS基準であるIFRSタクソミーが利用されている 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京証券取引所のタクソミー、米国基準であるUS GAAPタクソミーおよびIFRS基準であるIFRSタクソミーが利用されている
EDINET/EDGARの定性情報の利用状況	XBRLにおいて、定性情報が対象範囲になっているのか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定性情報は、対象範囲となっていない。2020年のSECスピーチで、ESG、MD&A情報について、XBRLの対象に拡張することについて言及あり 	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象範囲となっている（開示府令タクソミー等） 	—
主要国等における電子開示システムに関連する議論の動向	・電子開示システムに関する議論の状況、及び具体的な内容（過去1年）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 直近1年では電子開示システム自体を扱ったニュース・リリースは見受けられなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021年4月21日に欧州委員会が提案したCSRDを受けて、EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォームESAPの創設が議論されている ▶ ESAPの2021年1月20日～3月12日までパブリックコメントが実施された 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 直近1年では電子開示システム自体を扱ったニュース・リリースは見受けられなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 直近1年では電子開示システム自体を扱ったニュース・リリースは見受けられなかった

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～既存電子開示システムの特徴

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
既存の電子開示システムの特徴	ユーザーインターフェースの視点から分析・検索面・視認性:	<p>【期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去10年 <p>【操作性・視認性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ Full text search: 「キーワード／キープレーズ」、「企業名／ティッカーシンボル／企業コード／個人名」、「書類のカテゴリー(10-K,10-Q etc.)」、「エリア(国／州)」、「期間(過去10年間／2001年からの任意の期間)」により検索が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ NA(ESAPはまだ創設されていない) 	<p>【期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去5年 <p>【操作性・視認性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 書類検索(書類簡易検索、書類詳細検索、全文検索)、広告閲覧、書類比較ができる ▶ 書類簡易検索では、「書類の提出者／有価証券の発行者／ファンド情報」、「書類種別」又は「決算期／提出期間」のみを指定して、書類検索が可能 ▶ 書類比較では、同一の書類提出者の複数期の書類、異なる書類提出者の同じ期の書類等の観点で、複数の書類を並べ、比較できる 	<p>【期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去5年 <p>【操作性・視認性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 適時開示情報閲覧サービス、東証上場会社情報サービス、コーポレートガバナンス情報サービス、上場会社数・上場株式数、新規上場・市場変更・上場廃止、監理・整理・特設注意・猶予期間・改善報告書等、その他上場会社情報、決算発表・株主総会予定日、アナリストレポート・上場会社紹介、Company Announcements Service概要が閲覧できる ▶ 適時開示情報閲覧サービスは、開示情報は、PDFファイルでデータを掲載しており、決算短信等の決算情報は、XBRL形式データのダウンロードが可能 ▶ 掲載期間は、開示された日を含めて31日分(土日祝日含む) ▶ 東証に上場している会社については、過去1年分(決算情報は5年分)の適時開示資料および各社の基本情報等の情報を「東証上場会社情報サービス」にて閲覧可能 ▶ Company Announcements Serviceにおいては、上場会社がTDnetを通じて自主的に英語で公表した資料(PR情報、ESGレポート等、有価証券報告書等)が閲覧可能 ▶ 東証もAPI(※)の提供を開始しており、データを取得しやすい
		<p>(※)APIとは、Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐインターフェースのことである</p>			

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～既存電子開示システムの利用にあたっての課題①

項目	米国	欧州	日本	
			金融庁	東京証券取引所
<p>既存の電子開示システムの利用にあたっての課題</p> <p>利用者目線(情報利用者)からの課題(一括ダウンロード可否、専用ソフトの要否等)</p>	<p>【一括ダウンロード可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ SECサイトでは、一括ダウンロード機能は見当たらなかった(印刷画面にてPDF化できることのみ確認) <p>【専用ソフトの要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 専用ソフトが必要であるが、タグの属性の一部については、ウェブブラウザ上で表示可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESAPの創設に向けて実施されたコンサルテーションより、主にユーザーは、作成者が本国語を支持することはあっても、国際金融の分野で慣例となっている言語で開示情報が利用可能であることを望んでいる点が挙げられている 	<p>【一括ダウンロード可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRLデータは、過去1か月のデータは最大100件まで一括で取得可能だが、それ以前のものには「書類検索」ページで検索・ダウンロードが必要 ▶ 大量のXBRLデータを取得する場合は、EDINET API(※)を活用することで、効率よく取得可能 <p>【専用ソフト要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRLデータは専用のソフトが無いと読み込めない ▶ XBRLデータをCSVに変換できるツールがダウンロードできるため、有価証券報告書に限れば、専用ソフトが無くてもデータが読み込める 	<p>【一括ダウンロード可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRLの一括ダウンロードはできない。適時開示情報閲覧サービスで時系列で各社の情報が公表されており、XBRLの公表があるものは、開示時点のXBRLがダウンロードできるようになっている(東証上場会社情報サービスにおいても同様) <p>【専用ソフト要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ XBRLデータは専用のソフトが無いと読み込めない

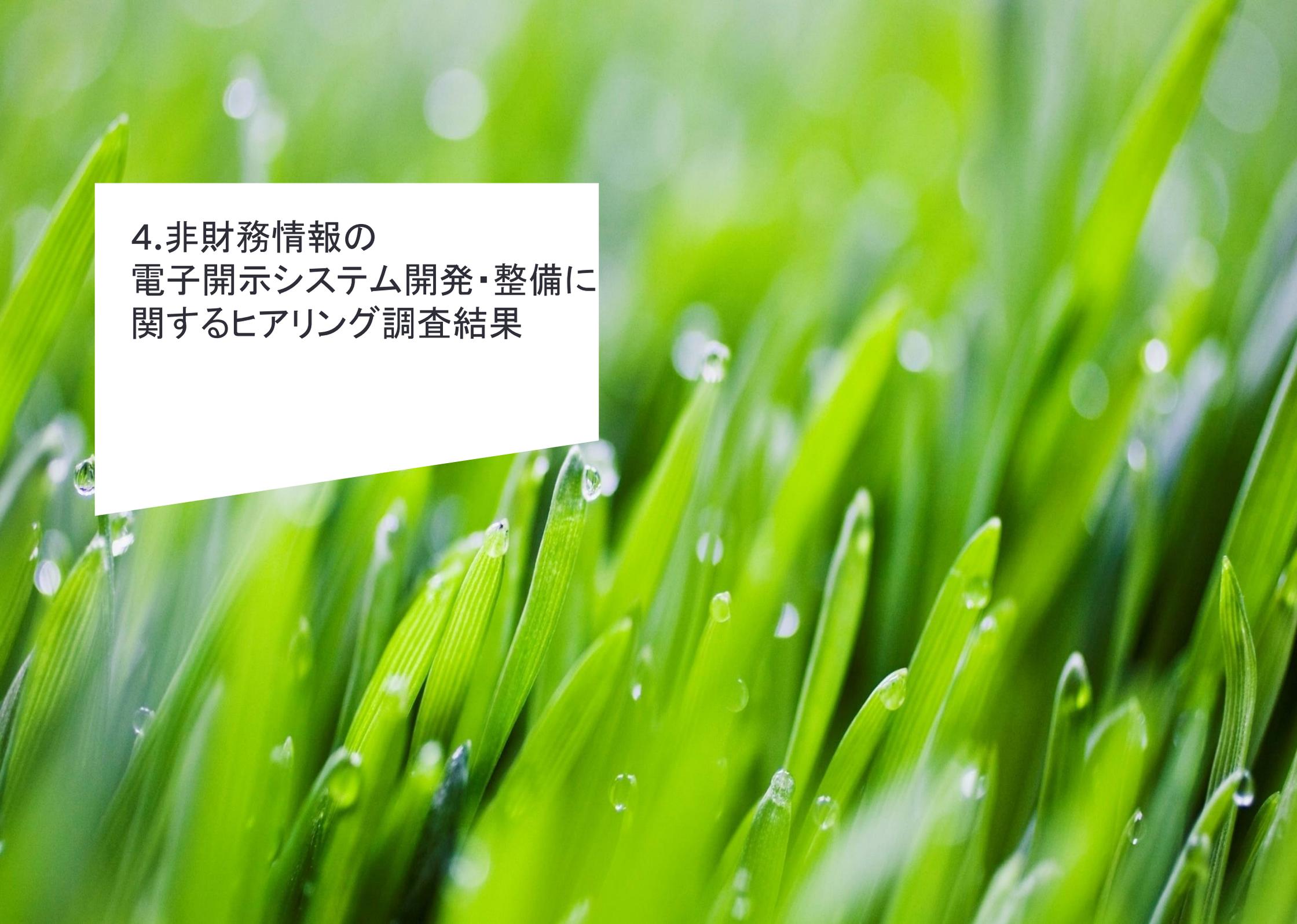
(※)APIとは、Application Programming Interfaceの略称であり、ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐインターフェースのことである

3. 電子開示システム及びXBRLデータ利用に関する分析と今後の課題

3-4. 米国、欧州、日本の電子開示システムの文献調査結果比較表

～既存電子開示システムの利用にあたっての課題②

項目		米国	欧州	日本	
				金融庁	東京証券取引所
既存の電子開示システムの利用にあたっての課題	開示側目線（開示する企業側）からの課題	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 確認できず（報告企業の課題については、SECサイトでは確認できなかった）。 なお、「EDGAR Next」と題して、システム改善プロジェクト※が立ち上がっており、2021年9月30日から12月1日まで、パブリックコメントが募集された 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ESAP創設は2022年以降のため企業側の課題に関する情報は現段階ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が、EDINETタクソノミーから勘定科目を選択する場合に混乱が生じ、EDINETタクソノミーにはない、独自の勘定科目を増やすことが課題になる（企業が独自の勘定科目を増やせば増やすほど、利用者にとっては比較が難しくなる） ▶ XBRLのタグ付けが、日本基準による財務諸表及びIFRS基準による財務諸表では詳細タグ付けになり、米国財務諸表は詳細タグ付けしないことから、会計基準によってタグ付けの仕方が異なる点（統一されていない点）が課題と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ タクソノミーやファイル形式はEDINET向けと合わせるのよいが、セグメント情報などがTDnetのXBRL対象外になるなどXBRL化の対象範囲がEDINETより狭い。決算短信を作成する企業の負担増を回避するためであるが、利用者の利便性は落ちてしまうことから、短信の良さが失われる可能性がある ▶ EDINETでは即時に公表されるのに対して、TDnetではタイムラグがあることから、短信（TDnet）より四半期報告書（EDINET）が早く公表されることがある点が課題と考えられる（確報と速報の逆転）
		<p>※報告企業によるシステム・アクセスやアカウント管理の向上が目的であり、XBRL関連に主眼は置かれていない</p>			

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Each blade is covered with numerous clear, glistening water droplets of varying sizes. The lighting is bright, creating a soft bokeh effect in the background and highlighting the texture of the grass and the individual droplets. The overall color palette is a range of greens, from deep emerald to bright lime green.

4.非財務情報の
電子開示システム開発・整備に
関するヒアリング調査結果

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果

▶ 下記の要領で、デジタルレポーティングに関するヒアリング調査を実施

項目	内容
ヒアリング概要・目的	▶ デジタルレポーティングのあり方について参考になる情報を収集すべく、電子開示プラットフォームにおけるデータ作成者、利用者、及び有識者の意見やニーズの情報収集を実施
ヒアリング対象者	▶ XBRLデータの作成者、利用者、及び有識者(計10社)
ヒアリング項目	▶ デジタルレポーティングに関する問題意識 ▶ 非財務情報を含むプラットフォームで公開されるべき情報の範囲 ▶ 情報の品質 ▶ 情報の適時性 ▶ 電子開示のためのフォーマット 等

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～ヒアリング結果のサマリー①

電子開示システム (プラットフォーム) に関連して

- ▶ グローバルレベルで、投資家やデータベンダーによるデジタルレポートへのニーズが高まっている傾向がみられた
- ▶ 定性情報や図表等は電子開示システムに掲載しただけでは比較可能性が担保できないとの意見があった
- ▶ 米国や欧州を中心に、AIを利用したビッグデータを扱うシステムやプラットフォームが整備され、定量情報のみならず、定性情報についても投資判断などに利用されているケースがあった
- ▶ 電子開示プラットフォームが複数存在することは企業側にとって費用対効果が低いため、財務情報および非財務情報(定性情報を含む)が一元管理されている方が望ましいとの意見があった
- ▶ 電子開示プラットフォームの対象企業に、中小企業、非上場企業も含めるべきとの意見がみられた。その理由としては、中小企業や非上場企業も経済への貢献が大きいこと、およびバリューチェーンの管理の観点から必要であるためである。ただし、財務情報の開示が限定的な非上場会社で、非財務情報だけを開示するのは違和感がある、潜在的な報告負担と利用者に対する情報の価値のバランスをとる等の配慮が必要などの慎重な意見もみられた

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～ヒアリング結果のサマリー②

非財務情報のデジタルレポーティングに関連して

- ▶ 利用者側としては、財務情報、非財務情報共に重要な情報であり、いずれもデジタルレポーティングに含め、同一の電子開示システムで開示されていることが重要であるとする意見があった一方、非財務情報については情報の種類によるという意見もみられた
- ▶ 非財務情報開示のデジタルレポーティングを進めるには、グローバルに統一されたルール設定が不可欠であるとの意見が多く聞かれた

(以下は、XBRLとの関連において)

- ▶ フォーマットとしては、これまでの活用実績やデータ構造等を踏まえ、XBRLフォーマットが適切との意見が多数であった
- ▶ 非財務情報についてもXBRL形式での提出を求める場合には、財務情報と同様に適用年度や適用対象書類を明確にすることが重要との意見がみられた
- ▶ XBRLをはじめとするデジタル情報の有用性の周知を進めることで、企業担当者の理解・教育に繋げることが必要との声があった

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～ヒアリング結果のサマリー③

非財務情報開示に 関連して

- ▶ 財務情報と非財務情報の関連性が明確でなく、企業によって開示される定性情報・非財務情報の開示粒度にばらつきがあり、比較可能性の観点から課題が認識されている
- ▶ 非財務情報においては、ガバナンスはセクター共通で重要性が高い一方で、環境および社会はセクターによって重要な情報が異なるものの、環境においては、特に温室効果ガスの排出量の情報が重要との意見がみられた
- ▶ 非財務情報の適時性に関して、利用者側からは財務情報と同じタイミングでの開示を求める意見、及び頻度に関する多様な意見がみられた一方、作成者側からは作業負担から非財務情報とは財務情報の開示のタイミングを合わせるの難しいとの声があった
- ▶ 非財務情報の品質を担保するために、監査など品質チェックの仕組みを整備することが重要との意見がみられた
- ▶ 国際的なフレームワークに合致した定量的なKPIを設定・開示すべきであり、できるだけ財務に相関があるものが望ましいとの意見がみられた
- ▶ 非財務情報のKPIの課題として、算定方法のルール化が挙げられた

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～非財務情報開示の実態について

- ▶ 財務情報と非財務情報の関連性が明確でなく、整合性が取れていない傾向にある
- ▶ 現状においては、企業によって開示される定性情報・非財務情報の開示粒度にばらつきが生じており、比較可能性の観点から課題が認識されている

内容

- ▶ 財務情報と非財務情報の関連性が明確でなく、整合性が取れていない状況である。そのため、非財務情報のデータとして、何を取得すべきか決まっていない
- ▶ 定性情報の開示粒度が企業によってばらばらで、詳細な開示をしている企業もあれば、そうでない企業もあり、ばらつきがある
- ▶ デジタルレポーティングの意義であったり、情報作成者の意図を明確にしないと、レポートで何を伝えたいか、あいまいになる可能性がある
- ▶ 物量単位の開示項目をどれだけの精度で記録・開示するかというのも課題である(端数処理や桁数の設定など)
- ▶ 非財務情報の中で数値に関するデータについては、CO2の量など単位を決定しないといけない。財務情報は金額なので、桁数や通貨単位のみでよいが、非財務情報の場合には、非財務情報における数値には何らかの単位を決めるロジックを整理するのが難しい

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングへのニーズ

- ▶ 投資家やデータベンダーによるデジタルレポーティングへのニーズがグローバルに高まっている傾向にある
- ▶ 非財務情報のデジタルレポーティングには、一貫性および比較可能性が担保されていることが求められている

内容

- ▶ 情報利用者の立場を考慮することで、情報が利用しやすい開示により利便性が高まる
- ▶ 非財務情報のデジタルレポーティングは、一貫性および比較可能性がある方法で提供される場合、利用者にとって有意義な情報となる
- ▶ 日本では、EDGARやEDINETから情報を抽出して、投資評価や投資判断に資する情報を提供するデータベンダーの数も徐々に増加傾向にある
- ▶ データの利用者として、国内外企業のレポートを閲覧する社内プラットフォームを整備しているが、今後、政府機関で整備された場合、一つのプラットフォームへのアクセスにより利便性は高まる
- ▶ 米国では、テキストマイニングやAIの技術を使用して、長文からも必要な情報を抽出できるシステムが浸透しており、定性情報についても比較的、利用される傾向にある
- ▶ 欧米では、クオンツ分析により大量のデータを分析する投資家が増加傾向にある

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングへの問題意識: 非財務情報開示におけるルール設定①

- ▶ 非財務情報開示においては、グローバルに標準化されたルール設定が不可欠との意見が多く聞かれた

内容

- ▶ グローバルな開示基準の設定が重要である。開示すべき項目が決まっていれば、企業に求められることは、企業の公式な情報として開示することである
- ▶ IFRS(ISSB)、CSRD、SFDRや、外部評価に準拠したもの(整合性あるもの)を作ることが重要。グローバルスタンダードに準拠しているかが重要と考えている
- ▶ 非財務情報は、可能な限りグローバルな参照基準および任意の開示枠組みに準拠すべきである。これにより、既に報告書を作成している企業の報告負担を軽減し、一貫性と比較可能性を高めることができる
- ▶ 世界中に多くのフレームワークや基準が存在しており、参照すべき統一基準やフォーマットがないため、データ収集に時間がかかったり、比較可能性が損なわれている
- ▶ ごく一部の会社しか対応していない情報など、過度に深掘すると、開示情報のレベルを合わせるために、会社独自の項目を企業が拡張する必要がでてしまう。まずはコミュニティで必要な情報は何かという視点で洗い出すのが重要
- ▶ プラットフォームよりも、何を開示するのかということが重要である。どういう項目を開示するべきなのかを先に決定する必要がある。また、非財務情報をどういう目的で使用するのかを考えなければいけない

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングへの問題意識：非財務情報開示におけるルール設定②

内容

- ▶ ルールが明確にないと比較ができないため、各記載内容の境界等ルール設定がしっかりされていることが必要である。ただし、ルール設定の厳格度によってはコストがかかりすぎるといったことも生じるため、柔軟性をもった枠組みの設計が重要
- ▶ 財務データは、既に色々な定義がなされているが、非財務データは、企業側で自主的判断が可能なようにガイドラインの公表が必要である。今後、内部監査、外部監査において非財務データの監査が必要になってくることが想定されるため、フレームワークの策定が重要だと考えている
- ▶ ルール設定の定義は非常に難しいが、定量化できるものは適切なタグを付けて比較可能性を担保させ、自由記載項目も割り切って判断の余地が多く入らないように、ルール設定上の定義が必要である

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの在り方についての要望

- ▶ 電子開示プラットフォームが複数存在することは企業側にとって費用対効果が低いため、財務情報および非財務情報（定性情報を含む）が一元管理されている方が望ましいとの意見があった
- ▶ 非財務情報についてもXBRL形式での提出を求める場合には、財務情報と同様に適用年度や適用対象書類を明確にすることが重要との意見がみられた

内容

- ▶ デジタル化するに際して、理想的にはマスターとされるデータソースが一箇所で全て集中的に管理され、そこから最新のデータを開示できることが望ましい
- ▶ 非財務情報の所在や表示形式が利用者にとって課題になることがある。情報の所在を特定することが困難であったり、情報の形式等、情報の利用が困難である場合は有用性が損なわれる可能性がある
- ▶ プラットフォームを増やすことは、企業側を考えると費用対効果はよくないと考える
- ▶ 定量情報だけでなく、定性情報も見られるようにするのが重要。ESG情報という観点から比較可能にするため、コーポレートガバナンスコードなど、すでにある非財務情報も同じプラットフォームに持つべき
- ▶ データ開示量に比例してコストが増すため、今後、各業界団体と調整した共通フォーマットや、リソースが少ない企業（中小企業）も開示しやすい枠組みを政府機関が提供することが推奨される
- ▶ データの互換性があるようにして、開示基盤をオープン化することが重要（マニュアル入力は手間がかかる）
- ▶ 財務タクソノミは年に一回変更されており、適用年度や適用対象書類が事前に、明確にアナウンスされている。非財務情報においても、財務情報と同様に適用年度や適用対象書類を明確にすることが重要である

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの情報のスコープについて

- ▶ 財務情報、非財務情報共にデジタルレポーティングに含める必要がある重要な情報であるとする意見の一方、非財務情報は情報の種類によるという意見があった
- ▶ 非財務情報のうち、ガバナンスはセクター共通で重要性が高い一方、環境および社会情報はセクターによって重要なトピックスが異なるものの、環境においては、特に温室効果ガスの排出量の情報が重要との意見がみられた

内容

- ▶ 利用者側としては、財務諸表、サステナビリティ関連情報、経営報告書、議決権数、自己株式の取得又は処分等といった情報は全て重要である
- ▶ 財務情報と非財務情報の関連性があるようなデータを範囲とすることが有用
- ▶ ESGデータについて、財務データと紐づいている項目は、単体と連結でしっかり分けて、財務データと比較可能な形での開示が望ましい
- ▶ ガバナンス情報はセクター共通なので重要性は高い。環境・社会情報は業種ごとにトピックが異なるため、一概にこのトピックが重要というのは難しい
- ▶ 報告範囲としては、単体と連結で、CO2のScope1・2・3が挙げられる。Scope3を見て投資判断する投資家が増えている
- ▶ 銘柄レベルでは、GHGであれば実績値だけでなく、将来予測値や目標値の開示も増えている。今後国際機関で統一されたGHG予測値モデルが策定されれば、標準化されてよい
- ▶ 多くの投資家は、例えば売上高や電力の消費量など、従来と異なる情報源を用いて二酸化炭素排出原単位などの情報の示唆を得ている。これらの情報開示は新しい分野であり、何が有効で、何が有効でないかを判断しながら、今後財務情報よりも急速に変化するだろう

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの対象: 中小企業や非上場企業について①

- ▶ 中小企業や非上場企業は、経済に非常に大きな貢献をしていること、およびバリューチェーン管理の観点からも情報開示は有用という意見がみられた
- ▶ ただし、財務情報の開示が限定的な非上場会社で、非財務情報だけを開示するのは違和感がある、潜在的な報告負担と利用者に対する情報の価値のバランスをとる等の配慮が必要などの慎重な意見もみられた

内容

- ▶ サステナビリティ関連情報は、サプライチェーン関係の情報であり、上流および下流の企業の情報を取り込むことこそが重要であることから、非上場企業の情報も必要である
- ▶ 中小企業は、経済に非常に大きな貢献をしており、自然資源の消費者、生産者としても重要な存在であることは明らかで、中小企業のESG情報が重要になるケースが考えられる
- ▶ 中小企業、非上場企業も開示してもらおうほうがよりよい。バリューチェーンの管理が求められているため、中小企業、非上場企業も広がっていくとよい。対象とすることには大賛成。ただ、小さい企業にとってはかなり負担になると思うので、簡易版で提供がよい
- ▶ 中小企業を見ている投資家も多い。中小企業に対してもESGの観点から投資判断をすることが増えてくるため、予測値等の開示がされていない項目はモデルを使って計算する必要がある
- ▶ 時価総額が大きい中小企業、マーケットバリューの大きい債券発行体が優先される。顧客からリサーチカバレッジの拡大ニーズはあるため、中小規模の会社へのリサーチニーズは増してくる

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの対象: 中小企業や非上場企業について②

内容

- ▶ ネットゼロ実現に向かうため、電子開示プラットフォームの利用者は、投資家のみならず、銀行、保険会社に広がっていくと考えている。例えば、地銀が融資するのは、非上場企業や中小企業になることから、非上場企業や中小企業は対象に入れるべき
- ▶ 中小企業や非上場企業の非財務情報の公表については、慎重に検討する必要がある。企業の規模や影響の多様性を認識することに加え、潜在的な報告負担と利用者に対する情報の価値のバランスをとることが重要である
- ▶ 財務情報との関連性が求められるので、財務情報の開示が限定的な非上場会社で、非財務情報だけを開示するのは違和感がある
- ▶ 非上場会社を含めるのであれば、非財務情報を集めて何をするのかという政策目的を明確にすることが必要で、非上場会社を含めた情報で何をするのかを整理しないと行けない。整理したものが範囲になると思う

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの情報の適時性について①

- ▶ 作成者からは非財務情報と財務情報の開示のタイミングを合わせるの難しいとの声がみられた
- ▶ 利用者からは財務データと同じタイミングでの開示を求める意見もみられた
- ▶ また、頻度については年に一度、またはもう少し頻度を高めるべき等多様な意見がみられた

項目	内容
作成者側	<ul style="list-style-type: none">▶ データが幅広くあって集計のタイミングも異なるためできれば随時が望ましい▶ 第三者認証を受けている場合、確定するのは(3月決算の場合)9月末になる部分もありそのくらいは時間が必要▶ 早い方が良いが、リソースの関係から正確性の担保ができなくなる。情報を出す側からすると、ある一定の対応期間を確保しないと実務的な負荷が大きくなる▶ 個別の会社の分析のためであれば早い方がよいが、特定の政策を実現するために情報を収集したいというケースではそれほど急ぐ必要はない
利用者側	<ul style="list-style-type: none">▶ 基本的に財務データと同じタイミングで出すべき▶ 長期的に関連するデータだと思うので四半期は必要なく年に一度でよい。ただし環境負荷が高いセクターの企業においては企業のマテリアリティとして、四半期ごとに自ら開示をすることも求められる可能性がある

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの情報の適時性について②

項目	内容
利用者側 (つづき)	<ul style="list-style-type: none">▶ 財務データは四半期開示なので非財務ももう少し頻度を高く開示したほうがよい▶ 情報提供頻度としては、年1回の一括情報だけでは、今後マーケットと連動するようなデータになると利用に際して限界がある▶ 開示の頻度は、基本的には定期的でいいが、その情報として起こった時に開示されているべきだと思う。基本的には適時開示が重要だと思う▶ ガバナンス情報について、情報収集の頻度は決めておらず、取締役会の構成変更や様々なイベントで大きな変更がある都度、情報を集めている

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～デジタルレポーティングの品質チェックについて

- ▶ デジタルレポーティングにおける非財務情報の品質向上のために、監査の必要性を指摘する意見がみられた
- ▶ 第三者による非財務情報の品質チェックにより、開示情報と実態の乖離を防ぐことにつながると認識されている

内容

- ▶ 現状、数値データのみならず、多くの企業がスキルマトリックスを開示しているが、実態と乖離がないのかチェックをどうするか課題である
- ▶ 非財務データは、財務データと同等に重要であると投資家に認知され始め、非財務データも監査を受ける必要がある。特に、報告範囲を遵守した開示かどうか確認する上で重要である。また、GRIやSASBの枠組みに則した開示かどうかも重要である
- ▶ 信頼に足るデータか確認するため監査が重要である
- ▶ 第三者評価を受けることにより、様々な見識を得られ、更にデータの正確性向上にも繋がる
- ▶ JICPAからXBRLをチェックするための実務指針が公表されているが、現時点では保証は求められていない。今後は、ソフトウェア分析が一般的になると品質チェックが必要になると考えられる

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～非財務情報のKPIについて

- ▶ 国際的なフレームワークに合致した定量的なKPIを設定・開示すべきであり、できるだけ財務に相関があるものが望ましいとの意見がみられた
- ▶ 非財務情報のKPIの課題として、算定方法のルール化が挙げられた

内容

- ▶ TCFD、SASBといった国際的フレームワークに合致するような特性を有していることが重要
- ▶ 定量データが出たからといって、それが本当に実質的なものなのかは、もう一歩先の問題かもしれないが、定量化されたものが開示されることが大事
- ▶ できるだけ財務に相関があるものをKPIにするという意識が必要
- ▶ 統一的な基準で比較できると良いと思っている(算定方法のルール化など)

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～非財務情報において電子化が難しい分野、電子化のメリットが得られない項目について

- ▶ 定性情報や図表等は、電子開示システムに掲載しただけでは、比較可能性が担保できないという意見が多くみられた
- ▶ インラインXBRLの利用やユーザーによるフラグ付けにより比較を容易にできるという意見がみられた

内容

- ▶ 定性データは情報量としてもかなり多く、たとえばTCFDにおける気候変動リスク・機会についての情報は長い文書で開示する会社もあり、読み手にとって分かりづらい
- ▶ 定性的な情報を載せるだけでは比較が難しい。価値創造モデルなども絵を並べるとわかるということはあるが、要素を取り出して比較できると見やすいと思うが現状では難しい
- ▶ EDINETの場合、図表等は添付ファイルになっている。当該情報を切り出すとJPEGのような見え方になり、ポータビリティとしてはよくない。電子化という意味では工夫した方が良いと思われる。さらに画像について、埋め込みフォーマットが各種ブラウザで実現できるようになっている
- ▶ XBRLを前提とした話になるが、レポートの読みやすさを重視するあまりに図版(イメージ図、概念図)の中だけで、指標や方針、考え方を作成すると、電子化するのは難しい。比較するという観点からも難しさを認識している。別途HTMLテキスト等で補完する形で、XBRLのタグ付けを実施することで、プラットフォーム側でも比較は可能になるが、作成者側の負担になることが予測される
- ▶ 定性情報についてYES・NOとフラグをたててデータを提供している(気候変動対策について議論しているか、人権政策を施しているか等)。情報を変換して読み手でスクリーニングできるような形でデータを加工し提供。データベンダーとしては定性情報をどう加工するかが論点である

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～非財務情報の電子開示のフォーマットについて

- ▶ これまでの活用実績やデータ構造等を踏まえ、XBRLフォーマットが適切との意見が多数であった

内容

- ▶ 現時点ではXBRLがベストと考えている。XBRLが提供する辞書の定義や検証機能、汎用的な処理プロセッサも製品の中に組み込まれている。項目の変更にも強い仕様であり、他のXML、CSV等で新しくデータ型を定義し、いろいろなチェックの仕組みを作るよりは、既存の仕組みを使うことがベストと考える
- ▶ 階層構造のデータと2次元のデータが表現できることが重要。そういった観点からいうと、CSVやExcelは選択肢から外れる。XBRLは非常に研究しつくされて開発されたフォーマットで、世界中で活用されている実績がある
- ▶ 海外でXBRLを採用した団体は使用をやめていない。各団体とも、より使いやすくするためにはどうすべきかという取り組みを進めている。この動きに鑑みると、海外の当局や開示に関係している団体は、XBRLの有用性を認識していると考えている。もし代替りのフォーマットを作成しようとする、XBRL的なものを作成せざるを得ない
- ▶ 消去法でXBRLになる認識でいる。タクソミーの構造を備えている方が、条件等で抽出する際にもメリットがあると考えている
- ▶ フォーマットとして、XBRLは適切であり、既存のEDINETと整合的である
- ▶ XBRLが機械的にデータを取れるためベストである
- ▶ XBRLで統一するほうがコストの面から良い
- ▶ XBRLの特性として、定義とデータが明確に区別されているため、定義が変更されてもデータを変更する必要はない。非財務情報についても、定義とデータを明確に区別することが求められる
- ▶ 機械可読なフォーマットであればXMLやエクセルでも良い

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～企業内で非財務情報を収集する上での課題および解決策について

- ▶ 企業内で非財務情報の収集をする場合、統一的な社内システムが整備されておらず、課題があるという意見が多数であった
- ▶ 企業側に一定の慣れや、意識の変革が重要という意見が多くみられた

内容

- ▶ 連結システムを活用して情報収集しようとしている会社が多いように見受けられる。ただし、現段階では決定的なソリューションは無く、色々なITベンダーの中で模索が続いていると理解
- ▶ 統一的なシステムがあればよいが、各々の部署でシステムを作っている場合、データをメールベースで集めてエクセルベースでマージするなどの手順が必要。また本社とグループ会社で法人が変わると、システムが違う場合がある。国内と海外でもシステムが異なる場合がある
- ▶ 欲しい情報が本社と、工場や拠点といった現場サイドで異なる場合や、KPIが違う場合、新たにデータを取り直さないといけないケースがある
- ▶ 財務情報についてはこれまでの長年の経験がある一方で、非財務情報はこれからという側面もあり、企業内でのデータの収集が難しい。ある程度経験を積んで、どこにどのようなデータがあるのかというのを時間をかけて整理していく必要がある
- ▶ 財務情報は抜けがあると整合性で確認できるが、非財務情報はデータが抜けていても発見する手段がない。財務情報は企業の規模からも感覚的に数値の妥当性がわかる
- ▶ 意識面が課題と考えている。企業側が積極的に情報提供をしようとするモチベーションが必要。モチベーションを促すためにはステークホルダーを巻き込んだ繰り返しのパブリックコンサルテーション、説明会、トライアルの実施が期待されている

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～財務のXBRLを作成する上で苦労した点、および改良すべき点

- ▶ XBRLをはじめとするデジタル情報の有用性の周知を進めることで、企業担当者の理解・教育に繋げることが必要との声があった

内容

- ▶ XBRLは高度な技術をベースにしており、XBRLの利用者である各企業の担当者は、技術的な観点にはあまり意識が向かず、結果、XBRLの理解という点で各企業の担当者の教育の観点で苦労するケースがある
- ▶ XBRLに象徴されるように、デジタル化された情報の有用性について、周知する活動が今後日本全体としても必要になってくる

4. 非財務情報の電子開示システム開発・整備に関するヒアリング調査結果 ～電子開示システムのユースケースについて

- ▶ 米国や欧州を中心に、AIを利用したビッグデータを扱うシステムやプラットフォームが整備され、定量情報のみならず、定性情報についても投資判断などに利用されているケースがあった

内容

- ▶ 米国では、テキストマイニングやAIの技術を使用して、長文からも必要な情報を抽出できるシステムが浸透しており、定性情報についても比較的、利用される傾向にある
- ▶ 欧米では、クオンツ分析により大量のデータを分析する投資家が増加傾向にある
- ▶ 日本でも、EDGARやEDINETから情報を抽出して、投資評価や投資判断に資する情報を提供するデータベンダーの数が増加傾向にある

The background of the slide is a close-up photograph of vibrant green grass blades. Each blade is covered with numerous clear, glistening water droplets of varying sizes. The lighting is bright, creating a soft bokeh effect in the background and highlighting the texture of the grass and the individual droplets. The overall color palette is a range of greens, from light lime to deep forest green.

5.主要国の非財務情報開示 制度に関する分析と今後の 動向

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～米国SEC：気候変動および人的資本についての開示規制

2021年3月15日、SECは既存開示基準の課題(比較可能性等)に対処するため、意見募集(6月13日)を実施

現行のルール（重要な情報を開示）

Regulation S-K SEC(1977年) (2020年に一部改正)	気候変動関連開示ガイダンス SEC(2010年)
年次報告書における 非財務情報開示	年次報告書への 気候変動リスク情報開示
投資判断に影響を与える「重要 (material)な情報」の開示を要請。 例えば、 ①事業の説明 ②法定手続 ③リスク要因 ④MD&A	開示にあたり、企業が検討する 必要があり得る気候変動関連の 課題として以下を例示 ①法規制の影響 ②国際的な取決め ・京都議定書など ③規制やビジネストレンドの間接 的な影響 ・大量の温室効果ガスを排出す る物への需要減など ④気候変動の物理的な影響 ・異常気象、海面上昇など

SECのESG情報開示に係る意見募集の主な質問

- ▶ SECは、主な検討項目として15の質問を提示しているが、主なものは以下の通り。
1. 年次報告書などをいつどのように開示すべきか。
 2. 温室効果ガス排出量の削減目標など、開示すべき内容は何か。
 3. 金融、石油・ガス、運輸業界など業種ごとに異なる開示義務を設定すべきか。
 4. 国際的に適用されている開示基準(TCFD、SASB、CDSB等)に準じた新たな基準を設けるべきか。
 5. 気候関連の開示を要求するために、例えば、Regulation S-KやRegulation S-Xなどの既存の規則に組み込むべきか。
 6. 開示を監査やその他の保証の対象とすることのメリットとデメリットは何か。
 7. 気候関連の情報開示の信頼性を確保するために、例えば、US-SOXに関する枠組みの利用を検討すべきか？
 8. 基準を順守しない場合、その理由の説明責任の開示義務を設けるべきか。

出典：金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(第24回資料)

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～米国SEC：気候変動および人的資本についての開示規制

2022年第2四半期以降に公表が見込まれる気候変動および人的資本についての新たな開示ルール

気候リスクに関する報告、開示及びフレームワークは、改善されつつあるものの、依然として一貫性が無く、ごく一部の米国企業にしか採用されていない。すなわち、現状のデータ、手法、開示及びリスク低減対策では、投資家や政策立案者その他一般国民による気候リスクに関する経済的実体に基づく理解や判断の手助けとはならない。

ホワイトハウス国家経済会議 議長 ブライアン・ディーズ
ホワイトハウス国家気候担当 ジーナ・マッカーシー

出典：2021年10月14日公表 ホワイトハウス文書
"A Roadmap to Build a Climate-Resilient Economy"

新たな開示ルールにおいて検討されているESG開示項目

気候変動



- ▶ スコープ1, 2及び3の温室効果ガス排出量
- ▶ 企業がどのようにネットゼロやその他の要求項目(パリ協定等)を達成させるかを示すデータ/指標
- ▶ 金融、保険及び輸送等の特定の業種に特化した気候関連の開示項目
- ▶ 気候変動から生じる物理的変化や市場等の変化にどのように適応していくかに関するシナリオ分析

出典：2021年7月28日 SEC委員長 ゲーリー・ゲンスラーによるWeb講演
"Prepared Remarks Before the Principles for Responsible Investment "Climate and Global Financial Markets"

人的資本



- ▶ 従業員の離職率、教育・研修、報酬、福利厚生、ダイバーシティを含む従業員の構成(取締役会のダイバーシティを含む※)、健康と安全

※2021年8月、SECは取締役会のダイバーシティと開示に関するNASDAQダイバーシティ・ルールを承認している

出典：2021年8月19日 SEC委員長 ゲーリー・ゲンスラーによるTweet

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～米国SEC：気候変動についての開示規制

気候変動についての新たな開示ルールについては、特に温室効果ガス排出量のScope 3の開示についての議論が難航している

- ▶ SEC委員長はウォールストリートジャーナルのインタビューに対して、特にステークホルダーの関心が高いScope 3の開示内容について検討していると述べている

Wall Street JournalによるSEC委員長インタビュー
(2021年12月13日)

気候変動：サプライチェーン排出量であるScope 1、Scope 2及びScope 3の全てについて、開示を求めることを検討している。特に、バリューチェーンであるScope 3については、現在、多くの会社が取組みを進めており、ステークホルダー間においても関心が高い分野であるため、その取り組み内容について、どの様な開示を求めるかを検討しているところである。

- ▶ 温室効果ガス排出量のScope 3開示や、財務諸表監査と同様の監査を求めるかが争点となり、議論が難航しているという報道がある

Bloomberg記事「SECは気候関連ルールで泥沼化、ホワイトハウスは新たな挫折に直面」
(2022年2月9日)

SECによる新たな開示ルールの公表は、共和党やロビイストによる反対運動により、3月以降にずれ込む可能性が高くなった。新ルールでは、上場企業に対して、温室効果ガス排出量(スコープ3)や気候変動リスクの管理方法といった詳細情報の開示を強制することが見込まれているが、共和党員やロビイストらによってもたらされた法的課題に対処する範囲で※、どこまで企業に情報開示を求められるか、更に、これらの開示情報について、財務諸表監査と同様に独立した監査人によるサインを求めるかが争点となっている。

※共和党員の多くは、地球温暖化規制はSECの管轄外であると主張しており、また企業団体では既に訴訟戦略が議論されている。石炭産業が盛んなウエスト・バージニア州の司法長官は、大統領の政治的目標を追求するのであれば、法廷で争うことになる旨の警告をSECに送った。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～英国FRC：非財務情報に関する開示規制

FRCは、2022年1月18日に2022年～2025年の3カ年計画を公表し、今後重点的に取り組む分野を明記している

項目	内容
FRC財務報告ラボの動向 ESGデータの作成	<ul style="list-style-type: none">▶ FRCのESG意向表明(*1)で説明されているように、ESG開示に関する課題の1つは、ESGデータを作成・配布・利用するシステムが財務情報のシステムよりも大幅に成熟していないことにある▶ FRC財務報告ラボは、企業・サービスおよびシステムプロバイダー・投資家・その他の利害関係者を招待して、企業がESGデータをどのように作成するかを検討するプロジェクト(*2)に参加する
FRCの2022～2025年の 3カ年計画を公表	<ul style="list-style-type: none">▶ 2022年1月18日にFRCは2022年～2025年の3カ年計画を発表。ARGA(Audit, Reporting and Governance Authority)への移行の準備をする際に、効果的で透明性のある規制当局であるというFRCの継続的な取り組みを表明している(*3,*4)▶ 今後の3カ年計画では、規制基準部門においては、英国の非財務報告基準、環境・気候関連報告および英国コーポレートガバナンスコードの改訂等に重点的に取り組む方針であること、2022/23年の優先事項として英国および国際的な非財務報告の進展への重要な貢献が挙げられている(*5)

*1: 作成→監査と保証→配布→利用→監督→規制の6つの段階にグループ化し課題を特定したものhttps://www.frc.org.uk/getattachment/691f28fa-4af4-49d7-a4f5-49ad7a2db532/FRC-LAB-ESG-Paper_2021.pdf

*2: どのようなESGデータを収集するか、企業がESGデータを測定するために使用する метод論、データの収集と生成に使用するシステム、データの正確性をどのように満たしていくか、データを有用な外部開示に変換する方法について検討<https://www.frc.org.uk/getattachment/3c2b96e0-151a-48cb-a6b5-18399132e73c/Call-for-participants-ESG-data-production1.pdf>

*3: [https://www.frc.org.uk/news/january-2022-\(1\)/frc-release-a-three-year-plan-and-budget-to-prepar](https://www.frc.org.uk/news/january-2022-(1)/frc-release-a-three-year-plan-and-budget-to-prepar)

*4: キングマン・レビューにおいてFRCに代わって明確な法的権限と目的を持つ新たな独立規制機関を設立しその名称をARGAとすることが提言された。英国政府はARGAの一般的な目的は投資家やその他の企業会計・報告書の利用者の利益を促進することだけであってはずらず、規制活動から生じる社会へのより広い利益を考慮することも要求している。 https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/970673/restoring-trust-in-audit-and-corporate-governance-command-paper.pdf

*5: <http://www.frc.org.uk/document-library/frc/2022/frc-strategy,-plan-budget-2022-25>

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～英国FRC：ISSBのサステナビリティ開示基準プロトタイプへの見解

FRCは2022年2月に、ISSBのテクニカル・レディネス・ワーキング・グループ(TRWG)が公表したサステナビリティ開示基準プロトタイプに関する予備的見解を公表。グローバル基準の開発と英国における採用を支持し、下記のとおり提案

領域	意見の概要
基準の構造	<p>下記の構造を一例として提案する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者による説明 - 英国における「戦略報告書」のように、財務及び非財務を対象とした包括的な報告のためのフレームワークを提供する ・ サステナビリティ報告のための概念フレームワーク - IASBの概念フレームワークとの関連性を考慮する必要がある ・ 全般的な要求事項 - トピックに関わらず、サステナビリティ情報の開示のための一般的原則 ・ 特定のトピックに関する業種横断的基準 ・ ISSBタクソミー ・ 業種別ガイダンスと指標 ・ 中小企業向けのIFRSサステナビリティ開示基準 ・ マテリアリティ実務記述書 - サステナビリティ <p>※別個の文書でフレームワークを示し、どの項目が義務か又は任意か明確にすることを提案。</p> <p>基準が公表される前に、構造のすべての構成要素が完了していることは実務上難しいことは理解しているが、構造の全体を可視化し、方向性を理解することは、ステークホルダーにとって有用である。ISSBが基準設定プロセスを開発するにあたり、ISSBがどの程度迅速に基準を見直すかを検討することを奨励する。</p>
ヒエラルキー	<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS第8号「会計方針、会計上の見積りおよび誤謬」の第11項および第12項に規定されているものと同様のヒエラルキーをISSB基準にも含めることを奨励する。サステナビリティ事項についての特定の基準がない場合の取扱いのガイダンスとなり、特定のトピックに関するISSB基準が開発されるまでの暫定措置として、既存の任意非財務報告フレームワークを活用できるようになる。
TCFDの4つの柱の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準は、TCFDの4つの柱である「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」を用いて開発されているが、それだけでは十分ではない。例えば、サステナビリティの問題は各企業のビジネスモデルの文脈で検討されるべきだが、プロトタイプでは明らかにされていない。少なくとも、これらの開示は経営者による説明の「内容領域」の内容と連動している必要がある。 ・ ISSBの各基準で4つの柱を繰り返すことで、内容が重複する懸念がある。
マテリアリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存のIFRS財務諸表におけるマテリアリティの一般原則を用いることは支持する。しかし、サステナビリティ情報へのマテリアリティの適用に関して、ISSBは別の実務記述書を作成することを推奨する。情報が定性的、主観的な性質を持つため、企業はより多くの実務ガイダンスを必要とする領域と考えている。またISSB基準に基づき公表される情報が、投資家にとって有用であることを担保するために必要である。 ・ CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBの5団体が共同で発表した“Statement of intent to work together towards comprehensive corporate reporting”に記載のあるダイナミックマテリアリティのコンセプトを検討することは有用である。
影響の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ基準の開発に際しては、「社会と環境への影響」に関する報告が、企業が価値を創造し、キャッシュフローを生み出す、又は投資意思決定に影響を与える程度において、十分に強調される必要がある。この内容は、「全般的な要求事項」プロトタイプでも強調。 ・ TCFDに基づく気候変動プロトタイプは、主に気候変動リスクが企業に与える影響に焦点を当てており、環境への影響に関する開示は限定的
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンスはサステナビリティ報告の観点において重要な要素の一つと考えている。IFRS財団はその権限の範囲も考慮しつつ、ISSB基準の範囲内でのガバナンス報告の在り方について議論することを奨励する。英国も含め、多くの国が独自のコーポレートガバナンスコードを定めており、国際的な整合性が図られている。企業がコーポレートガバナンスに関する声明の中で提供している既存の開示に連動しているか否かについて検討すべきである。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～英国FRC：ISSBのサステナビリティ開示基準プロトタイプへの見解

①サステナビリティ関連財務情報開示プロトタイプに関する全般的な要求事項に対する見解

領域	意見の概要
<p>ハイレベルコメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則として「全般的な要求事項」を基準上定めるとするアイデアを支持するが、構造的な論点についてさらなる考慮が必要。 ▶ このプロトタイプが明確な目的を持っていることが有用と考える。公開草案(ED)を公表する前に、全体の構造の中にこの基準がどのように位置づけられるのかを示すことは、ステークホルダーにとって有用である。 ▶ いくつかの要素はISSB概念フレームワークに含む方が適切である。(例：IN5、サステナビリティ報告の目的) ▶ プロトタイプは「企業の財務諸表とサステナビリティ関連財務情報を含む、企業の一般目的の財務報告の相互関連性を強化することを目標」にしていると理解している。この目的を支持するが、IASBの一般目的の財務諸表の一部であり、実務上、サステナビリティ情報を報告するための場所の一つになる可能性が高いことから、経営者による説明も参照することを推奨する。
<p>サステナビリティ関連財務情報の利用者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ISSB概念フレームワークにおいて、投資家とより広範なステークホルダーの情報(人、環境、経済)の枠組みを設定することを推奨する。 ▶ ISSBに対して、情報の混乱が生じないよう、ステークホルダーという言葉に注意して使用することを推奨する。例えば、IN2の最後の文章にある「一部のステークホルダーはこれらの事項について報告を求められる可能性がある」の意味が不明確である。
<p>概念要素の適用</p>	<p>報告範囲 - 企業のサステナビリティに関する財務情報の開示と企業の財務諸表の開示の境界を一致させることに同意する。ただし、例えば合弁会社および関連会社に関して、また報告範囲を超えた情報の提供が必要になる場合は、その定義について更なる検討が必要である。</p>
<p>一般的な特徴</p>	<p>定性的な特徴など、概念フレームワークに含める方がよい分野もあると考えている。一般的な特徴として、以下の要素を特定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報開示の内容 - ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・目標 ▶ 表示 - 比較可能性 ▶ 定性的特徴 ▶ 提供方法 - 報告頻度、報告チャネル <p>報告チャネル： 企業が作成する報告の範囲は、会計基準が初めて制定された当時よりもはるかに広範である。このため、IASBやISSBが「一般目的財務報告」の枠組みを定めることは有益だと考えている。プロトタイプはアニュアルレポートに典型的にみられる情報をカバーすることを示唆していると考えられる。アニュアルレポートと、サステナビリティレポート等、企業が独自に作成する報告と区別することが有用である。</p> <p>他の報告書への相互参照の使用を可能にし、相互参照が使用される場合、これらは「参照先の報告書において正確に指定された部分」へのものでなければならないという柔軟なモデルがプロトタイプに含まれていることを歓迎する。このレベルの正確性が、モニタリング等には必要であると考えられる。 また、一般目的財務報告において、開示されるサステナビリティ情報が投資家が求める情報と十分合致するものであることを担保するための文言を、プロトタイプに含めることを推奨する。</p>

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～英国FRC：ISSBのサステナビリティ開示基準プロトタイプへの見解

②気候関連開示基準に対する見解

領域	意見の概要
ハイレベルコメント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ TCFD提言や任意開示ベースの既存フレームワークに基づき開発された本プロトタイプは、適用可能で、且つ、国際的にも広く受け入れやすいものとなっている。 ▶ 一般的な開示要求事項に終始するのではなく、より具体的で主題に特化した開示要求事項を構築することに注力すべきである。 ▶ 本プロトタイプ、“一般的要求事項のプロトタイプ”、並びに、技術的プロトコル(業界別指標を含む)の間に存在する重複を解決する必要がある。 ▶ ISSBの優先項目が気候関連の開示基準であるものの、幅広い基準開発という文脈において他のサステナビリティ開示に関する将来的な開発への影響を考慮し、これらにも適用可能な基準体系と内容であるべきことを念頭に基準策定を検討しなければならない。 ▶ レポート間における開示内容の関連性への留意事項として、年次報告書に含まれる気候関連開示が、IASBで要求される気候リスクの影響を考慮した財務諸表と、相互に関連していることが重要である。
ベストプラクティスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FRCは、開示品質ならびに利用者の利便性向上を目的とした英国開示に関するテーマ別レビューを実施。ISSBが基準を策定を行う際、同様のレビュー及び好事例を検討し、開示におけるばらつきを解消及び既存の開示事例をもとに好事例集の策定を行うことをFRCは推奨する。 ▶ 前述のFRCによるレビューの際に検出された事項は次の通りである。気候変動に関連するリスクと機会、およびそれに伴うビジネスモデルへの影響の開示においてばらつきがみられる。リスクと機会の評価方法については、優先順位付け、発生可能性、影響、およびそれらが具体化する時間枠など、より多くの情報が必要である。事業性に影響を与える可能性がある気候変動シナリオを開示する企業もあるが、詳細はほとんど開示されていない。特にネットゼロに関連する指標等は、定義が不明確で理解が困難であり、誤解を招く可能性がある。「目標」と「野心」は、事業計画や予算を含む事業方針とは明確に区別されるべきである。更に策定した目標に対する実施状況の説明が不十分であり、また、指標の計算範囲や基礎が不明確な場合が多いため、KPIの計算方法については、より詳細な説明が必要である。FRCによるこれらの検出事項を参考に、ISSBはより詳細な開示要求を策定すべきと考える。
一般的要求事項との関係	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般的要求事項プロトタイプの記事内容が、気候関連開示プロトタイプに記載されている開示内容と重複しているため、複雑であり、実際にどのように機能するのか、また、今後の基準においてどのように適用されるのかを理解することは困難である。 ▶ ISSBにおいて最初に策定された基準は気候関連の開示基準である。本基準の構造が今後の他のサステナビリティに関する基準開発においてどのように用いられるのかについて、更なる検討が必要である。
TCFD提言に基づく構築	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロトタイプにおけるTCFD提言の定形化を歓迎するが、現在のプロトタイプはTCFD提言を構築し、強化するためには不十分である。 ▶ TCFD開示の比較可能性と一貫性には課題が残っていることから、ISSB基準の策定にあたっては、追加的な文脈や説明を必要とする分野を特定し、勧告の強化を図るべきである。 ▶ これには、TCFD提言が重複する場合が含まれる。また、解釈の必要性を排除するために、一部の要件について、より詳細な情報を提供することも含まれる。 ▶ 一貫性のある比較可能な開示を可能とするために、可能な限り曖昧さを排除すべきである。 ▶ 英国の法令は、TCFD提言を補完する有用な代替構造を提供することができる。TCFD提言を再構築し、より理解しやすいように要約している。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～英国FRC：ISSBのサステナビリティ開示基準プロトタイプへの見解

②気候関連開示基準に対する見解(つづき)

領域	意見の概要
業界横断と業界別の要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プロトタイプ基準から一般的な要求事項を削除し、対象特有の要素に焦点を当てることにより、報告企業が気候関連開示に重要性判断を適用できるようにすることが必要である。 ▶ 現在のプロトタイプには、全ての企業には適用できない要件が含まれている。 ▶ 業界横断的な指標と業界別の指標との区別は明確に定義されている。業界別の指標は、業界分類ではなく業界の活動に基づいている。 ▶ 技術的プロトタイプには、気候変動に関するSASB基準が記載されている。既に市場で確立されているSASB基準の使用を奨励するが提案された測定基準が対象特有と業界特有の両方であることを確実にするため、更なる作業が必要である。 ▶ 業界別の指標には複数の業界に適用可能な一般的な指標も含まれている。これらは業界横断的な開示要件セクションに移動できる。 ▶ SASB指標は当初米国市場向けに設計されたものと理解されているが、国際的に適用できるようにするために修正する必要がある。例えば、米国固有の規制、プログラム、イニシアティブ等への複数の言及があり、業界別の指標が複数の法域にわたって採用されることを妨げる可能性がある。
リスク・影響	<ul style="list-style-type: none"> ▶ IFRS財団は、ISSBに対し、主たる利用者として投資家を想定した価値創造に適切な開示基準策定に焦点を当てるよう指示した。その結果、価値創造に影響を与え、それを支える影響と因果関係を推論しながら、リスクと機会を中心とした基準が設計された。 ▶ 気候関連のプロトタイプはリスクと機会を中心に構成されているが、移行計画、緩和活動、GHG排出量データ、気候関連(GHG排出量削減)目標などの影響に関連する情報がすでに一部含まれている。 ▶ 気候関連の影響に関して最も欠けているものは、企業の現在のビジネスモデル及び戦略が、自社の事業及びバリューチェーンにおける排出量削減にどのよう貢献しているかについての情報である。 ▶ 投資家は自身のネットゼロ戦略に合わせて投資判断を行っている。したがって、事業への影響に関する情報を提供することにより、投資家が投資戦略に沿った企業の評価を行うことができる。 ▶ 気候関連のリスクと機会及び気候に関連する影響の区別及び相互関係は比較的単純である。しかし、この関係は他のサステナビリティのテーマではより複雑になる可能性がある。ISSBは、リスクと機会を中心とした気候関連の開示基準の枠組みが適切であるかどうか、また他のサステナビリティのテーマに関してはどこで調整する必要があるかを検討することが不可欠である。 ▶ 指標、目標、移行計画に関する最近のTCFDガイダンスで示されているとおり、気候関連のリスク及び機会に対処するための追加的な業界固有の指標をISSBが検討することを推奨する。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～欧州委員会およびEFRAG：非財務情報開示指令の改定(CSRD)

CSRDの概要

2021年4月21日、欧州委員会は、企業のサステナビリティ報告に関する指令(CSRD)に関する提案を公表。詳細な基準は、2022年10月までにEFRAGが作成予定であり、現行の非財務情報開示指令(NFRD)からCSRDに変更される予定

1

範囲の拡大

大企業(非上場企業を含む)及びEUの規制市場に上場をしている企業(SMEs含む)

- ▶ 会計年度中の平均従業員数250名以上
 - ▶ 売上高40百万ユーロ
 - ▶ 総資産20百万ユーロ
- 2つ以上を満たす場合は、大企業

2

監査

当面、報告書には、独立監査人による「限定的な保証(limited assurance)」が求められる。これには、EUタクソミーや報告事項を特定するためのプロセスも含まれる

3

詳細な開示要件

NFRDのダブル・マテリアリティ(企業が環境や社会に与えるインパクト及びサステナビリティ事項が企業に与える影響)の考え方は維持される。これを考慮した上で、サステナビリティ情報の報告が求められる

4

経営者による報告書およびタグ付け

サステナビリティ情報の開示は、年次報告書のマネジメントレポート内に開示し、マネジメントレポートは、財務情報とともに一つの電子フォーマットにより提出する必要がある。タグ付けされた情報は、今後創設されるESAPに集約される予定

5

適用時期

2023年1月1日以後に開始する事業年度に適用開始

日本企業への影響

適用企業数は、旧NFRDの規制下においては約11,000社であるが、CSRDが適用されると約50,000社に増加する。CSRDによって対象企業が拡大するため、より多くの日本企業の現地法人が影響を受けることになる見込みである

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～欧州委員会およびEFRAG：非財務情報開示指令の改定(SFDR)

SFDRの概要

金融セクターを対象に、投資プロセスにおいて、サステナビリティに関する開示の透明性向上を促すために設けられたEUのルール。ESGへの配慮の有無に関わらず、会社レベルおよび金融商品レベルで適用される。2021年3月10日に適用。

Draft RTS(規制技術基準)の適用は、2023年1月1日に延期。内容は最終化されておらず、変更となる可能性あり

開示項目	金融セクターの会社レベルにおける開示			金融商品レベルにおける開示			
	第3条	第4条	第5条	第6条	第7条	第8条ファンド	第9条ファンド
開示項目	サステナビリティ・リスク統合方針	サステナビリティへの主要な悪影響(PAI)	報酬方針	サステナビリティ・リスク	サステナビリティへの主要な悪影響(PAI)	環境性・社会性を促進する金融商品	サステナブル投資が目的の金融商品
内容	会社の投資意思決定におけるサステナビリティ・リスク統合方針の開示	投資意思決定におけるPAIの考慮方法や、これらの影響に関するデュデリジェンスポリシーの開示	サステナビリティ・リスクの統合との整合性に関する情報を報酬方針に組み入れについての開示	金融商品レベルのサステナビリティ・リスク統合方針の開示	金融商品がサステナビリティ・ファクターに与える主要で有害な影響を考慮したものであるかどのように考慮したかについての開示	促進される環境的特性および/または社会的特性の内容を中心に開示	促進される環境的特性および/または社会的特性の内容の代わりにサステナブル投資目的を開示
場所	ウェブサイト	ウェブサイト	ウェブサイト	目論見書	目論見書と定期報告	ウェブサイト、目論見書、定期報告	ウェブサイト、目論見書、定期報告
時期	2021年3月10日	2021年3月10日 (毎年更新)	2021年3月10日	2021年3月10日	2022年12月30日	2021年3月10日 (定期報告は2023年1月1日から開始する事業年度)	2021年3月10日 (定期報告は2023年1月1日から開始する事業年度)
レベル1					レベル2		

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

(参考) 欧州委員会のEUタクソミー規則について

CSRDおよびSFDRにおける開示においては、「EUタクソミー」規則を活用した開示が求められている

欧州委員会は2022年2月2日に「EUタクソミー規則」における天然ガスおよび原子力を「グリーン」に分類する補完的な委任規則案を公表

提案は不完全かもしれないが、現実的な解決策だ。我々を脱炭素の目標に向かって前進させるだろう。

メイリード・マクギネス欧州委員(金融サービス担当)

出典: 2022年2月2日 欧州委員会記者会見

▶ 天然ガスおよび原子力の分類について

- ▶ 2022年2月2日に、欧州委員会は、持続可能な経済活動を分類する「EUタクソミー」規則において、持続可能な経済活動として許容される技術的基準を規定する委任規則に、一定の条件で天然ガスおよび原子力による発電などの経済活動を含める補完的な委任規則案を公表

▶ 次のステップ

- ▶ EUのすべての公式言語に翻訳された後、当委任規則案は正式に議員に伝達され、審査が行われる
 - ▶ 4ヶ月間の審査期間を確保し、欧州議会および評議会が必要と判断した場合には異議を申し立てる。両機関は、更に追加の2カ月の審査期間を要求することができる
 - ▶ 審査期間が終了し、かついずれも異議を申し立てない場合、当委任規則案が発効し、2023年1月1日から適用される

出典: 2022年2月2日 欧州委員会プレスリリース「EU Taxonomy: Commission presents Complementary Climate Delegated Act to accelerate decarbonisation」

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：非財務情報開示指令の改定(CSRD)

- ▶ EFRAGは、CSRD提案のためプロセスを開始し、PTF ESRSクラスターワーキングを公表

年月	内容
2021年4月21日	欧州委員会 は、EFRAGの技術的助言を考慮し、法令を作成することを公表
2022年1月10日	EFRAGのジャン＝ポール・ゴーゼス議長が、EFRAGガバナンス改革の状況についてPTF ESRSに最新情報を提供
2022年1月18日	PTF ESRSは、4つの横断的基準のワーキングペーパーを発表（[草案] ESRS 2戦略とビジネスモデル、[草案] ESRS 3 サステナビリティに関するガバナンスと組織、[草案] ESRS 4 サステナビリティに関する重要な影響、リスクと機会、[草案] ESRS 5 政策、目標、行動計画と資源に関する定義）
2022年1月20日	評議会が開催され、4つの横断的基準、気候変動基準および2つの概念ガイドラインの原案を含むワーキングペーパーの内部レビュープロセスを開始
2022年2月10日	PTF ESRSは、2022年1月18日に発表された4つの横断的基準に関するワーキングペーパーに関して、メンバーが行った合意形成アンケートからのフィードバックを受け議論を実施
2022年2月18日	評議会が開催され、[草案] ESRS 1 総則の構成が提示され、議論を実施。さらに、同日開始された対応する合意形成アンケートのレビューと完了を促進するため、3つのワーキングペーパー（[草案] ESRS E2 汚染、[草案] ESRS E3 水および海洋資源、[草案] ESRS E5 循環型経済）を提示。また、2つの概念ガイドラインに関するワーキングペーパーについて、メンバーが行ったコンセンサス構築アンケートのフィードバックを受け、議論を実施
2022年2月25日	PTF ESRSクラスターワーキングペーパーを公表
2022年3月3日	EFRAG、ESRS（欧州サステナブル報告基準）について、クラスター・ワーキング・ペーパーを公表

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：非財務情報開示指令の改定(CSRD)

- ▶ [草案]欧州サステナビリティ開示基準は、以下の通り

Name of the standard	Code	Name of the standard	Code
Strategy, governance, impacts, risks, opportunities		Social: Affected communities	ESRS S6
General provisions	ESRS 1	Social: Consumers/ End-users	ESRS S7
Strategy and business model	ESRS 2	Governance: Governance, risk management, internal control	ESRS G1
Sustainability governance and organisation	ESRS 3	Governance: Products and services, management and quality of relationships with business partners	ESRS G2
Sustainability material impacts, risks and opportunities	ESRS 4	Governance: Responsible business practices	ESRS G3
Definitions for policies, targets, action plans and resources	ESRS 5	Sector-specific standards	
Sector-agnostic standards		Sector classification	ESRS SEC1
Environment: Climate change	ESRS E1	Presentation	
Environment: Pollution	ESRS E2	Sustainability statements	ESRS P1
Environment: Water & marine resources	ESRS E3	Conceptual guidelines	
Environment: Biodiversity & ecosystems	ESRS E4	Double materiality	ESRG 1
Environment: Circular economy	ESRS E5	Characteristics of information quality	ESRG 2
Social: Own workforce - general	ESRS S1	Time horizons	ESRG 3
Social: Own workforce - working conditions	ESRS S2	Boundaries and levels of reporting	ESRG 4
Social: Own workforce - equal opportunities	ESRS S3	EU and international alignment	ESRG 5
Social: Own workforce - other work-related rights	ESRS S4	Connectivity	ESRG 6
Social: Own workforce - other work-related rights	ESRS S4		
Social: Workers in the value chain	ESRS S5		

出典：2022年1月18日 EFRAGリリース「PTF-ESRS Batch 1 working papers -Cover note and next steps」

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：EFRAGのガバナンス改革推進

- ▶ 欧州委員会のマクギネス委員（金融サービス担当）は、EFRAGに対し、サステナビリティに関する活動及びサステナビリティに関する報告に関心を持つ多様なステークホルダーを統合するガバナンスの改革を要求。その結果EFRAGによるガバナンス改革が推進。

年月	内容
2021年6月	欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）草案作成のための適正手続き（Due Process Procedures）案に関する公開協議が開始
2021年11月16日	新たなサステナビリティ報告の柱の一つとして、コーポレート報告に関心を持つ全てのステークホルダーをバランスよく代表するEFRAGメンバーへの関心表明の呼びかけを開始。初期メンバーとなる組織は、ガバナンス改革により多く参加できる
2021年12月3日	EFRAGのフルメンバーになるための条件の詳細、及びその他の方法によるEFRAGの活動への貢献の仕方について説明
2021年12月15日	欧州委員会に設置したEFRAG財務報告及びサステナビリティ基準審議会の委員長の公募を開始
2021年12月21日	新たな加盟組織を承認する総会が2022年1月21日に開催されることを、関心があるステークホルダーに通知
2021年12月23日	EFRAG総会は、EFRAG 評議会の委員長の募集を開始
2022年1月21日	EFRAGの規定と内部規則の改正を承認。これらは、ガバナンスの実施のための法的根拠を形成する EFRAGは、EFRAGのガバナンス改革推進のため、より包括的にサステナビリティ報告に取り組むために幅広いステークホルダーのメンバーの加盟を促進している（新たに13の組織が加盟）
2022年1月26日	サステナビリティ報告審議会のメンバーの公募を開始
2022年1月27日	EFRAG、サステナビリティ報告・技術専門家グループのチェア及びメンバーの公募を開始
2022年2月18日	EFRAG は、Eurosif をサステナビリティ報告メンバーに迎え、EFRAG 評議会を完成

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：「経営者による説明」公開草案に対するフィードバック

EFRAG：IFRS財団の公開草案(ED)「経営者による説明」に対するEFRAGのフィードバック・ステートメントの背景

EFRAGが公表したフィードバック・ステートメントを読む上で、下記の背景を把握することが重要である

- ▶ 欧州(EU)では、EU指令に基づき、各国法が取締役会報告書の「経営者による説明」(マネジメント・コメントリー)の要件を定めているため、EUでは現行の実務指針はほとんど使用されていない。ただし、EFRAGは、「経営者による説明」において一般的な観点から重要だと考えている。
- ▶ 当公開草案(ED)は、IFRS財団(ISSB)、およびEU/EFRAGの両方において、サステナビリティ報告が主要な焦点となった時期に公表された。「経営者による説明」で扱われるトピックと、(将来の)サステナビリティ報告の内容は、重複する可能性がある。「経営者による説明」に関する全面的な見直しを行い、その後、サステナビリティ報告に係る検討を実施するような場合、内容的な重複が生じる可能性がある。両者の相互連携を通じた検討が、より自然な進め方である。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：「経営者による説明」公開草案に対するフィードバック

「経営者による説明」公開草案に関するEFRAGのフィードバック・ステートメント(2022/2公表)

EFRAGが2022年2月1日に公表した最終版のフィードバック・ステートメントの内容の抜粋は以下の通り

質問	EDの提案	EFRAGの暫定的な見解とフィードバック	EFRAGの最終ポジション
<p>【質問 3】 経営者による説明の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「経営者による説明」が、財務諸表の報告企業の業績や財政状態に対する、投資家や債権者の理解を深め、長期なあらゆる時間軸的観点から企業が価値を創造しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える要因について、洞察を与えるような重要情報を提供することを提案 ▶ 「価値創造の能力」の意味など、この目的のさらなる側面について説明 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EFRAG はドラフトコメントレター(DCL)において、「経営者による説明」の目的案を支持したが、「価値創造能力」と「キャッシュ・フロー創出」の概念の関係をさらに明確にし、特定の用語とその相互作用の定義を改善するよう要求 ▶ 全体としてEFRAGメンバーはEFRAG の見解を支持したが、一部メンバーは下記のとおり提案： <ul style="list-style-type: none"> - 相互連結性ではなく、連結性に言及すべき - 価値創造と企業価値の定義や、キャッシュ・フロー創出との相互作用を明確化すべき - IASBはより広範な利害関係者の情報ニーズに対応すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「価値創造」、「企業価値」、「キャッシュ・フロー創出との相互作用」等の用語の定義を明確にすることを提案
<p>【質問 4-6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全体的なアプローチ ▶ 開示目的の設計 ▶ 内容領域についての開示目的 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 目標に基づくアプローチによって、各コンテンツごとに明示的な開示目的を設定することを提案 ▶ 6つの内容領域についての開示目的を提案： <ol style="list-style-type: none"> ① 企業の事業モデル ② 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略 ③ 企業の資源及び関係 ④ 企業が晒されているリスク ⑤ 企業の外部環境 ⑥ 企業の財務業績及び財政状態 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 見出しと特定の開示目標を組み合わせた目標に基づくアプローチを支持 ▶ ただし、提供された情報が利用者の評価(評価目的)に十分であるかどうかを評価するよう作成者に求めている点について、EFRAGは追加的な複雑性が発生すると認識 ▶ ガバナンスは、他の6つの内容領域に横断的に取り組むことを提案 ▶ リスクと機会に関する議論を組み合わせることを検討し、オフバランスコミットメントに関する開示を追加のコンテンツとして検討することを提案 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 目標に基づくアプローチを支持 ▶ ガバナンスは、他の6つの内容領域に横断的に取り組むのではなく、別個のコンテンツとして取り組むべきと提案 ▶ 「オフバランスコミットメント」という表現を、IFRSにおいて「義務化されていないコミットメント」に変更 ▶ IASBに対し、当該項目が「経営者による説明(IFRS実務記述書第1号)」の「財政業績及び財務状態」の内容に含まれるべきであることを明確にするよう勧告

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：「経営者による説明」公開草案に対するフィードバック

質問	EDの提案	EFRAGの暫定的な見解とフィードバック	EFRAGの最終ポジション
<p>【質問 7-8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要事項（キーマター） ▶ 長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「企業が価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出す能力の基礎となる」事項を「キー」（主要）と特定 ▶ 特に例示として、長期的な見通し、無形資産及び関係並びにESG事項が、重要関連事項に影響するものとして強調 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「経営者による説明」は、企業価値、キャッシュフロー創出のために主要事項（キーマター）に焦点をあてることを合意 ▶ ただし、主要事項（キーマター）という新しい用語に懸念。監査上の主要な検討事項（ISA701）の概念と混同されることを懸念 ▶ 環境と社会トピックに関するガイダンスの提案を支持するが、ガバナンスのガイダンスも検討すべきと提案 ▶ EFRAG構成メンバーからは、これらの関連事項により重点を置くべきという意見や、より構造化、包括的で統合された視点で提供されるべきという意見が出た 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要事項（キーマター）という表現には、引き続き懸念する ▶ IASBはISSBと共同で、無形資産の報告について、「経営者による説明」、財務諸表およびガバナンス報告書の情報を組み合わせて、包括的な観点から検討することを提案
<p>【質問 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナビリティ報告に関する IFRS 財団評議員会のプロジェクトとの相互関係 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業は改訂された本実務記述書を、他の開示要求・ガイドラインと合わせて、サステナビリティ関連事項を開示する上で適用可能 ▶ 「経営者による説明」は、企業がその他の開示要求・ガイドラインを用いて特定した、環境・社会に関連する重要な情報を開示する適切な記載場所になりうる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サステナビリティ報告の要件を策定する上で重要な継続的イニシアティブが存在することを認識し、「経営者による説明」に影響しうる可能性がある。IASBとISSBが本ガイダンスの目的と内容に関し連携することを提案 ▶ EFRAG構成メンバーからは、ISSBのサステナビリティレポートのスタンスが明確になるまでは、本実務記述書の改訂プロジェクトを停止し、両委員会の共同プロジェクトとして実施すべきという意見も出た 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暫定的な見解とフィードバックの意見を維持 ▶ ISSBの作業開始を考慮して、IASBがマネジメント・コメントプロジェクトの最終化を再検討することを提案 ▶ IASBとISSBは改訂プロジェクトに連携して取り組むことを提案

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：「経営者による説明」公開草案に対するフィードバック

質問	EDの提案	EFRAGの暫定的な見解とフィードバック	EFRAGの最終ポジション
<p>【質問 10-12】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要性の判断の行使 完全性、バランス、正確性及び他の属性 指標 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な事項と情報を特定するためのガイダンス、例示を提案 <ul style="list-style-type: none"> - 各内容の領域における重要事項 - 各内容分野について、経営者が重要事項を監視し、その管理の進捗を測定するために用いることができる指標 - 特定の開示目的に関連する重要な情報 完全性、バランス、正確性についてのガイダンスを提供しているが、直接的には言及していない。その代わり、構成要素は、「完全」、「均衡」、「正確」という用語の中に包含 測定基準に関する情報は企業特有のものであり、その企業が事業を行っている業界を反映するものであるため、測定基準のリストを指定することは提案されていない一方で、経営者が測定基準を含む企業特有の重要な情報を識別するためのガイダンスを提供 重要な情報には、企業の経営者が重要事項を監視し、重要事項の管理の進捗を測定するために使用する指標が含まれる。IASB理事会は、各内容領域について、重要事項の監視やその管理の進捗を測るために用いられることのある指標の例を提示することを提案。また、他の機関が公表した詳細なトピック別又は産業別の要求事項やガイドラインを使用して、関連しそうな指標を特定することを認めている 	<ul style="list-style-type: none"> 重要性に関する適用指針が、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」とどのように関連付けられるかという点に対して、更なる検討を行うようIASBIに勧告 企業が重要性の判断を適用して、重要な情報を特定するための指針を示すガイダンスを歓迎したが、指標という概念の広範性と非財務情報に関連する指標に関するガイダンスの欠如を懸念 指標について、具体的な基準や関連する規制が存在しない場合には、非財務情報指標に関する効果的な実用化には限界があると考え 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の比較可能性を高めるという目標を支持する一方で、作成者が同業他社の開示を積極的に監視することは不必要な負担となるため期待すべきではない 指標に関するガイダンスを全面的に支持する一方で、非財務情報の範囲は、価値創造を説明するために必要な指標に関するものであるべき（企業の財務業績や財政状態に限定されない）

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-1. 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査

～EFRAG：「経営者による説明」公開草案に対するフィードバック

質問	EDの提案	EFRAGの暫定的な見解とフィードバック	EFRAGの最終ポジション
<p>【質問 13-16】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 重要性がある可能性のある情報の例 ▶ 発効日 ▶ 影響分析 ▶ その他のコメント 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 開示目的を満たすために必要とされる重要性がある情報は、企業及びその状況に応じて決まるものの、重要性がある可能性のある情報の例を提案 ▶ 本実務記述書がIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」(2010年公表)を公表日以後に開始する年次報告期間について置き換えることを提案。これは、本実務記述書が、公表日の少なくとも1年後に終了する年次報告期間について適用されることを意味する ▶ 本提案の予想される影響分析を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本提案における個別開示の目的とコンセプトの関係について、更なる検討と説明を行うことを提言 ▶ 発効日以降の早期適用は有用であるものの、経過措置も有用である ▶ EDにおける提案により期待される影響、その運用可能性、執行可能性、監査可能性をさらに理解するための実地試験を奨励 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 暫定的な見解とフィードバックの意見を維持

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-2. 主要国の非財務情報の開示に関する比較

▶ 制度開示や国際的なサステナビリティ開示基準について

		開示の義務		主な想定利用者 (投資家 or マルチステークホルダー)	基準の粒度		情報の分野*1				
		制度	任意		原則主義	細則主義	経営戦略	ガバナンス	気候	人的資本	
国内制度	金融商品取引法	●		投資家		●	●	●	*2	*2	
	会社法	●		投資家		●	●	●			
	取引所規則	●		投資家		●	●	●	△*3		
国際基準・ フレームワーク	国際統合報告フレームワーク		●	投資家	●		●	●		*4	
	SASB基準*5		●	投資家		●	●	●	●	●	
	GRI基準		●	マルチステークホルダー		●	●	●	●	●	
	CDSBフレームワーク		●	投資家	●				●		
	TCFD提言		●*6	投資家	●				●		
海外制度	米国	●		投資家	●*7*8	●	●	●	●*7	●*8	
	英国 *15	金融商品取引法*12	●		投資家		●	●	●	●	●
		会社法*13 *14	●		マルチステークホルダー		●	●	●*9	●*10	●
		取引所規則	●		投資家		●	●*11	●*11	●*11	
	欧州	NFRD*16(企業向け)	●		マルチステークホルダー		●	●	●	●	●
		CSRD(企業向け)	●*17		マルチステークホルダー		●	●	●	●	●
SFDR(金融機関向け)		●		マルチステークホルダー		●	●	●	●	●	

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-2. 主要国の非財務情報の開示に関する比較:脚注①

- * 1 : 基準・フレームワーク内で当該分野が明示されている場合に●としている。一部の企業に対する実質義務化がなされている場合、△としている。
- * 2 : 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、2022年3月現在議論が行われている。
- * 3 : 2022年4月に創設されるプライム市場上場企業においては、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実が求められる。
- * 4 : 国際統合報告フレームワークでは、組織を支える6つの資本の一つとして「人的資本」が挙げられている。また、統合報告書において、ガバナンス責任者のスキル及び多様性等と組織の価値創造能力との関連についての洞察を提供することが求められている。
- * 5 : 業種別基準であり、業種によって求められる内容が異なる。
- * 6 : 英国のプレミアム市場上場企業はComply or explainベースによる開示が求められている。また、日本については*3のとおり。
- * 7 : SECは、2022年第2四半期以降に、強制適用となる細則主義ベースの気候関連開示ルールを発表する予定である。当該ルールにおいては、TCFDフレームワークが踏襲されており、スコープ1、2及び3の温室効果ガス排出量等に関する開示要請を含めることが検討されている。特に排出量データについては、開示について何らかの保証が求められることが予想される。当該ルールの発表後は、ステークホルダーによるフィードバックを受け、2022年後半に最終決定される可能性が高い。企業においては、2024年初めからの開示開始が予想される。なお、現行のSEC開示ルールでは、気候関連の開示については言及されていないが、2010年に発表された気候変動関連の開示ガイダンス(Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change)では、現行の原則主義によるルールにおいても気候関連で開示を求める可能性がある旨が説明されている。
- * 8 : 2020年11月施行の人的資本に関する情報開示について原則主義ベースのルールが現在SECにおいて運用されているが、このルールに置き換わる制度として、2022年第2四半期以降、SECは強制適用となる細則主義ベースの人的資本関連開示ルールを整備する予定である。当該ルールには、従業員の離職率、教育・研修、報酬、福利厚生、ダイバーシティを含む従業員の構成、健康と安全等の多くの要求事項が含まれることが予想される。これとは別に、取締役会レベルのダイバーシティについて追加開示を求めるルールの発表が予定されている。なお、2021年8月、SECは取締役会のダイバーシティと開示に関するNASDAQダイバーシティ・ルールを承認している。
- * 9 : 非上場企業(AIM企業を含む)で、(a)従業員数が2,000人以上の企業、または(b)売上高が2億ポンド以上、且つ、総資産が20億ポンド以上の企業には、コーポレート・ガバナンスに関する声明が要求される。開示および透明性ルールに基づいてコーポレート・ガバナンスに関する声明の提出が既に適用されている企業(慈善団体およびコミュニティ利益会社含む)は対象に含まれない。
- * 10 : 温室効果ガスおよび炭素報告の開示は、合理化されたエネルギーおよび炭素報告(SECR)の下で、上場企業および非上場の大手企業に要求されている。一定の免除規定(例えば、40,000kWh以下の電力を使用する場合、親会社が英国の連結ベースで法定開示を行う場合等)がある。開示の範囲は、上場企業か非上場企業かによって異なる。従業員数が500人を超える一部の企業(グループ子会社を含む)、すなわち英国の規制対象市場での取引が認められている企業(および金融上場会社)、AIM企業、および売上高が大きい企業(グループ子会社を含み、5億ポンド以上の売上高))は、2022年4月6日以降に始まる会計年度について、TCFDに基づく気候関連の情報開示を含める必要がある。ただし、英国の親会社が当該情報を含むグループ戦略報告書を作成している場合等は、免除される。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-2. 主要国の非財務情報の開示に関する比較:脚注②

- * 11: 英国のプレミアム市場上場企業は、TCFD勧告および推奨されている開示と整合性のある気候関連の財務開示を報告すること(または、報告しない場合はその理由を説明すること)が求められている。コーポレート・ガバナンス・コードの規定への準拠を表明すること(または、逸脱を説明すること)、およびコーポレート・ガバナンス・コードの各原則をどのように適用しているかを説明することが要求されている。英国のスタンダード市場上場企業(スタンダード市場上場株式およびグローバル預託証券(GDR)の発行者であるが、上場投資法人およびペーパーカンパニーは除く)は、TCFD勧告および推奨されている開示と整合性のある気候関連の財務開示を2022年1月1日以降に開始する会計期間について報告することが要求されている。報告しない場合はその理由を説明することが求められている。
- * 12: 英国の規制対象市場での取引が認められている証券を保有する企業は、コーポレート・ガバナンスに関する声明(およびダイバーシティ・ポリシー)を含むDTR7の情報開示を行う必要がある。
- * 13: 免除される場合を除き、500人以上の従業員(グループ子会社を含む)を有する英国の特定の事業体、すなわち、上場企業(英国の規制対象市場での取引が認められた譲渡可能証券(負債証券を含む)を発行する企業)、銀行、認可保険会社および保険市場活動を行う企業は、年次報告書および決算書に非財務情報を含めることが要求される。

この範囲に含まれる企業は、企業の発展、業績、地位および活動の影響を理解するために必要な範囲で、環境、従業員、社会、人権の尊重、腐敗防止および贈収賄防止に関する情報を開示しなければならない。これには、以下の内容が含まれる。

- ▶ 企業のビジネスモデル
- ▶ 上記の事項に関して会社が遂行する方針、これらの方針に従って会社が実施するデュー・ディリジェンス・プロセス
- ▶ 当該方針の結果
- ▶ 会社の事業に関連して発生する注記事項に係る主要なリスク及びその管理方法
- ▶ 非財務の主要なパフォーマンス指標
- ▶ 上記で特定された主要なリスクに関連する悪影響を引き起こす可能性のある取引関係、製品およびサービス
- ▶ この対象範囲は、2022年4月6日以降に開始する事業体を対象とし、非財務情報・サステナビリティに関する情報開示が要求されている(*10参照)。

さらに、上場企業(株式がロンドン証券取引所に上場されている企業、EEAに公式に上場されている企業、またはNASDAQやニューヨーク証券取引所で取引することが認められている企業など)の戦略報告書には、環境問題、企業の従業員、社会、コミュニティ、人権の問題に関する情報(ポリシーとその有効性に関する情報を含む)が含まれている必要がある。また当報告書には、取締役会、経営陣幹部、従業員の性別多様性に関する情報も含まれている必要がある。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-2. 主要国の非財務情報の開示に関する比較:脚注③

* 14 : 2018年には、2006年英国会社法は、ステークホルダーとのエンゲージメント(従業員とのエンゲージメントを含む)、および取締役が主要な意思決定を行う際にステークホルダーの意見をどのように考慮するかに関する具体的な開示要件を導入した。これらの開示条件の会社規模の閾値は様々で、下記の通りである。

①Regulation 4 Miscellaneous Reporting Regulations (MRR)

内容: 戦略報告書において、第172条(1)(a)から(f)までに定める事項に関して取締役が遵守すべき義務をどのように遵守したかに関する開示

条件: 英国の法人企業は、すでに戦略報告書の作成を要求されている。ただし、会計年度内に中規模企業として認定された企業は除く。企業が次のうち少なくとも2つを満たす場合、中規模企業に該当しない。

- ▶ 売上高が36百万ポンド以上
- ▶ 総資産が18百万ポンド以上
- ▶ 従業員数が250人以上

企業が不適格グループ(公開会社、銀行等)に属する場合、2006年英国会社法の下で中規模企業に該当する企業は戦略報告書を作成する必要があり、したがって第172条(1)の報告書を作成する必要があることに留意すべきである。また、規模にかかわらず自らの権利で不適格グループとなる場合も同様である。

②Regulation 13 MRR

内容: 取締役報告において、取締役が従業員とどのように関わり、従業員の利益に配慮したか、及びこれらが会社が行った重要な意思決定に対して与えた影響を要約した内容を開示

条件: 英国で250人以上の従業員を有する企業(会社が親会社の場合、親会社自体ではなく、グループ内の従業員数を活用)

③Regulation 13 MRR

内容: 取締役報告において、取締役とサプライヤー、顧客およびその他の取引関係を促進する必要性について、取締役がどのように考えていたか、及び会社の重要な意思決定に対する影響を要約した内容を開示

条件: 以下のうち少なくとも2つを満たす英国の企業

- ▶ 売上高が36百万ポンド以上
- ▶ 総資産が18百万ポンド以上
- ▶ 従業員数が250人以上

* 15: 非財務情報開示に影響を与える可能性がある今後の英国の法律および規制の変更は本表には含めていない。現在、英国にて開発中の基準には主に以下が含まれるが、以下に限定されない。「グリーン・ファイナンス:持続可能な投資へのロードマップ」(2021年10月)に記載されているように、英国政府は英国グリーンタクソミーと経済全体のサステナビリティ情報開示要件(SDR)を策定している。このSDRには、対象企業に対して、英国グリーン・タクソミーとISSBのサステナビリティ報告基準に関する開示要件が含まれる。公表の義務化もSDRに組み込まれ、アセットマネージャーおよびアセットオーナーに対して企業レベルおよび金融商品レベルについての追加の開示要件が適用される。なお、SDRの詳細は協議の対象となっているが、時期はまだ確定していない。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向

5-2. 主要国の非財務情報の開示に関する比較:脚注④

* 16 :2022年にCSRDに置き換わる予定。

* 17 :CSRDの適用対象。

- 単体ベース(EY域外の外国法人の子会社で且つ欧州域内で事業を行う特定の企業を含む)

(i) すべての「大規模」事業者(上場・非上場を問わず)

(ii) EUの規制市場に上場している譲渡可能な証券を有する事業(上場している零細企業*を除く)

上記項目(i)において、以下のうち少なくとも2つ以上該当する場合、「大規模」とみなされる。

a. 総資産が20百万ユーロ

b. 売上が40百万ユーロ

c. 会計年度の平均従業員数が250人以上

*零細企業としてみなされるには、以下のうち少なくとも2項目を下回る必要がある。

(a) 総資産が35万ユーロ

(b) 売上が70万ユーロ

(c) 会計年度の平均従業員数が10人以上

- 連結ベース

▶ 「大規模」事業者(連結ベースで上記単体ベースの(i) (ii)と同じ閾値を超えるグループ)の親会社は、そのグループ全体に関する連結非財務諸表を公表することが求められる。(特定のEUの親会社の非EU子会社を含む)

▶ 親会社は、連結経営報告書にサステナビリティ報告を含める必要があり、その場合、子会社は義務を免除される。

▶ 親会社が第三国に設立されている場合、EUが第三国の報告基準の同等性を認めている場合に限り、子会社によるサステナビリティ情報報告は免除される。

※ただし、CSRDは現段階ではまだ提案段階にあることが留意事項である。

5. 主要国の非財務情報開示制度に関する分析と今後の動向 (参考)英国:会社法に基づく開示要求

会社法に基づく開示要求:

500人以上の従業員(グループ子会社含む)を有する**上場企業**(英国の規制対象市場での取引が認められた譲渡可能証券(負債証券を含む)を発行する企業)、**銀行、認可保険会社および保険市場活動を行う企業**は、**年次報告書および決算書**に、企業の発展、業績、地位および活動の影響を理解するために必要な範囲で、**環境、従業員、社会、人権の尊重、腐敗防止および贈収賄防止に関する情報を開示しなければならない。**

2022年4月6日以降に始まる会計年度については、**従業員数が500人以上の一部の企業(グループ子会社を含む)、すなわち英国の規制対象市場での取引が認められている企業(および金融上場会社)、AIM企業、および売上高が大きい企業(グループ子会社を含み、5億ポンド以上の売上高))は、TCFDに基づく気候関連の情報開示を含める必要がある。**(英国の親会社が情報を含むグループ戦略報告書を作成する場合等、免除される場合を除く)

2018年には、2006年英国会社法は、ステークホルダーとのエンゲージメント(従業員とのエンゲージメントを含む)及び、取締役が主要な意思決定を行う際にステークホルダーの意見をどのように考慮したかに関する具体的な開示要件が導入された。

開示要件	開示対象企業の条件
Regulation 4 Miscellaneous Reporting Regulation(MRR) 戦略報告書において、第172条(1)(a)から(f)までに定める事項に関して取締役が遵守すべき義務をどのように遵守したかに関する開示	<ul style="list-style-type: none"> ▶売上高が36百万ポンド以上 ▶総資産が18百万ポンド以上 ▶従業員数が250人以上
Regulation 13 MRR 取締役が従業員にどのように関わり、従業員の利益に配慮したか、および会社の重要な意思決定に与えた影響を与えたかを要約した取締役報告書の記述	英国で従業員数が250人以上(子会社含む)
Regulation 13 MRR 取締役とサプライヤー、顧客およびその他との取引関係を促進する必要性について、取締役の考え方、及び会社の重要な意思決定に対する影響を含めた取締役報告書の記述	以下のうち少なくとも2つを満たす英国法人 <ul style="list-style-type: none"> ▶売上高が36百万ポンド以上 ▶総資産が18百万ポンド以上 ▶従業員数が250人以上

今後の見通し:

「グリーン・ファイナンス:持続可能な投資へのロードマップ」(2021年10月)に記載されているように、英国政府は英国グリーンタクソノミーと経済全体のSDRを策定している。SDRには対象となる企業に対して、英国グリーンタクソノミーとISSBのサステナビリティ報告基準に関する開示要件が含まれる。公表の義務化もSDRにも組み込まれ、アセットマネージャーおよびアセットオーナーに対して追加的な開示要件が適用される。なお、SDRの詳細は協議の対象となっているが、時期は確定していない。

A close-up photograph of vibrant green grass blades, each adorned with a clear, glistening water droplet. The background is softly blurred, creating a bokeh effect of light green and white circles. A white rectangular box is overlaid on the left side of the image, containing the text 'Appendix'.

Appendix

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査 ～調査方針について

下記の調査方針に基づき、2週間毎に主要国の非財務情報の開示制度の最新動向について情報提供を行いました

項目	内容
調査対象	<ul style="list-style-type: none">▶ 米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度▶ 英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度▶ EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定
調査方法	<ul style="list-style-type: none">▶ 各当局の公式ウェブサイト▶ SEC: SEC.gov HOME▶ FRC: Homepage Financial Reporting Council (frc.org.uk)▶ 欧州委員会: European Commission, official website (europa.eu)▶ EFRAG: Home - EFRAG
調査期間	<ul style="list-style-type: none">▶ 情報提供日から見た過去2週間

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(1/58)

～米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
気候及びESGに関するリスクとチャンスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候関連の開示制度に関するアップデートは主に右記のウェブサイトに集約されており、以下の項目が含まれる: 気候変動開示に関するパブリックコメントの要請、気候関連開示の見直しに関する声明、SEC審査部門による2021年の審査の優先順位の発表、気候とESGに焦点をあてたタスクフォースの創設、ESGファンド(投資家情報)、ESG投資の審査 	https://www.sec.gov/sec-response-climate-and-esg-risks-and-opportunities
SEC審査部は、気候関連リスクを含む2021年審査の重点項目を発表(2021/3/3)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 重点項目には以下が含まれる: 法令順守、情報セキュリティと回復力(事業継続計画、災害復旧計画)、デジタル資産を含むFintech、マネーロンダリング防止プログラム 	https://www.sec.gov/news/press-release/2021-39
SECは執行部に「気候・ESGタスクフォース」を設置したことを発表(2021/3/4)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資家の関心や気候・ESG関連の開示と投資の重要性の高まりを受け、当該タスクフォースはESG関連の不正行為を積極的に特定するためのイニシアチブを取る。 	https://www.sec.gov/news/press-release/2021-42
気候変動に関する開示についてパブリックコメントを募集(2021/3/15) (2021/9/29)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SECは、投資家、登録企業、その他市場参加者より、気候変動に関する開示についてパブリックコメントを募集。(アナウンス日以後90日間限定だが、提出ページは未だオープンの状態) 質問は以下を含む15項目; ・気候変動に関する情報は、アニュアル・レポート、その他の定期的な提出書類に含めるか、または別の方法で開示すべきか。 ・気候リスクに関連する情報のうち、定量化及び測定することが可能なものは何か。 ・世界共通のグローバル基準と複数の基準、どちらを設けるべきか。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ パブリックコメントの受付は、2021年3月15日以後90日間限定であったが、直近のコメントの日付は2021年9月29日となっている。 	https://www.sec.gov/news/public-statement/lee-climate-change-disclosures https://www.sec.gov/comments/climate-disclosure/cll12.htm

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(2/58)

～米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>(参考) SECはRegulation S-Kに基づき、ビジネス、法手続き、リスク要因の開示を近代化するための改正案を採用 (2020/8/26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ SECは、Regulation S-Kに従って登録事業者が開示が求められる事業内容の説明(項目101)、法手続き(項目103)、及びリスク要因(項目105)に関する開示を近代化するための改正案を採用することを決議。SEC委員長のジェイ・クレイトンは、「特に人的資本の開示を重要視している」とコメントしている。 	<p>https://www.sec.gov/news/press-release/2020-192</p>
<p>(参考) Regulation S-K(101, 103, 105)の改正、及び小規模事業者への適用ガイダンス (2020/8/26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 改正Regulation S-Kは、2020年9月以降に提出される登録届出書、定期報告書、代理声明、及び項目101、103、105に基づき開示が求められるその他の文書を提出する米国内登録事業者と米国外の民間発行者の両方に適用される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人的資本に関する項目の追加(Item 101(c)) 登録事業者の人的資本に関する説明を、当該事業者のビジネスを理解する上で重要な範囲において含める。 	<p>https://www.sec.gov/corpfin/modernization-regulation-s-k-compliance-guide</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(3/58) ～米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>米国連邦議会の上下両院に法案 "Workforce Investment Disclosure Act of 2021"が提出された。 (2021年5月25日)</p>	<p>バージニア州のワーナー上院議員とアイオワ州のアクション下院議員は、上場企業に対し、スキル・トレーニング、従業員の安全と定着に関する投資を含む重要な労働力管理指標の開示を義務付ける法案を再提出した。</p>	<p>Mark R. Warner上院議員によるアナウンス: https://www.warner.senate.gov/public/index.cfm/2021/5/warner-introduces-bicameral-legislation-to-shed-light-on-workforce-management-development Cindy Axne下院議員によるアナウンス: https://axne.house.gov/media/press-releases/axne-warner-introduce-updated-legislation-reveal-investments-us-workforce</p>
<p>(同上) (2021年5月25日)</p>	<p>上場企業が、以下を含む労働力管理方針、取組、成果に関する情報を年次で開示することを義務付けた</p> <ul style="list-style-type: none"> A)従業員統計情報(正社員、パートタイム従業員、契約社員の内訳) B)従業員の離職率 C)従業員の構成(ダイバーシティに関するデータ; 宗教、人種、性別等の内訳) D)従業員のスキルと能力 E)従業員の健康、安全、福祉(ハラスメントや差別に関する調査結果を含む) F)従業員の報酬、福利厚生、インセンティブ G)従業員の採用(リクルート活動) H)従業員の生産性に関する情報(働き方、ワークライフバランス等) <p>※SECでは、新興成長企業に対して特定の開示を免除する可能性あり</p>	<p>下院への提出内容 https://www.congress.gov/bills/117th-congress/house-bills/3471 上院への提出内容 https://www.congress.gov/bills/117th-congress/senate-bills/1815</p>
<p>米国下院、アイオワ州の中小企業と投資家の機会均等化を目的としたアクション下院議員による2つの法案を可決 (2021年6月16日)</p>	<p>米国下院は、上場企業の透明性を向上させ、アイオワ州の中小企業、労働者、投資家の機会均等化を目的として、アイオワ州のシンディ・アクション下院議員が作成した2つの法案を可決した。"The Disclosure of Tax Havens and Offshoring Act"及び "the Workforce Investment Disclosure Act" は、米国企業の開示要件規則を更新する法案パッケージの中で、6/16に下院を通過した。</p>	<p>https://axne.house.gov/media/press-releases/house-passes-two-axne-bills-aimed-leveling-playing-field-iowa-small-businesses</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(4/58) ～米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>上院の銀行住宅都市委員会 (Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs)にて ヒアリングを実施 (2021年9月14日)</p>	<p>SEC委員長のゲーリー・ゲンスラー氏が、上院の銀行住宅都市委員会において、「今日の投資家は、気候リスク、人的資本、サイバーセキュリティに関する一貫した、比較可能な、意思決定に役立つ情報開示を求めている。SECでは、これらの潜在的な開示について、委員会の検討に資する提案を策定中である。これらの提案は、投資家にとって最も重要な情報について公開討議が可能となるよう、経済分析やパブリックコメントに基づき実施する。」旨を発言した。</p> <p>※"Workforce Investment Disclosure Act of 2021"が、上院で可決された情報は確認できなかった。</p>	<p>SEC HP https://www.sec.gov/news/testimony/gensler-2021-09-14 銀行住宅都市委員会HP https://www.banking.senate.gov/newsroom/majority/brown-together-with-chair-gensler-we-can-make-our-markets-work-for-everyone</p>
<p>気候変動開示に関するパブリックコメントの状況 (2021年10月21日)</p>	<p>パブリックコメントの受付は、2021年3月15日以後90日間限定であったが、直近のコメントの日付は2021年10月21日となっている。</p>	<p>https://www.sec.gov/comments/climate-disclosure/cii12.htm</p>
<p>気候変動開示に関するパブリックコメントの状況 (2021年11月8日)</p>	<p>パブリックコメントの受付は、2021年3月15日以後90日間限定であったが、直近のコメントの日付は2021年11月8日となっている。</p>	<p>https://www.sec.gov/comments/climate-disclosure/cii12.htm</p>
<p>気候変動開示に関するパブリックコメントの状況 (2021年11月13日)</p>	<p>パブリックコメントの受付は、2021年3月15日以後90日間限定であったが、直近のコメントの日付は2021年11月13日となっている。</p>	<p>https://www.sec.gov/comments/climate-disclosure/cii12.htm</p>
<p>ペプシ社とPwCによる合同イベント における講演: 財務会計における内部統制 (2021年11月16日)</p>	<p>SEC理事のキャロライン・クレンショー氏が、ペプシ社のアニュアル・イベントに出席し、気候変動リスクに関する情報開示についてコメントした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動リスクが現在と近い将来の収益と費用にどのような影響を与えるか、また上場企業がどの様に当該リスクを評価しているかを知りたい。例えば、気候変動によって資産がより急速に減価償却されるリスクがあるのか／サプライチェーンや輸送ネットワークが極端な気象事象による影響を受けるリスクが高いか／森林破壊や二酸化炭素排出量に関する新たな法規制により潜在的に収益が減少するリスクがあるか。 ▶ これらのトピックについて、意思決定の基礎となる「財務会計に係る内部統制」(internal accounting control)を理解したい。企業が気候変動によるリスクを有している又は開示が必要な場合は、その気候変動リスクの評価方法を知りたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動リスクによる財務諸表への影響がどの様に仮定され、またその仮定がどの様に検証され再評価されるか、更に既存の開示情報がどの様に策定されるかを知りたい。 	<p>https://www.sec.gov/news/speech/crenshaw-controlling-internal-controls-20211116</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(5/58) ～米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
SECの気候変動開示ルール公表は2022年に持ち越しの見込み	SEC委員長ゲンスラー氏は、年末又は年明けに、SECが気候変動に関する開示ルールの公表を予定している旨に言及した。 (なお、パブリックコメントは現在も受け付けているが、期限は更新されていないため、本プロジェクトに係るコメントは予定通り6月で締め切られているといえる。)	
【参考】気候変動に係る開示に関するサンプル・レター (2021年9月21日)	SECは、気候変動に関する開示要請について、登録事業者に対するコメント・レターのサンプルを公表した。2010年度の気候変動ガイダンスでの開示項目(・気候変動に関する将来的または既存の法規制や国際協定による影響、・規制やビジネストレンドによる間接的な影響、・気候変動の物理的な影響)を強調し、更にサンプル・コメントレターにおいては、 リスク要因 (事業遂行及びコンプライアンス上の負荷を伴う可能性のある政策や規制の変更、ビジネスチャンスに影響を及ぼす可能性のある市場動向、信用リスク、技術の変化、気候変動に起因する重大な訴訟リスクと会社に及ぼす潜在的な影響)、及び財務状況や業績に関する マネジメントによる検討や分析 についても開示を求める可能性があることにも言及している。	https://www.sec.gov/corpfin/sample-letter-climate-change-disclosures
【参考】 仮想通貨、気候変動リスク及び人的資本開示に関する新規則についてのSEC委員長の見解 (2021年12月13日)	Wall Street Journalによるインタビューにて、SEC委員長ゲンスラー氏が仮想通貨、気候変動リスク及び人的資本の開示について、SECの見解を述べた。気候変動及び人的資本の開示に関する主な発言内容は以下のとおり; <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変動: サプライチェーン排出量であるScope1、Scope2及びScope3の全てについて、開示を求めることを検討している。特に、バリュー・チェーンであるScope3については、現在、多くの会社取り組みを進めており、ステークホルダー間においても関心が高い分野であるため、その取り組み内容について、どの様な開示を求めるかを検討しているところである。 ▶ 人的資本: 現在、SECでは、人的資本開示項目の拡大について検討を進めている。検討項目には、従業員の統計データ、離職率、諸手当、福利厚生等が含まれており、これら全てを重要視している。 	https://www.wsj.com/articles/sec-chairman-on-regulations-on-cryptocurrency-and-climate-risk-11639165931?st=m6ucugxoefblxs&eflink=desktopwebs-hare_permalink

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(6/58)

～米国(SEC): 気候変動および人的資本に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 SECは気候関連ルールで泥沼化、 ホワイトハウスは新たな挫折に直面 (2022年2月9日)</p>	<p>SECによる新たな気候変動についての開示ルールの公表は、共和党やロビイストによる反対運動により、3月以降にずれ込む可能性が高くなった。</p> <p>新ルールでは、上場企業に対して、温室効果ガス排出量(スコープ3)や気温変動リスクの管理方法といった詳細情報の開示を強制することが見込まれているが、共和党员やロビイストらによってもたらされた法的課題(※)に対処する範囲で、どこまで企業に情報開示を求められるか、更に、これらの開示情報について、財務諸表監査と同様に独立した監査人によるサインを求めるかが争点となっている。</p> <p>※共和党员の多くは、地球温暖化規制はSECの管轄外であると主張しており、また企業団体では既に訴訟戦略が議論されている。石炭産業が盛んなウエスト・バージニア州の司法長官は、大統領の政治的目標を追求するのであれば、法廷で争うことになるかとSECに警告した。</p>	<p>https://www.bloomberg.com/news/articles/2022-02-08/sec-bogs-down-on-climate-rule-saddling-biden-team-with-new-woe?srnd=premium&sref=GFuUfNwe</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(7/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
2022 FRC タクソノミースイートの発行 (2021年10月8日)	<ul style="list-style-type: none">▶ FRCは2022年版のFRCタクソノミースイートを2021年10月8日に発行、またこのスイートはすべてのFRCタクソノミーについて更新されている。当該リリースには下記項目が記載されている。▶ 2022年版スイートの主な変更点<ul style="list-style-type: none">▶ より多くの企業が情報をデジタルで提供できることを目的とし、会計用タグ付け製品にSECRタグ付けを組み込み▶ SECRおよびTCFDタグは、FRCタクソノミーのすべての取締役会報告書セクションで表示(アイルランドのエクステンションおよびUKSEFを除く)▶ SECR分類では、TCFDの開示は義務化されていないが、TCFDの開示内容を強化▶ UKSEFはESEFの最新版を取り込んでおり、FRCタクソノミースイートの他のタグ(取締役会報告書、SECR、TCFD開示用のタグを含む)とともに、Companies HouseやFCAへの英国の報告目的で使用が可能。▶ 2022年版のUKSEFは、将来的な英国の法改正や要件に応じてUKSEFに必要な変更が可能▶ 男女賃金格差報告のデジタル化<ul style="list-style-type: none">▶ 男女賃金格差報告のためのタグは、これらの概念をタグ付けしたい人のために、取締役報告書に含まれる▶ アカデミー報告のデジタル化<ul style="list-style-type: none">▶ アカデミーはCharities SORP (FRS102)に基づいて慈善団体として報告を行うが、チャリティー委員会はチャリティーアカウントタクソノミーにアカデミーのタグを挿入し、アカデミーのデジタル報告を可能にすることを支持(アカデミー・トラストは、慈善会社でありながら、CCEWへの登録が免除)▶ このスイートの利用者<ul style="list-style-type: none">▶ Companies House は 2022 年 4 月 1 日までに、FCA は 2021 年 12 月 31 日までに、このスイートを有効にすることが期待されている▶ チャリティーアカウントタクソノミーは、Charities FRS 102 SORPに基づいて会計を作成するすべてのチャリティー団体が使用可能(HMRCに提出する収益が650万ポンドを超える大規模なチャリティー団体には必須)	https://www.frc.org.uk/news/october-2021/2022-frc-taxonomies-suite

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(8/58) ～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>ラボレポート: 構造化されたデジタルレポーティングへの準備 (2021年10月12日)</p>	<p>「開示指導・透明性規則」により、一部の企業は2021年の年次財務報告書を構造化された電子形式で作成し始めることが求められている。その結果、何千社もの企業の電子データが自動的に抽出、分析、比較できるようになる。FRCの財務報告ラボは、企業の高品質なデジタルレポーティングへの移行を支援する報告書を発表した。初期の構造化された50の報告書を当該財務報告ラボがレビューした結果、多くの報告書が、企業の公式な報告書に期待される品質に達していないことが分かった。</p> <p>本報告書では、以下の観点から企業がデジタルレポーティングを行う際の留意点やヒントをまとめている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 構造化報告のプロセスをどのように設定するか <ul style="list-style-type: none"> - 要件を理解し、適切なチームを参加させる。 - アプローチを選択する際には、スケジュールへの影響、望ましい企業の関与の度合い、設計およびアウトソーシングのリスクなどの要因を考慮する。 ▶ 構造化報告書の使いやすさを向上させる方法 <ul style="list-style-type: none"> - 構造化報告書は、各国の透明性に関する規則の下では正式な年次報告書となるため、細心の注意を払うべきである。 - 構造化報告書が年次財務報告書のすべての構成要素を含んでいることを確認する。 ▶ 避けるべきタグ付けの一般的な問題 <ul style="list-style-type: none"> - 使用するタグが、報告された情報の会計上の意味を正しく反映し、人間が読める報告書を作成する際に行った判断を反映していることを確認する。 - 不必要な拡張を避ける。 	<p>https://www.frc.org.uk/news/october-2021/lab-report-get-ready-for-structured-digital-report</p> <p>https://www.frc.org.uk/getattachment/cf8e8822-9254-4f97-a6fd-ac4e24b271c2/FRCLab-Structured-Reporting-DTR-ESEF-Study_October-2021.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(9/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
FRCは、新たな開示要件として気候関連の報告に焦点 (2021年10月27日)	<ul style="list-style-type: none">▶ 年次レビューの概要<ul style="list-style-type: none">▶ FRCは本日、企業報告の年次レビューを発表し、報告の改善が求められるFRCの「トップ10」分野の概要を示した。これらの報告には、判断及び見積りに関する報告、収益及びキャッシュ・フロー計算書が含まれる。▶ FRCは246件の報告書と口座(2020年比14%増)を審査し、97社に対して報告書に関する質問を行った。全体的に見て、COVID-19のパンデミックの影響にもかかわらず、報告の質は変わらなかったが、決算の修正を求められた15社で重大な違反が見つかった。▶ FRCのガイダンスに沿って、12月決算のほとんどの企業は、COVID-19のパンデミック影響を業績と見通しに関して報告し、継続企業の前提のような投資家にとって重要な将来的判断に関する追加情報を含めた。▶ 次年度の重点項目<ul style="list-style-type: none">▶ FRCは、次年度の重点分野を示す、企業向けの主要な企業報告事項に関する年末の会報を発行。▶ 来年からは、優良上場企業に対して、TCFDの勧告への準拠を、準拠または説明(Comply or Explain)ベースで開示することが義務付けられる。▶ FRCはまた、重要な気候変動政策、リスクおよび不確実性が説明報告に含まれ、財務諸表に適切に考慮され反映されることを期待している。▶ その他コメント<ul style="list-style-type: none">▶ FRCの監督責任者であるサラ・ラプソンは次のように述べている。 「気候変動や新型コロナウイルス感染症(COVID19)のような重要な問題について、質の高い報告をすることは、投資家が決定を下せるようにするために不可欠である。」 「日常的なモニタリング活動を通じて、企業の内部レビュープロセスによって特定されるべきキャッシュ・フロー計算書の基本的な誤りを引き続き特定した。今後の改善が期待される。」 「気候変動リスクの重要性が増していることと、この分野における質の高い報告の必要性を考慮して、FRCは、企業が新しいTCFDの要件に照らしてどのように報告するかを綿密に検討する予定である。」	<p>https://www.frc.org.uk/news/october-2021/frc-to-focus-on-climate-related-reporting-as-new-d</p> <p>Annual Review for Corporate Reporting: http://www.frc.org.uk/document-library/corporate-reporting-review/2021/annual-review-of-corporate-reporting-2021</p> <p>Year-end bulletin of key corporate reporting matters for companies: http://www.frc.org.uk/document-library/corporate-reporting-review/2021/year-end-bulletin-of-key-corporate-reporting-matte</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(10/58) ～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>シナリオ分析の開示を含む必須TCFD報告の準備 (2021年10月28日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ TCFD対応レポートの公表 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今年から、優良上場企業は今後アニュアルレポートにおいて、TCFDの勧告にそって遵守または説明(Comply or Explain)に基づき報告する必要がある。財務報告ラボは、企業が必須のTCFDレポート作成を準備できるように、これらの要件に先立ってレポートを公開した。すでに自主的にTCFDフレームワークを採用している企業からの、TCFD報告によりよく対応する実践的なアドバイスと事例を含んでいる。 ▶ このレポートと並行して、財務報告ラボは英国のTCFD開示に関する現状のスナップショットも発表し、昨年までの取り込みを強調した。 ▶ シナリオ分析に関する研究の公表 <ul style="list-style-type: none"> ▶ TCFDフレームワークを採用する企業にとって最大の課題の1つは、シナリオ分析を行うことである。研究所の報告に加えて、FRCは、気候関連のシナリオ分析をより詳細に調査するアライアンスマンチェスター・ビジネス・スクールによる研究も公表した。この調査では、企業が採用したさまざまなアプローチ、優良事例、直面している典型的な課題、分析を実施するために採用されたアプローチなどが掲載されている。 ▶ 財務報告ラボのディレクター、フィル・フィッツジェラルド氏 <p>「TCFDフレームワークを採用する企業が増えているのは喜ばしいことだが、ユーザーの期待に応えるためにはさらなる開発が必要。」</p> <p>「年末には優良上場企業に対する報告義務に対応するため、財務報告ラボの報告書とアライアンスマンチェスター・ビジネス・スクールの調査は、TCFDフレームワークの下での気象関連報告の期待に応える方法について、実践的な助言を提供する。」</p> ▶ アライアンス・マンチェスター・ビジネス・スクール(AMBS)の客員研究員であるヤスミン博士は次のように述べている。 <p>「地球温暖化防止への取り組みは、世界各国で異なる。COP26は目前に迫っており、地球温暖化を1.5度に制限しようとする試みだが、企業はさまざまな事態に備えなければならない。だからこそ、このようなプロジェクトは、将来の規制戦略を策定する上で非常に重要。気候変動への挑戦は巨大であり、シナリオ分析はこの問題に取り組み、よりグリーンな経済への移行を促進する上で重要である。」</p> 	<p>https://www.frc.org.uk/news/october-2021/preparing-for-mandatory-tcdf-reporting,-including</p> <p>TCFD: Ahead of mandatory reporting: https://www.frc.org.uk/getattachment/09b5627b-864b-48cb-ab53-8928b9dc72b7/FRCLab-TCFD-Report_October_2021.pdf</p> <p>Reporting Framework Snapshots: https://www.frc.org.uk/getattachment/a6783ca3-51fd-46e1-b76c-676f2cecb5ae/FRCLab-TCFD-Snapshot-Report_October-2021.pdf</p> <p>Climate Scenario Analysis: Current Practice and Disclosure Trends: https://www.frc.org.uk/getattachment/0d28d5e8-ff89-4028-88a8-49e837db6022/FRC-Climate-Scenario-Analysis-in-Corporate-Reporting_October-2021.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(11/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
FRCスタッフファクトシート: 気候関連事項 (2021年11月12日)	<ul style="list-style-type: none">▶ スタッフファクトシートの公表<ul style="list-style-type: none">▶ FRCは11月12日、英国およびアイルランドで適用されるFRS102財務報告基準に付随するシリーズの一部である、新しいFRCスタッフファクトシート「気候関連事項」を公表した。▶ 環境、社会、ガバナンス(ESG)の問題が企業の財務状況とパフォーマンス、および企業が直面する関連リスクにどのように影響するかについて、利害関係者からの関心が引き続き高まっている。▶ 関心の高まりの結果として、年次報告書のナラティブ部分において、温室効果ガス排出量の開示を義務付けたり、排出削減戦略に関する情報を提供したりするなどに関する法律や指針の制定につながったが、財務諸表自体にはあまり注意が払われていなかった。▶ FRCは、「Climate Thematic」や「Statement of Intent」などの最近の出版物を通じて、財務諸表部分における報告の改善を推進している。これらの出版物は、ナラティブなど非財務の報告に加えて、気候関連事項が財務諸表に与える影響を考慮する必要があることを強調している。▶ ファクトシートの内容<ul style="list-style-type: none">▶ 継続企業の前提や、引当金の計上、減損の計上などにおいて、気候変動に関して検討すべき視点を提供している。	<p>https://www.frc.org.uk/news/november-2021/frc-staff-factsheet-climate-related-matters</p> <p>Practice Note 14 FRS 102 Factsheet 8: Climate-related matters: https://www.frc.org.uk/getattachment/63c18c7a-6f3d-42a8-9f6c-ce181c8f287a/Fact-Sheet-8-FRS-102-Climate-FINAL.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(12/58) ～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>FRCとFCAがCEOに宛てた、構造化されたレポーティングに関する共同書簡 (2021年11月16日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報指針及び透明性規則の下では、特定の企業は、構造化された電子形式で2021年の年次財務を作成することを義務づけられている。 ▶ その結果、何千もの企業の電子データが自動抽出、分析、比較に利用できるようになる。ただし、データは高品質の場合にのみ有効である。 ▶ FCAとFRCは、発行体のCEOの義務を再認識させるため、共同で書簡を作成した。品質への期待を示し、期待が満たされない場合にFRCおよびFCAが可能性のある措置を検討する。 ▶ 書簡の内容 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 2021年1月1日以降に開始する事業年度については、XHTMLフォーマットでの公表が義務付けられることの再確認。 ▶ 連結財務諸表を作成する上場企業は、2020年12月発行のESEFTaksonomiを用いることと定められているが、このTaksonomiはその後アップデートされていない。現在FCAでは、どのTaksonomiを用いて企業が作成すべきか、コンサルテーションしている。企業が最新のESEFTaksonomiや、UKSEFTaksonomiを用いて準備している可能性も理解している。 ▶ 任意適用している50社のレポーティングを調査したところ、品質について、当局が求めているレベルには達していなかった。作成にあたっては調査の報告書を参照し、一定レベルを満たすことを求める。 	<p>https://www.frc.org.uk/news/november-2021/frc-and-fca-joint-letter-to-ceos-on-structured-reporting</p> <p>Structured reporting for issuers with transferable securities admitted to trading on a UK regulated market: https://www.frc.org.uk/getattachment/e06c3ef7-1a75-49ad-ae55-4638cd299d17/Structured-reporting-for-issuers-with-transferable-securities-admitted-to-trading-on-a-UK-regulated-market.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(13/58) ～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
財務報告ラボ・ニュースレター:10周年記念号 (2021年11月22日)	<p>財務報告ラボの10周年を記念して、次の内容を含んだニュースレターを発行:</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去10年間の研究所の成果を振り返り ▶ 財務報告ラボの最新の資料について ▶ 財務報告ラボに関する利害関係者からの意見 ▶ 2022年以降の見通し <p>▶ 2022年以降の見通し抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ESGレポート 投資家をはじめとするステークホルダーは、企業活動が環境や社会に与える影響やガバナンス体制についての情報開示に関心を高めている。TCFDに関する財務報告ラボの最近の研究は、この分野における優れた情報開示のあり方を示している。FRCの「ESGの意向表明書」に記載されているとおり、意思決定に有用なデータを作成する上で企業が直面する多くの課題がある。そこで、ESGデータの生成・公表・使用に関する理解を構築するプロジェクトを立ち上げた。 プロジェクトの第1フェーズでは、ESGデータの作成に注力する。企業に対して、この分野の課題に対する意見を共有するよう呼びかけている。 ▶ テクノロジー 今年、上場企業向けにデジタルレポートが導入されたことで、アニュアルレポートは紙媒体からデジタル形式に移行しつつあり、今後は企業の報告領域のデジタル化が進展することが予想される。 テクノロジーは企業活動の様々な局面や、投資家をはじめ、財務報告を利用する関係機関に対しても影響を与えるため、広く電子開示の理解を促進することが求められている。 企業がより良い情報開示を行うことを支援するために、財務報告ラボは企業、投資家、その他の利害関係者に対してデジタル&データリスクの開示を理解を促す新プロジェクトを立ち上げ、リスクに対応するためのプロセスやコントロールの変化を企業がどのように設定するのが最善かを検討する。 	<p>https://www.frc.org.uk/news/november-2021/financial-reporting-lab-newsletter-tenth-anniversa</p> <p>Financial Reporting Lab Newsletter: https://www.frc.org.uk/getattachment/5d324909-d06d-4a47-bbe6-0bcf6cf83e17/FRC-Lab-Newsletter_November2021.pdf</p> <p>FRC's ESG statement of intent: https://www.frc.org.uk/getattachment/691f28fa-4af4-49d7-a4f5-49ad7a2db532/FRC-LAB-ESG-Paper_2021.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(14/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>英国コーポレート・ガバナンス・コードによる報告に改善が見られたが、企業報告の強化について改善の余地がある (2021年11月25日)</p>	<p>FRCが発表したコーポレート・ガバナンス年次レビューでは、英国コーポレート・ガバナンス・コードに対する報告に全般的な改善が見られた。</p> <p>報告書は質の高い報告の分野を強調しているが、取締役会の指名、後任計画、多様性に関する実質的な開示などの分野では、さらなる改善の余地がある。また、内部統制システムやリスク管理システムの有効性を報告することに重点を置くことで、企業のコントロール・フレームワークに対する信頼性が高まることも明らかになった。</p> <p>株主および利害関係者がガバナンスの質をより信頼できるようにするために、企業が本規範の原則をどのように適用しているかをより明確にし、本規範から逸脱している場合にはより明確な説明を行うことが引き続き必要である。</p> <p>このレビューでは、企業の取締役会および経営陣による効果的な意思決定につながる質の高いガバナンスの継続的な必要性が、これまで以上に強調されている。政府の監督と、コーポレート・ガバナンス改革案である「監査とコーポレート・ガバナンスに対する信頼の回復」は、すべてのステークホルダーが英国における質の高いコーポレート・ガバナンスに依拠できるようにするための重要な次のステップである。</p> <p>FRCのCEO、ジョン・トンプソン氏は次のように述べている。 「最善のガバナンス報告は、宣言を超えた透明性を提供し、本規範の原則がどのように適用されたか、本規範の規定を遵守する性質を明確かつ簡潔に示している。これは企業に対する国民の信頼を支えるものだ。」 「パンデミックが発生した際には、企業はこの報告書の優れたコーポレート・ガバナンス方針と報告の例を用いて、企業のすべてのステークホルダー、経済、社会全体に長期的な利益をもたらすべきである。」</p>	<p>https://www.frc.org.uk/directors/corporate-governance-and-stewardship/uk-corporate-governance-code</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(15/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
FRCは、スチュワードシップに関する申請者の報告を奨励(2021年12月1日)	<p>FRCは2021年9月に公表された改訂版コードの報告を分析した「Effective Stewardship Reporting :2021年の事例と2022年に期待されるもの」を公表した。</p> <p>ガバナンス、リソーシング、スチュワードシップとESG関連投資への統合といった分野において、質の高い情報開示が引き続き行われている。しかし、スチュワードシップに関連する利益相反をどのように管理するか、運用機関がどのように彼らのスチュワードシップ活動をレビューし保証するか、そして彼らのために活動しているサービス提供者をどのように監視し、アカウントを維持するかについて説明するという点においては、まだ改善の余地がある。</p> <p>報告書は、市場全体のリスクとシステムック・リスクがどのように管理されているか、上場株式以外の資産クラスの管理、関与の結果に関する詳細な報告、プロセスと影響の両方を説明する事例研究の提供など、今後報告されるべき重要な分野を概説している。</p> <p>規制基準部門のエグゼクティブディレクターであるマーク・バビントン氏は次のように述べている。 「スチュワードシップは、貯蓄者や年金受給者に長期的な価値をもたらす、経済、環境、社会に幅広い恩恵をもたらすよう、投資が責任を持って管理されることを保証する上で重要な役割を果たす。パンデミックと気候変動の危機は、投資家が企業のパフォーマンス、特に環境、社会、コーポレート・ガバナンスの問題に関与するために利用可能な権利と機会を利用することの重要性を強調してきた。本報告書でFRCは、年金受給者、貯蓄者年金受給者、貯蓄者、投資家の透明性を向上させ、苦勞して得た資金がより良い長期的成果のためにどのように管理されているかについて概説する。」</p>	https://www.frc.org.uk/news/november-2021/frc-encouraged-by-reporting-by-applicants-on-stewa

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(16/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
FRCは、2022/23年度の監督上の重点分野を発表 (2021年12月3日)	<p>FRCは、優先セクターを含む2022/23年度の監督上の重点分野を、企業報告審査及び監査品質検査について発表した。</p> <p>FRCの監督企業報告審査チームは、企業報告の定期的な審査に加え、6つのテーマ別審査を実施する。これらのレビューでは、主な利害関係者が関心を持つ分野における改善の余地と、より良い実践例を特定する。</p> <p>FRCの監督監査品質レビューチームは、<u>気候関連リスク</u>、不正リスク、現金およびキャッシュフロー計算書などの分野について、レビューに際して特に注意を払う。</p> <p>▶ 企業報告のテーマ別レビュー 企業報告レビューチームは、次の年に6つのテーマ別レビューを実施する。 <u>財務諸表におけるTCFD報告と気候関連報告:</u> FRCはFCAと協力して、新しい上場規則に対応してプレミアム上場企業が提供するTCFDの開示内容と、財務諸表が気候変動の影響をどの程度反映しているかについてテーマ別レビューを実施する。</p> <p>▶ 監査品質検査の重点分野 FRCの監査品質検査の監督プログラムは、以下の分野における監査人の業務に特に注意を払う。<u>気候関連のリスク</u>、不正行為のリスク、キャッシュ・フロー計算書...(省略) これらは、投資家/一般の関心が高い分野および/またはリスクが高まっている分野であり、監査査察で繰り返し発見されるもの、企業横断的な監督当局のレビューで発見されるものである。</p>	https://www.frc.org.uk/news/december-2021-(1)/frc-announces-areas-of-supervisory-focus

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(17/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>(参考情報) 英国政府は、「Limited Liability Partnerships (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022」を公表 (2022年1月18日)</p>	<p>英国政府は「Limited Liability Partnerships (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022」を公表した。この規制は、2006年の会社法を改正し、特に500人以上の従業員を抱える取引または銀行LLPのメンバーに対し、気候関連の財務開示を戦略的報告書に含めることを義務付けている。また、大規模なLLPのメンバーは、エネルギーおよび炭素報告書に気候関連の財務開示(定義通り)を含める必要がある。この規則は2022年4月6日に施行され、その日以降に開始されるLLPの会計年度に関して適用される。</p>	<p>https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2022/46/pdfs/ukxi_20220046_en.pdf</p>
<p>(参考情報) 英国政府は「The Companies (Strategic Report) (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022」を公表 (2022年1月18日)</p>	<p>英国政府は「The Companies (Strategic Report) (Climate-related Financial Disclosure) Regulations 2022」を公表した。同様に、これらの規制は、戦略的報告書の一部を形成する非財務および持続可能性情報声明に気候関連の財務情報を報告することを範囲内で企業に義務付ける2006年の会社法を改正する。規制は、現在非財務情報明細書の作成を必要とする英国企業、500人以上の従業員を有するAIM市場の英国登録企業、または上記のカテゴリーに含まれていない500人以上の従業員と500百万ポンド(大手民間企業)以上の売上高を有する英国登録企業に適用される。規則は2022年4月6日に施行され、その日以降に開始される会社の会計年度に関して適用される。</p>	<p>https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2022/31/made</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(18/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
ARGAへの移行に備えて3か年の計画と予算を発表 (2022年1月18日)	<p>FRCは2022-25年の3カ年計画を発表した。ARGAへの移行の準備をする際に、効果的で透明性のある規制当局であるというFRCの継続的な取り組みを表明するものである。当該計画には2022～23年の予定支出の詳細な内訳と、今後2年間の全体的なコストと人員の予想される軌道の要約が含まれている。</p> <p>FRCは、「監査およびコーポレートガバナンスへの信頼の回復」に対する政府の対応を待っているため、FRCがこの計画の対象となる3年間に法定の基盤に基づいて規制権限と資金を付与されることを前提としている。したがってこの計画は、FRCのステータスの変更による運用上の影響の可能性に関するFRCの見解と期待を反映している。</p> <p>この計画を立てるにあたり、FRCは新しい権限と責任に適応する能力をいつどのように増やす必要があるかを検討した。2022/23年には全体的なコストは910万ポンド増加すると予想され、2023/24年も同程度の増加を見込んでいる。</p>	<p>https://www.frc.org.uk/news/january-2022-(1)/frc-release-a-three-year-plan-and-budget-to-prepare</p> <p>https://www.frc.org.uk/getattachment/913ca5ca-9fbb-4c48-96a0-5c53a6254657/FRC-Draft-Strategy,-Plan-Budget-2022-25-(2).pdf</p>
ステークホルダーインサイトグループ: 申し込み開始 (2022年1月20日)	<p>FRCは、ステークホルダーインサイトグループ(SIG)の申し込みを開始する。これは、作成者、投資家、監査委員会の委員長、その他主要な世界のステークホルダー(報告フレームワークの所有者や市民社会グループを含む)を代表する新しいクロスステークホルダーパネルである。SIGは既存の諮問委員会およびグループのいくつかの役割を継承し、以下の方法で代表をまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ レポートとガバナンスの期待が進化するにつれて、FRCの利害関係者のより良い表現を保証する▶ ささまざまなステークホルダーグループとFRCの間でより自由な意見交換を促進する▶ ささまざまな組織からの参加を求める声が高まる中、外部のステークホルダーの時間を最大限に活用する <p>FRCはSIGに20人のメンバーを任命し、うち10人が9か月の任期を務め、うち10人が18か月の任期を務めることを予定している。メンバーシップ期間は2022年4月1日を始期とし、SIGミーティングは四半期ごとに開催される。ミーティングではメンバーに以下の機会を与える。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ FRCの主要な機会と潜在的な重点分野に関する洞察を共有する▶ 会計、報告、監査およびガバナンスの問題に関連する主要な懸念事項および新たなリスクに関する見解を共有する▶ ポリシー策定、英国コーポレートガバナンスコード、英国スチュワードシップコード、およびESGと気候変動に関するFRCのアプローチに関する情報を提供する▶ 監査品質レビューや執行レビューなどの定期的な執行および監督活動に関するコメントを提供する▶ テーマ別レビューやその他の臨時プロジェクトに関連するFRCからの意見やアドバイスの要求を検討しそれに対応する	<p>https://www.frc.org.uk/news/january-2022-(1)/stakeholder-insight-group-open-for-applications</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(19/58) ～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
<p>サステナブルレポートिंग (2022年2月9日)</p>	<p>FRCは、国際サステナビリティ基準の開発を支援するために技術準備ワーキンググループによって公開されたプロトタイプに関するISSBへの予備的考察を概説した。</p> <p>FRCは、持続可能性報告のためのグローバル基準の開発とそれらの基準の英国での採用を強く支持している。</p> <p>これらの基準を策定するにあたり、FRCはISSBに次のことを提言した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 利害関係者に標準のアーキテクチャの概要を提供すること ▶ ナラティブレポートの全体的なフレームワークの文脈で、TCFDの4つの柱を検討すること ▶ ガバナンス報告がISSB基準の範囲内にある範囲について話し合うこと 	<p>https://www.frc.org.uk/news/february-2022/sustainability-reporting</p>
<p>ガイダンス-ISA(UK)720に基づく 監査人の気候関連の報告責任 (2022年2月14日)</p>	<p>FRCは、FCAが要求する企業による気候関連の報告に関して、新しいFRCスタッフガイダンス、「ISA(UK)720に基づく監査人の責任」を公表した。このスタッフガイダンスには、SECRの開示に関する、ISA(UK)720に基づく監査人の責任についての簡単な注意事項も含まれている。</p> <p>FCAによる上場企業に対するTCFDに沿った気候関連の開示要件の導入に続いて、監査人はISA(UK)720に基づく特定の責任に関してFRCにガイダンスを要求することが増えている。2021年7月に発行されたFRCのESG意向表明では、FRCがESG関連事項に関するガイダンスの必要性を監視し、必要に応じて国レベルで監査および保証ガイダンスを発行すると述べた。ガイダンスは、この取り組みに対処するように設計されている。</p>	<p>https://www.frc.org.uk/news/february-2022/guidance-auditor-climate-related-reporting-respons</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(20/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
【参考】ハイブリッドイベント: 財務報告ラボの今後について (2022年2月15日)	<p>FRCは最近、財務報告ラボの設立10周年を祝った。</p> <p>長年にわたって作成の問題に対して実用的なソリューションを提供し、250社以上の企業や投資家と協力してきた。持続可能性とテクノロジーが主要な推進要因となり、企業報告が相互関連、複雑化するにつれて、市場主導型ソリューションの必要性がますます重要になっている。</p> <p>3月16日(水)午後4時にFRCで開催されるハイブリッド・イベントでは、財務報告ラボの今後の予定、今後の企業レポート作成の課題、将来のプログラムへの貢献方法について話し合う。</p> <p>このイベントでは、規制基準部門のエグゼクティブ・ディレクターであるマーク・バビントン氏の歓迎の挨拶に続き、FRCの利害関係者関与および企業担当ディレクターであるケイト・オニール氏、財務報告ラボのディレクターであるフィル・フィッツジェラルド氏、および財務報告ラボチームの他のメンバーとの座談会が行われる。ケイト・オニール氏、財務報告ラボのディレクターであるフィル・フィッツジェラルド氏、および財務報告ラボチームの他のメンバーは、財務報告ラボの将来と今後10年間に何がもたらされるかについて議論する。</p>	https://www.frc.org.uk/news/february-2022/hybrid-event-what-s-next-for-the-financial-reporti

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(21/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
企業はWates原則の精神を受け入れている (2022年2月13日)	<p>FRCは、Wates原則に従うことを選択した民間企業からの報告の質に関する最初の詳細な評価を発表した。エセックス大学と共同で実施された同報告書は、大手民間企業が採用しているコーポレート・ガバナンス・コードの中でWates原則が最も広く採用されているものであることを示している。</p> <p>調査によると、企業はガバナンス報告において、Wates 原則の精神を理解している。彼らは、この原則を自己反省と改善のためのツールとして利用しており、年次ガバナンス報告を負担ではなく機会として捉えている。</p> <p>この調査には優れた報告の例も含まれており、また、ほとんどの企業が初めての報告年度であったため、多くの結論を出すには時期尚早であることを述べている。</p> <p>金融セクターは、Wates原則の最大の採用者であった。</p> <p>Wates原則 Coalition Groupの会長であるジェームズ・ウェイツ氏は次のように述べた。</p> <p>「この調査は、Wates原則がどのように適用されているかについて貴重な洞察を与えてくれる。特に、コーポレート・ガバナンスに関する公共政策の決定に情報を提供するために必要なタイムリーで厳密な分析を提供してくれる。調査の結果、企業がWates原則の精神を理解していることが明らかになった。私は、企業がこのレポートを使用して、報告の継続的な改善を導くことを期待している。」</p> <p>FRC CEOのジョン・トンプソン氏は次のように述べている。</p> <p>「多くの民間企業がWates原則を利用して、適切な詳細レベルで、明確で理解しやすい言葉を使って、関係者に、どのように管理されているかについての関連情報を伝えているのを見て、うれしく思う。これは最初の肯定的な結果だ。私たちは、企業がこの良いスタートを切り、今後も実践と報告において改善を続けていくことを望んでいる。」</p>	<p>https://www.frc.org.uk/news/february-2022/companies-are-embracing-the-spirit-of-the-wates-pr</p> <p>https://www.frc.org.uk/getattachment/31dfb844-6d4b-4093-9bfe-19cee2c29cda/Wates-Corporate-Governance-Principles-for-LPC-Dec-2018.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(22/58)

～英国(FRC): 非財務情報に関する開示制度の動向について

タイトル	概要	URL
企業はWates原則の精神を受け入れている(つづき) (2022年2月13日)	<p>※THE WATES CORPORATE GOVERNANCE PRINCIPLES FOR LARGE PRIVATE COMPANIES 大規模な非上場会社におけるコーポレートガバナンスの在り方を示した原則。下記の6つの原則からなる。適用は任意。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 目的とリーダーシップ 効果的な取締役会は、企業の目的を発展させ、推進し、企業の価値、戦略、文化をその目的に合致させる。2. 取締役会の構成 効果的な取締役会の構成には、効果的な議長と背景、経験、知識のバランスが必要であり、個々の取締役は価値ある貢献をするのに十分な能力を持っている。取締役会の規模は、企業の規模と複雑さによって決まるべきである。3. 取締役の責任 取締役会および個々の取締役は、の説明責任と責任について明確な理解を持つべきである。取締役会の方針と手続きは、効果的な意思決定と独立した挑戦を支援すべきである。4. 機会とリスク 取締役会は、価値を創出し維持する機会を特定し、リスクを特定し軽減するための監督を確立することによって、企業の長期的かつ持続可能な成功を促進すべきである。5. 報酬 取締役会は、報酬および社内の他の状況を考慮しつつ、企業の長期的かつ持続的な成功に沿った役員報酬体系を推進すべきである。6. 利害関係者との関係と関与 取締役は、会社の目的に沿った効果的なステークホルダー関係を促進すべきである。取締役会は、従業員を含む利害関係者との有意義な関わりを監督し、決定を下す際には利害関係者の意見を考慮する責任がある。 <p>(参考)大規模な非上場会社の定義 コーポレートガバナンスコードの遵守が義務付けられていない企業(プレミアム市場上場企業以外)で、次のいずれかの条件を満たす企業に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none">・2,000人以上の従業員を有する企業・200百万ポンド以上の売上高、および、2,000百万ポンド以上の総資産を有する企業	<p>https://www.frc.org.uk/news/february-2022/companies-are-embracing-the-spirit-of-the-wates-pr</p> <p>https://www.frc.org.uk/getattachment/31dfb844-6d4b-4093-9bfe-19cee2c29cda/Wates-Corporate-Governance-Principles-for-LPC-Dec-2018.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(23/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAGが、非財務リスクと機会の報告とビジネスモデルとの関連性に関する報告書を発行 (2021年10月4日)	<ul style="list-style-type: none">▶ EFRAGは非財務リスクと機会の報告とビジネスモデルとの関連性に関する欧州ラボ(PTF RNFR0)は報告書「持続可能なビジネスに向けて: EUにおけるビジネスモデル、リスクと機会の報告におけるグッド・プラクティス」と補足文書「グッド・レポーティング・プラクティス」を発行。▶ PTF-RNFR0の成果物は、企業が現在行っている報告書作成のベンチマークと改善を支援することを目的としている。▶ 報告書「持続可能なビジネスに向けて: EUにおけるビジネスモデル、リスクと機会の報告におけるグッド・プラクティス」<ul style="list-style-type: none">▶ 本報告書では、現在の報告書作成の状況や推進要因、技術的ソリューションの適用状況を示し、サステナビリティに関するリスクや機会、ビジネスモデルとの関連性の報告を改善するための道筋を提案▶ 補足文書「グッド・レポーティング・プラクティス」<ul style="list-style-type: none">▶ 27社から抽出された37の優れた又は先導的な実践例を紹介し、それらが優れた実践例である理由と改善案を提案	https://efrag.org/News/Project-533/Insights-on-Reporting-the-Business-Model-Sustainability-Risks-and-Opportunities-

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(24/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
ESAS、タクソミー関連製品の情報開示に関する新ルールを提案 (2021年10月22日)	<p>欧州の3つの監督官庁(EBA、EIOPA、ESMA)は、持続可能な投資を促進するためのフレームワークの確立に関する規則(タクソミー規則)によって改正されたSFDRに基づく開示に関する規制技術基準(RTS)のドラフトを含む最終報告書を欧州委員会に提出した。この開示は、環境目的に貢献する持続可能な投資を行う金融商品に関するものである。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ RTSのドラフトは以下を目的としています。<ul style="list-style-type: none">▶ 環境的に持続可能な経済活動への金融商品の投資について、最終投資家に情報に基づいた投資選択を行うための比較可能な情報を提供すること、および▶ SFDRとタクソミー規則の下で、持続可能性に関する情報開示のための単一のルールブックを確立すること。▶ 主な提案 本報告書では、以下の提案を行っている。<ol style="list-style-type: none">1. タクソミー規則の第5条および第6条に該当する金融商品について<ul style="list-style-type: none">▶ 金融商品が貢献する環境目的を特定し、金融商品の投資がどのように、またどの程度までEUタクソミーと整合しているかを示す、契約前および定期的な情報開示を含めること。▶ 金融商品が資金提供している活動がどのように、またどの程度までEUタクソミー規則と整合しているかを測定するために、提案は2つの要素で構成されている。<ul style="list-style-type: none">-金融商品の投資がタクソミーに沿っていることを、その整合性を計算する特定の方法論に基づいて示す2つのグラフ、および-環境的に持続可能であると認定された金融商品が資金提供している経済活動が、タクソミー規則の詳細な基準に準拠していることを、監査人または第三者が保証すること。2. 契約前および定期的な情報開示について<ul style="list-style-type: none">▶ 環境的および／または社会的特性を促進する、またはSFDRで定義されている持続可能な投資目的を有する金融商品の必須テンプレートを修正した付属書を含めることにより、タクソミー規則の第5条および第6条の商品の追加開示を含むようにする。	https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esas-propose-new-rules-taxonomy-related-product-disclosures

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(25/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
ESAS、タクソミー関連製品の情報開示に関する新ルールを提案(つづき) (2021年10月22日)	<ul style="list-style-type: none">▶ ソブリン債の扱い 投資のタクソミー・アライメントの表現におけるソブリン債の扱いという具体的な問題について、ESAは、投資のタクソミー・アライメントの開示を、ソブリン・エクスポージャーを含む方法と、ソブリン・エクスポージャーを計算から除外する方法の2通りで求めることを決定した。 グリーンウォッシングのリスクから投資家を保護するために、RTS草案では、金融商品のすべての投資対象を計算に含めるグラフを掲載。ソブリン債のタクソミー・アライメントを評価する適切な方法論がないため、ESAは、すべてのソブリン・エクスポージャーを計算から除外した金融商品のタクソミー・アライメントを示す2つ目のグラフを追加。▶ 次のステップ 欧州委員会はRTS案を精査し、公表から3ヶ月以内に承認するかどうかを決定する。欧州委員会は、2021年2月に欧州委員会に提出されたオリジナルのRTSと今回の最終報告書で取り上げられたRTSの両方を意味する、SFDRのすべてのRTSを1つの制度に組み込むつもりであることを欧州議会と評議会に伝えている。	https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esas-propose-new-rules-taxonomy-related-product-disclosures

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(26/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
欧州議会による持続可能なコーポレート・ガバナンスのための提言(2021年10月26日)	<p>EUはビジネスが持続可能であることを望むが、そのためには企業に権限を与えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 欧州議会の新しい報告書は、持続可能なコーポレート・ガバナンスのための提言を示している。▶ 持続可能性に関する現在の任意のデューデリジエンス制度は不十分。▶ どのような義務的な体制であっても、企業が持続可能性への独自の道を切り開く余地を残さなければならない。 <p>EUは設立以来、数々の危機に直面し、戦後の欧州を統一かつ平和的にするための計画をどのように進めるかについて議論を重ねてきた。要するに、政治的統合という究極の野心を持った不完全な経済同盟として始まったものが、気候変動、環境、人権保護から対外関係や安全保障、司法、移民に至るまでの政策分野にまたがる組織へと段階的に進化・変容していった。</p> <p>最近の最も重要な動きの一つは、企業がどのように持続可能な方法で指揮・管理されるかというアジェンダ、いわゆる持続可能なコーポレート・ガバナンスの推進に向けた展望と政策オプションについての議論である。2008年の世界金融危機に端を発した企業の破綻や不祥事の続発により、企業のビジネス遂行のあり方に改めて注目が集まっている。企業と社会との間に暗黙のうちに結ばれている社会契約が、より厳しく問われるようになった。その後、持続可能なコーポレート・ガバナンスの枠組みの必要性についての議論は、EUのCOVID-19後の復興計画において新たな推進力となった。COVID-19後の復興計画は、グリーン、デジタル、ショックに強い欧州経済の構築を中心に展開されている。</p> <p>そのため、EUは、企業が短期的な業績よりも長期的な発展を重視するような政策を策定することで、企業にこの目標への貢献度を高めるインセンティブを与えたいと考えている。これらの施策は、EUの会社法の枠組みの中核に影響を与えるものであるため、「より環境に優しく、より良いものを作り直す」ことを迫られている政策がどこまでできるのか、重大な疑問を投げかけている。</p> <p>欧州委員会が2021年末までに持続可能なコーポレート・ガバナンスに関する立法案を採択する予定であることや、来るべきCOP26を考慮すると、ある問題がより重要になってくる。それは、企業の持続可能性戦略を形成するために、民間企業の自主性に課せられた制限をどこまで拡大できるかということ。</p> <p>▶ 欠陥のあるボランティア・レジーム</p> <p>欧州委員会の次期提案に関連して、欧州議会は法的拘束力のない報告書を採択し、持続可能なコーポレート・ガバナンスの枠組みがどのようなものであるかについての提言を示した。この報告書は、大企業に環境保護、社会的責任、人権、腐敗防止、取締役会の多様性に関する方針の開示を義務付けるNFRDに準拠した、現在の自発的な企業デューデリジエンス制度が、「遵守または説明」の原則に従うことによって、その有効性が阻害されていることを強調している。</p> <p>例えば、NFRDの大企業は、年齢、性別、学歴、職歴などを理由とした取締役会の多様性を開示しなければならない。しかし、これらの企業がそのようなポリシーを持っていない場合、NFRDはそのようなポリシーを導入することを義務付けるものではなく、なぜそうなのかを説明するだけ。現在の状況では、企業は自発的にダイバーシティポリシーを導入するを選択する可能性がある。しかし、例えば、女性やLGBTIのエグゼクティブは、現在のフレームワークの反動的な哲学や弱い説明責任の手段ではなく、強制力のある義務的なデューデリジエンスのメカニズムからより多くの恩恵を受けると想定される。このため、欧州議会の報告書では、EU域内で活動するすべての大企業、上場企業、リスクの高い中小企業に適用される人権と環境に関する義務的なデューデリジエンスの仕組みを導入し、それに強制力を持たせることを提案している。簡潔に言えば、企業は、自社の事業とそのサプライチェーンの両方において、気候変動に関連するものを含む人権、健康、環境への影響を防止、緩和、説明するための適切なプロセスを確立し、実施することを法律で義務付けられることを意味している。</p>	https://www.weforum.org/agenda/2021/10/europe-an-union-sustainable-corporate-governance/

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(27/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
欧州議会による持続可能なコーポレート・ガバナンスのための提言(つづき) (2021年10月26日)	<p>▶ ビジネスの自主性の維持</p> <p>しかし、義務的なデューデリジェンスモデルへの移行は、慎重に検討する必要がある。ビジネスの観点からは、環境と人権に関するデューデリジェンスをリスク管理プロセス(リスクの特定、リスクの測定と評価、リスクの低減策)に組み込むことで、事後的に法的制裁を強いるのではなく、プロアクティブで予防的なアプローチの方が目的に合っている。これにより、企業はEUの法律ですでに要求されている以上のことを行い、持続可能性に沿った責任ある事業活動を行うことができる。</p> <p>デューデリジェンスの義務化が行き過ぎると、持続可能なコーポレート・ガバナンスの枠組みが息苦しくなり、改革の実際の効果が損なわれる可能性がある。必要なことは、現在の規制の枠組みの問題点を正しく診断し、企業に持続可能性を事業戦略に深く組み込む権限を与え、企業の行動(場合によっては行動の欠如)が社会や環境に与える有害な影響に遭遇し、再考し、緩和することで、欠陥を修復するための慎重なさらなるステップを踏むことである。</p> <p>進歩への道を模索する中で、政策立案者は、過度に厳格な法的要請に頼るのではなく、リスクマネジメントプロセスやコーポレートガバナンスの課題に持続可能性を統合する方法について、企業とその取締役会に裁量権を与えることで、大いに必要とされる柔軟性を維持することを試みるべきである。</p>	https://www.weforum.org/agenda/2021/10/european-union-sustainable-corporate-governance/

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(28/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
欧州の規制機関がCOVID-19と気候変動関連の情報開示を狙う (2021年10月29日)	<p>ESMAは、毎年恒例の「欧州共通施行優先事項に関する公開声明」を発表。今年の優先事項は、COVID-19の影響と気候関連事項をカバーし、予想信用損失の測定に関するガイダンスを提供し、タクソミー規則第8条に基づく開示義務を強調。</p> <p>これらの分野は、各国の規制当局が、上場企業の2021年の年次財務報告書を監視・評価する際に考慮されることになる。本声明には、IFRSに準拠して作成された財務諸表に関連する優先事項、非財務諸表に関連する優先事項、および代替的業績指標(APM)に関連するその他の検討事項が含まれる。</p> <p>暫定議長のアンネリ・トゥオミネンは次のように述べている。</p> <p>"今年のECEP声明は、COVID-19パンデミックの状況における継続的なボラティリティと不確実性、およびEU金融市場の安定性を確保するための鍵となるその影響に関する透明性の必要性を反映しています。"</p> <p>"特定された優先事項はまた、投資家にとっての重要性が高まっていることを踏まえ、気候関連事項に関するあらゆる重要な財務および非財務情報を含めることがいかに重要であるかを強調しています。"</p> <ul style="list-style-type: none">▶ IFRS財務諸表に関する優先事項 IFRSに基づいて作成された財務諸表に関する2021年の主要施行優先事項は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">▶ COVID-19パンデミックの長期的な影響と回復段階の会計処理における慎重な評価と透明性▶ IFRSの財務諸表で開示される情報と、気候関連事項に関する非財務情報との整合性、気候リスクの検討、重要性を明確に評価した上での気候リスクに関する重要な判断や不確実性の見積りの開示▶ 期待信用損失(ECL)の測定に関する透明性の向上、特にマネジメント・オーバーレイ、信用リスクの著しい変化、将来予測情報、損失引当金の変動、信用リスク・エクスポージャーと担保、ECLの測定における気候関連リスクの影響に関する透明性の向上▶ 非財務情報に関する優先事項 非財務情報に関する提言は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">▶ COVID-19が持続可能性関連の目標や非財務的な主要業績指標に与える影響、および構造的変化に関する情報▶ 気候関連政策とその成果 <p>さらに、発行体は、2022年1月1日に施行されるタクソミー規則の第8条で予見される開示要求を満たすために必要な準備を行うことが想起される。</p>	<p>https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/european-enforcers-target-covid-19-and-climate-related-disclosures</p> <p>(声明)</p> <p>https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-1186_public_statement_on_the_european_common_enforcement_priorities_2021.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(29/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>欧州の規制機関がCOVID-19と気候変動関連の情報開示を狙う(つづき) (2021年10月29日)</p>	<ul style="list-style-type: none">▶ APMに関する検討事項 APMについては、COVID-19の影響を表現するためにAPMの調整、表示、新規作成を行う際には注意が必要であるとしている。▶ その他の側面 本声明は、2021年の会計年度から、透明性指令の第4条に従い、すべての財務報告書は欧州単一電子フォーマットに準拠して作成されるべきであることを強調。▶ 次のステップ ESMAと各国の執行機関は、IFRSの財務諸表と非財務諸表の作成に関する推奨事項や、声明に記載されているその他の関連規定の適用を監視・監督し、各国の執行機関はそれらをレビューに取り入れ、必要に応じて是正措置を講じる。 <p>ESMAは、欧州の上場企業が声明の推奨事項をどのように適用しているかについてデータを収集し、その結果を2023年春に発行される2022年の執行活動に関する報告書で伝える予定。</p>	<p>https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/european-enforcers-target-covid-19-and-climate-related-disclosures</p> <p>(声明) https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-1186_public_statement_on_the_european_common_enforcement_priorities_2021.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(30/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>欧州サステナビリティ報告基準の草案作成にインプットを提供する専門家ワーキンググループのメンバーを任命 (2021年11月5日)</p>	<p>欧州サステナビリティ報告基準のドラフト作成にインプットを提供するために、サステナビリティに関する専門知識と経験を有する11の専門家ワーキンググループ(EWG)の構成を発表。</p> <p>現在、EUの共同立法者によって議論されている欧州委員会の企業のサステナビリティ報告に関する指令(CSRD)の提案では、EFRAGが、適切なデュープロセス、公的な監視と透明性を用いて、関連するステークホルダーの専門知識を活用しながら、欧州サステナビリティ報告基準案を策定することが規定されている。</p> <p>マクギネス委員は2021年5月12日付の書簡で、技術作業を直ちに開始するための暫定的な作業方法をEFRAGに要請。PTF-ESRSによる技術的作業は順調に進んでおり、これらのクラスターは現在、基準の最初のバージョンを起草しており、さまざまなトピックに関する予備的な公開前のドラフト版を徐々に準備し、最初のものは2021年11月末を目指す。</p> <p>2021年8月25日、EFRAGは、欧州サステナビリティ報告基準案の策定にインプットを提供するために、サステナビリティに関する事項についての専門知識と経験を有する専門家ワーキンググループ(EWG)を設置するための候補者の募集を開始。</p> <p>EWGのメンバーになるための非常に多くの質の高い応募があり、EFRAG議長のジャン＝ポール・ゴーゼス氏の監督のもと、慎重に検討・分析された。選考の過程では、職業的背景、国籍、性別の最適なバランスを考慮しつつ、候補者募集に記載された特定の分野やトピックに関する高度な専門知識と経験を持つ候補者を特定することに重点が置かれた。</p> <p>EWGは、提出された規格の公開前の予備的なドラフト版に基づいて、PTF-ESRSの作業を見直し、意見を提供し、必要に応じて貢献することが期待されている。公開前の予備的なドラフト版は、EWGからの意見を取り入れてさらに発展させ、規格設定プロセスの次のステップのための公開前のドラフトにする。</p>	<p>https://www.efrag.org/News/Project-545/Appointed--Members-of-the-Expert-Working-Groups-to-provide-input-on-t</p> <p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2fsites%2fwebpublishing%2fSiteAssets%2fPress%2520release%2520-2520Announcement%2520of%2520EWGs%2520FINAL.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(31/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
PTF-ESRS: 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の草案作成から5ヶ月、野心的なタイムラインの達成に向けて順調な進捗(2021年11月16日)	<p>欧州サステナビリティ報告基準の策定に向けた準備作業に関するプロジェクトタスクフォース(PTF-NFRS)の提言に基づく技術的作業を開始するよう欧州委員会から要請を受けたEFRAGは、そのガバナンス構造を改革しつつ、欧州持続可能性報告基準の草案作成に向けて実質的な進展を見せている。</p> <p>PTF-ESRSは、PTF-NFRSの提言に基づく持続可能性報告基準の策定に向けたこれまでの進捗状況をまとめた5ヶ月間の詳細な状況報告書を作成。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 現在までの進捗状況は以下の通り。<ul style="list-style-type: none">▶ マルチステークホルダーのリソースをEU全体で動員したこと(35名のPTF-ESRSメンバー、10名の欧州公的機関の代表者、30名以上のFTE事務局(約32名の専門家が常勤し、技術的な専門知識、プロジェクト管理、草稿作成を支援)、71名のメンバーからなる11の専門家ワーキンググループ)。▶ クラスター組織は、CSRD提案で要求されたESGの範囲に従い、PTF-NFRSの提言に基づいて作成された最初の基準案の提供を目指す。▶ 2021年末までに、ほとんどのトピックについてクラスター作業文書(V0ドラフトおよび結論の根拠)を作成。▶ 完全な透明性の下、クラスター作業、コンセンサス形成、専門家の意見を組み合わせた強固なデュープロセス(状況報告書、PTF-ESRSに提出されたクラスター作業報告書の公開)。▶ 2022年初頭にパブリックコンサルテーションを開始予定。▶ サステナビリティ報告基準の共同構築とコンバージェンスに貢献するために、主要な国際的イニシアティブとの協力と広範な議論。 <p>次のステップでは、PTF-ESRSがその目的を達成し、設立後すぐにEFRAGのサステナビリティ報告基準機関に適切に引き渡されることが期待されている。</p>	<p>https://www.efrag.org/News/Project-548/PTF-ESRS-On-track-to-meet-ambitious-timeline-five-months-into-the-drafting-of-European-sustainability-reporting-standards-ESRS</p> <p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2fsites%2fwebpublishing%2fSiteAssets%2f20211015%2520PTF-ESRS%2520status%2520report%2520(final).pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(32/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
欧州サステナビリティ報告基準設定のためのデュープロセス手続き案-寄せられたコメントの概要(2021年11月22日)	<p>EFRAGは、欧州サステナビリティ報告基準設定のためのデュープロセス手続案に関する公開協議の後、本日、受け取ったコメントの集計をサマリーレポートとして公表するとともに、暫定作業中のデュープロセス、新しいガバナンス構造への移行、EFRAGの財務報告の柱のデュープロセス、グローバルなサステナビリティ報告基準設定機関やイニシアティブとの協力について、EFRAG議長のジャン＝ポール・ゴーゼス氏のメッセージを掲載。</p> <p>EFRAGは、「欧州サステナビリティ報告基準設定のためのデュープロセス手順案」に寄せられたコメントの概要報告を公表。</p> <p>2021年6月、EFRAGは、欧州サステナビリティ報告基準設定のためのデュー・プロセス・プロシージャ案について、ステークホルダーの意見を求めるパブリック・コンサルテーションを開始。サマリーレポートでは、寄せられたコメントをまとめている。</p> <p>(38通のコメントレターを国内、欧州、グローバルの組織、ESG組織、国内基準設定者、作成者組織、専門家組織、上場企業、EU当局、個人を含む幅広い構成員より受領)</p> <p>EFRAG議長のジャン＝ポール・ゴーゼス氏は、寄せられた主なコメントに対する反応を示し、<u>将来の欧州サステナビリティ報告基準が信頼できるものであり、公共の利益のために開発されることを確実にするためには、透明で堅牢なデュープロセスが不可欠であることを強調。また、暫定作業中のデュープロセス、新しいガバナンス体制への移行、EFRAGの財務報告の柱のデュープロセス、世界の持続可能性報告基準設定主体とイニシアティブの協力についてメッセージを述べている。</u></p> <p>本報告書は、コメントがどのように考慮されたかを示す正式なフィードバック・ステートメントではない。フィードバック・ステートメントは、デュー・プロセス委員会の支援を受けた EFRAG 評議会が、寄せられたすべてのコメントを検討し、寄せられた提案に基づいて強化された欧州サステナビリティ報告基準設定のためのデュー・プロセス手順を決定したときに公表される。</p>	<p>https://www.efrag.org/News/Project-551/Proposed-Due-Process-Procedures-for-EU-Sustainability-Reporting-Standard-Setting-Summary-of-the-comments-received</p> <p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2FEFRAG%2520Due%2520Process%2520-%2520Summary%2520report_final.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(33/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
SFDRの細則(Draft RTS)の適用日は、2023年1月1日に半年延期(2021年11月25日)	<ul style="list-style-type: none">▶ 2021年10月22日、欧州保険・年金監督局(EIOPA)、欧州証券市場監督局(ESMA)、欧州銀行監督局(EBA)(以下、3当局)は共同で、持続可能な金融開示規則2019/2088(JC 2021 50)の第8条(4)、第9条(6)、第11条(5)に基づく規制技術基準案を欧州委員会に提出。▶ 欧州委員会は、規則(EU)No1093、1094および1095/2010の第10条(1)項第4号に従い、それらの規制技術基準案は、その長さや技術的な詳細を考慮すると、採択プロセスに追加の時間を要することから、3か月の期間内に欧州委員会が採択することができなかったことを欧州議会および欧州理事会に通知。▶ 2021年7月8日付の3当局の書簡(Ares(2021)4439157)により、これらの規制技術基準案と、規則2019/2088の第2a条(3)、第4条(6)および(7)、第8条(3)、第9条(5)、第10条(2)および第11条(4)に基づく規制技術基準案とを、単一の委任法で束ねる必要があると考えていること伝え、また、委任法は2022年7月1日から適用されるべきであることを明確にした。▶ <u>それら13の規制技術基準の長さや技術的な詳細、欧州委員会への提出時期、また、商品製造者、金融アドバイザー、監督者による委任法の円滑な実施を促進するため、委任法の適用日を2023年1月1日に延期。</u>▶ 3当局が2021年2月4日に欧州委員会に共同提出した規制技術基準案(JC2021 03)の第4条(3)に想定されている経過措置の理由はもはや関連性がなく、また、委任法の適用を全体的に延期することを考慮して、3当局は、金融市場参加者が委任法の適用を受けることを想定。3当局は、規則2019/2088の第4条(1)項(a)で言及された声明、又は同規則の第4条第3項及び第4項を公表する金融市場参加者が、2023年6月30日までに、すなわち、委任法の下での最初の基準期間に初めて、委任法で定められた持続可能性事項に関する主たる悪影響に関する開示要件を遵守しなければならないことを想定。すなわち、規制技術基準に基づく最初の基準期間を2022年1月1日から2022年12月31日とする。	https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/comm_letter_to_ep_and_council_sfdr_rts-j.berrigan.pdf

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(34/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAGとGRIが生物多様性基準を共同作成 (2021年12月1日)	<p>EFRAGとGRIは、それぞれの新しい生物多様性基準の技術的作業を共同で行いました。EFRAGは6月中旬にEU基準のドラフトを欧州委員会に提出する予定であり、GRIは2022年後半に更新されたGRI生物多様性基準の発表を目指している。</p> <p>7月にGRIがEUの新しいサステナビリティ報告基準の共同作成者に任命された際、欧州委員会のショーン・ベリガン 金融安定化・金融サービス・資本市場連合担当局長は、以下のように繰り返し述べている。“欧州の持続可能性報告基準は、企業に広く利用されている既存の基準やフレームワークをベースにして、その発展に寄与すべきである。” 生物多様性に関する基準の共同開発は、その具体例。GRIとEFRAGの両方のデュープロセスに従うことで、この相互作用が保証される。</p> <p>共同構築とは、EFRAGとGRIが互いの技術専門家グループに参加し、情報を共有し、作業計画を調整し、スケジュールを可能な限り調整することです。重要なことは、共同作業には、生物多様性の分野における最新の動向と権威ある政府間文書が組み込まれ、二重の重要性の観点からの検討が可能となり、マルチステークホルダーのコンセンサスが確保されることです。</p> <p>『EFRAGと生物多様性の新基準を共同で作成することは、我々の協力関係における重要な次のステップとなります。世界と欧州の持続可能性報告を統合させることで、より効果的で包括的、かつ比較可能な生物多様性報告が可能になります。今回のCOP26では、気候変動と生物多様性の損失という、現代の最も緊急性の高い2つの問題が本質的に関連しているということが重要なポイントとなりました。この2つの問題の連鎖を断ち切るためには、組織がその影響に対して責任を負うことが重要であり、そのためには透明性が必要です。質の高い情報開示は、企業のより良い意思決定につながるだけでなく、資本、労働力、政府の意思決定にも役立ちます。だからこそ、GRI 304: Biodiversity 2016の見直しは、私たちにとって非常に重要なのです。』(グローバル・サステナビリティ基準審議会(GSSB)議長 ジュディ・クスジェフスキ氏)</p> <p>『ドムブロフスキ委員が非財務報告指令の改訂に着手した際、同委員と欧州委員会は、欧州のサステナビリティ報告基準は長年の先駆者の恩恵を受け、車輪の再発明を避けると同時に、世界的にさらなる実質的な進歩に貢献すべきであると明言しました。GRIとの協力関係はこの原則に合致するものであり、本基準の共同作成を通じて両社の関係がさらに深まることを嬉しく思います。私たちの目的は、欧州サステナビリティ報告基準とGRIスタンダードの間に、可能な限り高いレベルの整合性を持たせることです。このような整合性は、欧州委員会からの第二の要求である、組織への追加的な報告圧力を最小限に抑えることにも役立ちます。』(パトリック・ド・カンブール氏(EFRAGプロジェクト・タスクフォース議長))</p>	https://www.globalreporting.org/about-gri/news-center/efrag-and-gri-to-co-construct-biodiversity-standard/

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(35/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAGのED/2021/6マネジメント・コメントに関する最終コメント(2021年12月3日)	<p>EFRAG は、公開草案「マネジメント・コメント(ED)」を通じて、マネジメント・コメントで報告される情報を改善する目的を歓迎する一方、ISSB が開始しようとしている作業との関連で、このプロジェクトの最終化を再検討するよう IASB に提案しています。IASBとISSBが共同でプロジェクトを管理することにより、財務報告と持続可能性情報の接続性を促進するマネジメント・コメント実務記述書の役割が強化される可能性がある。</p> <p>全体として、EFRAGは、提案された6つの内容領域(企業の事業モデル、当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略、企業の資源及び関係、企業が晒されているリスク、企業の外部環境、企業の財務業績及び財政状態)を含む目的ベースのアプローチを支持し、マネジメント・コメントのための特定の規則に基づく要求事項の策定は、主に立法者、証券規制当局及び／又は各国の基準設定者の責任であると考えます。</p> <p>具体的に、EFRAGは、マネジメント・コメントの目的案を次のように支持する。</p> <ul style="list-style-type: none">- 長期的な視点を提供する必要性、および価値創造と企業の財務諸表で報告される情報との関連性をより強調するものである。- マネジメント・コメントの役割と財務諸表の役割とをより明確に区別する。 <p>また、EFRAGは、異なる内容領域に割り当てられた目的案に概ね同意しているが、目的案の定義の仕方からは明らかではないため、提案されている目的が、経営者のステewardシップという目的にもどのように役立つのか、IASBがさらに説明するよう提言している。</p> <p>しかし、EFRAGは、EDの提案が、6つの内容領域について3つの異なるタイプの開示目的を提案することで、さらなる複雑さをもたらしていると考えている。EFRAGは、IASBが、ED「IFRS基準における開示要求-パイロット・アプローチ」に関する進行中の協議の結果を検討し、同様の2層の目的に基づくアプローチを改訂後の実務記述書に適用できるかどうかを評価すべきであると考えている。</p> <p>また、実務対応報告への完全準拠の表明は奨励されるべきであるが、義務付けられるべきではなく、部分準拠の表明は認められるべきでないと考えている。</p>	https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2fsites%2fwebpublishing%2fSiteAssets%2fEFRAG%2527s%2520Final%2520Comment%2520Letter%2520-%2520ED-2021-6%2520Management%2520Commentary%2520.pdf

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(36/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAGのED/2021/6マネジメント・コメントに関する最終コメント(2021年12月3日) (つづき)	<p>最後に、EFRAGは、ガイダンスがガバナンスのテーマを明示的に扱うこと、機会とリスクの議論に同等の重点を置くこと、無形資産に関する開示を総合的に扱うことを提案している。また、ESGやその他の事項に関する追加の例示も提案されている。</p> <p>※EFRAG は以下のトピックについて懸念を表明。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ ガバナンス: 改訂版実務指針はガバナンスを扱うべきではないと述べていることに懸念▶ 機会: 機会が内容的要素として扱われておらず、リスクと同じように強調されていないことに留意▶ 無形資産関連のガイダンス: IASBがISSBと協力して、マネジメント・コメント、財務諸表及びその他の報告書の情報を組み合わせ、全体的かつ統合的な観点から無形資産に関する報告を検討することを提案▶ 用語の定義: 付録 A に用語集が含まれていることを歓迎するが、ガイダンスで使用されるいくつかの重要な概念(戦略、リスク、資源、関係)が明示的に定義されていないことを指摘▶ 資源と関係のアウトプットと影響: ED において資源と関係が企業にとってのインプットとして扱われていることに留意▶ 授受されるコミットメントに関する情報: 提案されているガイダンスが、IFRS 基準(IAS 第 1 号を含む)で義務付けられているもの以外の、提供または受領したコミットメントに関する情報を扱うことを提案	https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2fsites%2fwebpublishing%2fSiteAssets%2fEFRAG%2527s%2520Final%2520Comment%2520Letter%2520-%2520ED-2021-6%2520Management%2520Commentary%2520.pdf

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(37/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>(参考情報) 欧州サステナビリティ報告基準の策定について</p>	<p>PTF-ESRSのアップデート</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 2022年1月10日: 評議会を開催。EFRAGの議長であるジャン＝ポール・ゴーズス氏がPTF-ESRSに対して、EFRAGのガバナンス改革の状況について報告。2021年12月6日の前回総会以降の進捗状況についても報告。今回は、基準の構造についてのアップデート、2022年3月末までの工程表の見直し等を行った。 ② 2022年1月20日に第2回評議会が開催。Batch1のワーキングペーパーが発行され、これらのワーキングペーパーの内部のレビュープロセスが開始された。ワーキングペーパーには、気候変動関連基準および2つのコンセプトガイドライン等が含まれる。Batch1のワーキングペーパーは、評議会のアジェンダペーパーとしてEFRAGのWeb上で公開。Batch1のリリース後、プロセスを進める上での留意点を踏まえ、基準の全体的な構造を再検討した。 ③ 2022年1月27日に第3回評議会が開催。コンセンサスを形成するためのアンケート、内部レビューパネルプロセス、および専門家が関与するワーキンググループによる3つのレビュープロセスについて議論された。 	<p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2F2022.01%2520EFRAG%2520Update%2520January%25202022.pdf</p>
<p>(参考情報) EFRAGガバナンス改革について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSRDの提案では、EFRAGは、欧州委員会が欧州のサステナビリティ報告基準の原案を作成する際の技術的なアドバイザーとして位置づけられている。マクギネス欧州委員は、EFRAGに対し、サステナビリティに関する活動と、サステナビリティに関する報告に関心を持つ多様なステークホルダーを統合したガバナンスの改革を求めた。サステナビリティ報告分野に幅広いステークホルダーを取り込むため、NGO、消費者団体、労働組合、アカデミーの4つのセクターで構成される「サステナビリティ報告・ピラー・EFRAG」に市民社会団体が加盟。 ▶ 2021年12月及び2022年1月の評議会において、ガバナンス改革の重要な節目を迎えた。具体的には、組織構造に新たな「サステナビリティ報告・ピラー」を統合した規定及び内部規則の改正を承認し、既存の17の組織に加え、新たに13の組織を「サステナビリティ報告・ピラー」に加盟させた。 ▶ EFRAG規定及び内部規則の承認は、サステナビリティに関する各種の技術的な報告組織の設置を含むガバナンス改革の更なる実施の法的根拠となる。今後の評議会(2022年2月15日、3月1日、3月15日に開催予定)においても加盟が可能。 ▶ 2022年1月25日、新たに設置された「EFRAG総会」が第1回会合を開催し、新たなガバナンス機関の設置を求める3つの提案を公表。 <ul style="list-style-type: none"> -EFRAGサステナビリティ報告評議会メンバー公募(期限:2022年2月10日) -EFRAGサステナビリティ報告TEGの議長の公募(期限:2022年2月28日) -EFRAGサステナビリティ報告TEGのメンバー公募(期限:2022年2月28日) 	<p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2F2022.01%2520EFRAG%2520Update%2520January%25202022.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(38/58) ~EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>EFRAGは、サステナビリティ報告へ関心を持つ新たな13の組織のメンバーシップを歓迎 (2022年1月25日)</p>	<p>2022年1月21日、EFRAGは重要な下記のマイルストーンを達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ EFRAG規定と内部規則の改正を承認。これらは、ガバナンスの実施のための法的根拠を形成する ▶ EFRAGは、幅広いサステナビリティ報告のステークホルダーをより包括的に行うために、メンバーシップを拡張 <p>欧州ステークホルダー(計2社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ EFAMA(セクター資産管理) ▶ 欧州発行体(セクター上場企業) <p>市民社会</p> <p>NGOセクター(計7社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ The Climate Finance Fund of the European Climate Foundation、Economy for the Common Good (ECG)、Environmental Defense Fund Europe (EDF Europe)、Frank Bold Society、Publish What You Pay、Transport & Environment (T&E)、WWF <p>消費者団体セクター(計2社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ BETTER FINANCE、Finance Watch <p>労働組合セクター(1社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 欧州労働組合連合(ETUC) <p>アカデミックセクター(1社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 欧州会計協会 <p>今後の評議会(2022年2月15日、3月1日、3月15日に開催予定)においても加盟が可能。</p>	<p>https://www.efrag.org/News/Public-328/EFRAG-welcomes-thirteen-new-member-organisations-in-sustainability-rep</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(39/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>EFRAG、サステナビリティ報告審議会のメンバーの公募を開始 (2022年1月26日)</p>	<p>EFRAG評議会は、EFRAGサステナビリティ報告審議会のメンバーの公募を開始。候補者はEFRAG会員団体によってのみ推薦され、会員への推薦は、遅くとも2022年2月10日までに提供される必要がある。</p> <p>2021年4月21日、欧州委員会は、CSRDの立法案を採択した。これが承認されれば、EFRAGは欧州委員会の技術アドバイザーとして、欧州報告サステナビリティ基準の草案作成と影響度分析の実施を委託されることになる。</p> <p>2022年1月21日に開催されたEFRAG総会では、既存の財務報告の柱と並んで、そのガバナンスを反映したサステナビリティ報告の柱を含むEFRAG規定および内部規則の改訂が承認された。</p> <p>EFRAGサステナビリティ報告審議会は、EUサステナビリティ報告基準案や基準改正に関する欧州委員会への技術的助言を含め、EFRAGのサステナビリティ報告に関するすべてのポジションを担当することになる。</p> <p>EFRAGサステナビリティ報告審議会の候補者を推薦できるのは、EFRAGサステナビリティ報告の柱に資金面から貢献するEFRAG会員組織(以下、「推薦組織」)のみである。</p> <p>候補者は、選考プロセスの一環として、EFRAG評議会の代表団との面接に出席するよう要請される場合があり、これらの面接は、2022年2月中旬にオンラインで行われる予定。</p> <p>※応募方法については、公募の全文に関連するすべての詳細が記載</p>	<p>https://www.efrag.org/News/Public-329/EFRAGs-call-for-candidates-for-its-Sustainability-Reporting-Board</p>
<p>EFRAG、サステナビリティ報告・技術専門家グループの議長及びメンバーの公募を開始 (2022年1月27日)</p>	<p>EFRAG 評議会は、2022年1月27日にEFRAGサステナビリティ報告・技術専門家グループの議長およびメンバー候補の募集を開始した。募集期限は同年の2月28日までである。</p> <p>2021年4月21日、欧州委員会はCSRDの立法案を採択し、これが承認されれば、欧州委員会の技術アドバイザーとして、欧州報告サステナビリティ基準の草案作成と影響分析の実施をEFRAGに委ねることになる。</p> <p>2022年1月21日に開催されたEFRAG総会では、既存の財務報告の柱と並んで、そのガバナンスを反映した持続可能性報告の柱を含むEFRAG規定および内部規則の改訂が承認された。EFRAGサステナビリティ報告 TEGは、EFRAGサステナビリティ報告審議会に対して、ESRS草案に関する技術的助言を提供する予定であり、自らの専門的判断、議論、技術的専門性からくる技術分析に基づき、EFRAG のデュープロセスを適用してこれを実施する。</p> <p>EFRAGサステナビリティ報告TEGの議長は、EFRAGのサステナビリティ報告技術活動のすべてを指揮・管理する責任を負っており、EFRAGサステナビリティ報告審議会の全会合に参加し、EFRAG財務報告TEGの会合にはオブザーバーとして出席することが求められる。併せて、幅広い経歴を持つEFRAGサステナビリティ報告TEGのメンバー候補の募集も行っている。候補者は、主に、サステナビリティ報告の技術的な能力、主題に関する知識、実務経験に基づいて選ばれる。また、幅広い地理的な広がり、性別、専門家、ステークホルダーのバックグラウンドの適切なバランスを達成することが最優先される。</p>	<p>https://www.efrag.org/News/Public-330/EFRAG-calls-for-candidates-for-both-the-Chair-and-the-members-of-its-</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(40/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>マネジメント・コメント(経営者による説明)に関するEFRAGのフィードバック・ステートメント(最終版のコメントレター) (2022年2月1日)</p>	<p>2021年5月にIASBが企業が財務諸表とともに提供する経営に関するコメントの範囲及び焦点を改善するための提案として公表した「公開草案ED/2021/6 経営者による説明」に対して、2021年12月3日にEFRAGは最終版のコメントレターを公表した。このフィードバックは、コメントレターのドラフトに対する意見を要約し、最終意見書にどのように考慮したかを説明するものである。</p> <p>EFRAGはドラフトコメントレター公表後、IASBを含む外部団体と議論をし、また構成メンバーからコメントレターを受け取った。全体としてコメント内容はEFRAGのドラフトレターの視点を支持するものだったが、構成メンバーからは以下のコメントが寄せられた。(ESG関連のみ記載)※詳細の分析は下記に記載</p> <ul style="list-style-type: none">▶ IFRS財団のサステナビリティレポーティングのプロジェクトとの関連性を踏まえて、ISSBの方針が明らかになるまで、Practice Statementの改正プロジェクトは一旦停止すべき。▶ 経営者による説明は、IASBとISSBの共同プロジェクトとして実施されるべき。 <p>これらのコメントを加味して、EFRAGは以下の提案を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ ISSBが開始しようとしている作業の状況を考慮して、プロジェクトの最終決定を再検討し、ISSBと共同でプロジェクトを管理することを提案する。▶ 完全なコンプライアンスの声明を要求事項ではなく、奨励とする。EFRAGでは適格な準拠表明はサポートされおらず、文言をIAS 第1号("reserved"および"unreserved")に合わせた。▶ 提案された6つのコンテンツ要素全体にガバナンスを位置づけ、個別のコンテンツ要素としても位置付ける。(一般的な組織に関連)▶ パラグラフ4.16および4.17に含まれる議論を拡大し、価値創造における無形資産の具体的かつ独自の役割を説明する。▶ IFRS基準(IAS第1号を含む)で義務付けられているもの以外のコミットメントを検討し、これらが「財政状態および財務実績」の内容に含まれることを明確にする。▶ 経営陣の解説、財務諸表、その他の報告書の情報を組み合わせた、より全体的で統合された観点から無形資産の問題報告を検討する。▶ 地域の管轄区域で必要とされる情報の配置に関して十分な柔軟性を考慮する。▶ 非財務情報の範囲について、価値創造の説明に必要な指標をモニタリングするために経営者が使用する指標を定める。(企業の財務実績と財政状態に追加)	<p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2fsites%2fwebpublishing%2fSiteAssets%2fFeedback%2520Statement%2520-%2520Management%2520Commentary.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(41/58) ～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAGの無形資産に関するディスカッションペーパーについてのコメント募集を開始 (2022年2月2日)	EFRAGが2021年8月に公表した無形資産に関するディスカッションペーパー「Better Information on Intangibles - Which is the best way to go」の議論を活性化させるため、EFRAGは電子調査によりコメントを募集。 当ディスカッションペーパーに対するコメント提出期限は、2022年6月30日。 当ディスカッションペーパーは、財務報告における無形資産についての情報を改善させるための複数のアプローチについて調査。当サーベイにおいては、必要に応じて、フォローアップインタビューも実施する予定。	https://www.efrag.org/News/Project-567/Comment-on-EFRAGs-Discussion-Paper-Better-Information-on-Intangibles--Which-is-the-best-way-to-go

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(42/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>欧州委員会が脱炭素化を促進するために、「EUタクソミー」規則において、持続可能な経済活動として許容される技術的基準を規定する委任規則に、一定の条件で天然ガスおよび原子力による発電などの経済活動を含める補完的な委任規則案を提示 (2022年2月2日)</p>	<p>欧州委員会は、「EUタクソミー」規則において、持続可能な経済活動として許容される技術的基準を規定する委任規則に、一定の条件で天然ガスおよび原子力による発電などの経済活動を含める補完的な委任規則案について提示。EUの全ての言語で翻訳が可能になった時点で、正式に採択される本文について政治的合意に達した。</p> <p>2050年までにEUがカーボンニュートラルを達成するためには、多額の民間投資が必要。EUタクソミーは、カーボンニュートラルを達成するために必要な活動に民間投資を誘導することを目的としている。当委員会は、科学的助言及び現在の技術的進歩を考慮し、移行期におけるガス及び原子力活動への民間投資の役割があると考えている。選択されたガスおよび原子力活動は、EUの気候および環境目標に沿ったものであり、石炭発電などのより汚染的な活動から、主に再生可能エネルギー源に基づくカーボンニュートラルな未来への移行を加速することを可能にする。</p> <p>本文は、タクソミー規則第10条(2)に基づく明確かつ厳格な条件を定めており、2022年1月1日から適用されている気候変動の緩和及び適応に関する最初の委任法の対象となっているものに、特定の原子力及びガス活動を移行的活動として追加することができる。これらの厳格な条件とは、ガスと原子力の双方について、気候中立性への移行に貢献すること、原子力について、原子力及び環境安全の要件を満たすこと、ガスについて、石炭から再生可能エネルギーへの移行に貢献することである。</p> <p>上記の全ての活動には、より具体的な追加条件が適用され、本日の「補完的な委任規則」において、ガス及び原子力分野における活動に関連する事業に対して、具体的な開示要件を導入することが規定される。補完的委任法の条文は、加盟国の持続可能な金融に関する専門家グループ及び持続可能な金融に関するプラットフォームとの専門家協議に従ったものであり、欧州議会からのフィードバックにも確認している。</p> <p>次のステップ</p> <ul style="list-style-type: none">▶ EUのすべての公式言語に翻訳された後、当補完的な委任規則は正式に議員に伝達され、調査が行われる▶ 4ヶ月間の審査期間を確保し、欧州議会および評議会が必要と判断した場合には異議を申し立てる。両機関は、更に追加の2カ月の調査期間を要求することができる▶ 調査期間が終了し、かついずれも異議を申し立てない場合、当補完的な委任規則が発効し、2023年1月1日から適用される	<p>https://europa.eu/ewsroom/ecpc-failover/pdf/ip-22-711_en.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(43/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>「EUタクソミー」規則において、持続可能な経済活動として許容される技術的基準を規定する委任規則に、一定の条件で天然ガスおよび原子力による発電などの経済活動を含める補完的な委任規則案についてマクギネス欧州委員の記者会見での発言 (2022年2月2日)</p>	<p>私たちは、カーボンニュートラル経済への移行において、もう一つ重要な一歩を踏み出したと思います。私たちは、カーボンニュートラルを実現するために、自由に使えるあらゆる手段を使う必要があります。30年以内に到着するため、今行動する必要があります。政府や公的機関として、これを単独で行うことはできません。私たちは、民間セクターがその役割を十分に果たす必要があります。ここにEUタクソミーが登場します。タクソミーは、私たちの気候目標に貢献するための民間投資の方法を提示するのに役立ちます。EUタクソミーは金融市場の透明性を高めるためのツールであり、エネルギー政策ではなく金融セクターのためのツールです。私たちは、気候に大きな貢献をした活動について、「EUタクソミー」規則において、持続可能な経済活動として許容される技術的基準を規定する委任規則に、一定の条件で天然ガスおよび原子力による発電などの経済活動を含める補完的な委任規則案で大きな一歩を踏み出しました。欧州で直接排出される温室効果ガスの80%近くを占める170の経済活動(EU上場企業の約40%に相当)を対象としたものです。最初の委任規則が1ヶ月間施行されたことを喜ばしく思います。私たちが最初の委任規則を採択したとき、私たちはより困難な要素に立ち返ると言いました。それが、私たちが今日ここにいる理由です。EUタクソミーとは何ではなく、何なのかという言葉をここに書くことが重要だと思います。EUのエネルギー政策手段ではありません。加盟国は、自らのエネルギーミックスを決定する完全な責任を負い続ける。また、タクソミーは特定のセクターへの投資を義務付けるものではありません。また、禁止するものではありません。ここで覚えておくべき重要な点は、タクソミーは依然として任意のツールであるということです。サステナビリティへの道を歩む民間投資市場の拠点です。特に有害なエネルギー源である石炭は、現在でも欧州の電力生産の15%を占めていますが、私たちはこれを変える必要があると認識しています。私たちがグラスゴーで行った国際的なコミットメントは、石炭から脱却することでした。また、欧州の一部地域では石炭への依存度が依然として高い状況にあります。今すぐ行動を起こし、私たちが利用可能なあらゆる手段を用いて行動する必要があります。本日の補完的な委任法は、高炭素エネルギー源から低炭素エネルギー源への移行を加速するものです。再生可能エネルギーは、最初の委任規則の採択後、すでにタクソミーに含まれている。本日、私たちは、ガスと原子力がカーボンニュートラルへの困難な移行にどのように貢献できるかを示しています。タクソミーには厳格な条件を設定しています。これらは、明確な制限段階的廃止期間の対象となります。原子力に関しては、原子力規制委員会は、安全基準及び廃棄物管理における改善及び先進的な技術を評価します。ガスに関しては、排出規制等の厳しい条件があり、低炭素燃料に対応するとともに、高排出ガスの発電所に代わる設備が求められています。私たちは高い基準を設定し、これらの分野における変化を奨励しています。これらの厳格な条件に加えて、透明性の観点から開示ルールを追加しています。投資家は、潜在的な投資に原子力又はガス活動が含まれるか否かを知ることができ、原子力又はガスに投資するか否かを自由に選択することができます。本委任法については、持続可能な金融に関するプラットフォーム、加盟国及び欧州議会に諮問しました。全体的には、当社が得たフィードバックは、ポジションが広く存在することを示していると言えると思います。すべての機関において、異なる見解があります。しかしながら、根本的に異なる見解の間にはバランスが取れていると考えております。脱炭素化への道筋を支援します。それがポイントだと思います。具体的には、以下のようなご意見をいただきました。</p> <p>サステナブル・ファイナンス・プラットフォームが開示ルールを明確にするための提言を歓迎します。欧州委員会が委任法を採択したことにより、欧州議会および加盟国の手に渡りました。補完的な委任規則において昨年と同様に、条文を精査するために4ヶ月、場合によってはさらに2ヶ月の期間が与えられます。次のステップには、タクソミーの他の環境目的である水、循環経済、汚染防止及び生物多様性に関する更なる委任規則も含まれます。私は、持続可能な金融に関するプラットフォームの専門家の意見、そしてもちろん加盟国及び欧州議会との協働に期待しています。手短かに申し上げますと、本日は終わりではなく、本日は終わりへの手段です。再生可能エネルギーを活用した低炭素社会の実現まだその能力はありません。しかし、あらゆる手段を駆使して、緊急に行動する必要があります。石炭のような炭素の高いエネルギー源から、できるだけ早く移動する必要があります。この移行期間中は、不完全なソリューションを受け入れる可能性があります。本日の委任規則は不完全である可能性がありますが、これは真の解決策です。カーボンニュートラルという我々の最終的な目標に向けてさらに前進します。</p>	<p>https://europa.eu/ewsroom/ecpc-failover/pdf/speech-22-743_en.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(44/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 ESMAはESG格付けに関する証拠の募集を開始 (2022年2月3日)</p>	<p>ESMAは、環境・社会・ガバナンス(ESG)格付けに関する証拠資料の募集を公表。その目的は、<u>欧州連合(EU)におけるESG格付けプロバイダーの市場構造に関する情報収集</u>である。</p> <p>本エビデンス募集の目的は、<u>EUで活動する様々なESG格付けプロバイダーの規模、構造、人材、収益、商品内容を明らかにすること</u>。本募集は、主に以下の3つのターゲットグループを対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ESG格付けプロバイダー ▶ ESG格付けの利用者 ▶ ESG格付け事業者の格付け評価の対象となる事業者 <p>証拠収集は、欧州委員会が別途開始する、市場参加者によるESG格付けの利用や市場の機能・動態に関する関係者の意見を求めるコンサルテーションを補完することを意図している。</p> <p>次のステップ ステークホルダーは、ESMAの検討のため、2022年3月11日までに質問表を通じて回答を提出するよう求められている。寄せられた意見は、欧州委員会と共有される予定。</p>	<p>https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-launches-call-evidence-esg-ratings</p> <p>https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma80-416-250_call_for_evidence_on_market_characteristics_for_esg_rating_providers_in_the_eu.pdf</p>
<p>【参考】 ESMA、信用格付機関におけるESG要因の開示についての評価結果を公表 (2022年2月10日)</p>	<p>ESMAは、信用格付機関(CRA)のプレスリリースにおける環境・社会・ガバナンス(ESG)要因の開示に関するESMAガイドラインの実施状況を評価する記事を発表。ESMAは、ガイドラインの導入以来、<u>全体的な開示レベルは向上しているが、CRA間のばらつきが大きく、さらなる改善の余地がある</u>としている。</p> <p>2020年1月1日から12月30日の間に公表された64,000以上のCRAプレスリリースの独自のデータセットに自然言語処理技術を適用したところ、ESG開示の程度がCRAとESG要因、特に環境トピックの両方で大きく異なることが判明。また、同業他社と比較してESG要因へのエクスポージャーが高い格付け企業であっても、CRAの情報開示には乖離があることが検出されている。持続可能な金融に対する投資家の関心は近年飛躍的に高まっており、その結果、一部のCRAはESG要素を信用格付にどのように組み込んでいるかについて、より透明性を高めようとしている。</p> <p>ESMAは、投資家に対して一貫したレベルのESG課題の透明性を確保するため、2020年3月30日に、CRAによるESG要因の考慮が信用格付プレスリリースで開示される方法及び時期に関するガイドラインの適用を開始。</p> <p>また、ESMAは現在、EUにおけるESG格付け事業者の市場構造に関する証拠募集を実施。その目的は、EUで活動する様々なESG格付け業者の規模、構造、人材、収益、商品内容を明らかにすること。(2022/2/3公表情報と関連)</p>	<p>https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-finds-high-level-divergence-in-disclosure-esg-factors-in-credit-ratings</p> <p>https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma80-195-1352_cra_esg_disclosures.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(45/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 ESMA、新しい持続可能な金融ロードマップにおいてグリーンウォッシングへの取組を優先 (2022年2月11日)</p>	<p>ESMAは、「<u>持続可能な金融ロードマップ2022-2024</u>」(ロードマップ)を発表した。ESMAは、サステイナブル・ファイナンスの活動において、3つの優先事項を挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none">1. グリーンウォッシングへの取り組みと透明性の促進2. サステイナブル・ファイナンス分野における各国所轄庁(NCA)およびESMAの能力の構築3. ESG市場とリスクを監視、評価、分析 <p>ESMAは、EU全域の投資家保護を促進するために必要な措置を講じることにより、持続可能な金融ルールブックの策定とその一貫した適用・監督に積極的に貢献している。ESMAはまた、ESG要素に起因する潜在的な金融安定リスクに焦点を当てたリスク評価と市場監視活動にも取り組んでいる。</p> <p>ESMAの持続可能な金融に関する2020年戦略に基づいて、ロードマップは持続可能な金融に関するESMAの成果物と今後3年間の実施方法を示している。ロードマップは、ESMAが複数のセクターにまたがる広範な持続可能な金融の課題を協調して達成するための実用的なツールとして機能。</p> <p>▶ 議長のヴェレーナ・ロス氏は、次のように述べてる。 「特に、投資家の好みが見えやすい金融商品にシフトし、欧州連合が気候変動への取り組みに関する公約を達成しようと努力する中、持続可能性の課題を推進することはESMAにとって極めて重要である」。</p> <p>"ロードマップは、ESMAと各国の監督当局が優先的な持続可能な金融の課題に対して意欲的に行動することを確実にするために、我々が行う優先的な作業を明らかにしたもので、我々の持続可能な金融業務のためのマイルストーンである"と述べている。</p> <p>"ESMAの行動が、欧州グリーンディールに貢献し、この旅路において欧州の投資家を保護する上で重要な役割を果たすと確信している。"</p>	<p>https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-prioritises-fight-against-greenwashing-in-its-new-sustainable-finance</p> <p>https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma30-379-1051_sustainable_finance_roadmap.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(46/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 ESMA、新しい持続可能な金融ロードマップにおいてグリーンウォッシングへの取組を優先 (つづき) (2022年2月11日)</p>	<p>▶ ロードマップの優先事項 ロードマップでは、2022年から2024年にかけてのESMAのサステナブルファイナンス活動の優先順位を3つ設定。</p> <ol style="list-style-type: none">1. グリーンウォッシングへの取り組みと透明性の促進: ESG投資への需要の高まりと急速に進化する市場の組み合わせは、グリーンウォッシングの余地を生み出している。グリーンウォッシングは複雑で多面的な問題であり、様々な形態、様々な原因を持ち、持続可能な投資を目指す投資家に悪影響を与える可能性がある。この問題を調査し、その基本的な特徴を定義し、複数のセクターにまたがる協調的な行動で対処し、EU全体で共通の解決策を見出すことが、投資家を保護するための鍵となると見込まれる。2. NCAとESMAの能力構築: 持続可能な金融の重要性が高まる中、NCAとESMAは、この分野における新しい規制や新しい市場慣行の監督上の意味を理解し対処するために、従来の重点分野を超えて能力をさらに向上させる必要がある。ESMAは、複数年にわたる研修プログラムを通じて、またNCA間の監督上の経験の活発な共有を促進することにより、NCA及びESMAの持続可能な金融に関する能力の構築を支援する。これらの努力は、持続可能な金融の分野において効果的で一貫した監督を行うことに貢献すると見込まれる。3. ESG市場とリスクの監視、評価、分析: 目的は、投資家保護と金融市場の安定に高い影響を与える新たな傾向、リスク、脆弱性を特定することである。ESMAは、そのデータ分析能力を活用して、ESMA及びNCAの監督業務を支援し、NCA間の収束的アプローチを促進する。ESMAは、他の公的機関とともに、投資ファンドの気候シナリオ分析、CCPストレステスト、気候関連リスク分析のための共通手法の確立といった特定の活動を行う <p>ESMAは、投資運用、投資サービス、発行者の情報開示とガバナンス、ベンチマーク、信用格付とESG格付、取引とポストトレーディング、金融イノベーションといった分野にわたる包括的な行動リストを用いて、3つの優先課題に取り組む予定である。これらのアクションのいくつかは、欧州委員会の「2021年持続可能な金融戦略の刷新」の実現にも貢献することになる。</p> <p>▶ 次のステップ ESMAは、その野心的な計画を確実に実現するために、すでに最初のロードマップ活動に着手。まもなく、ESMAのサステナビリティに関する調整ネットワークをサポートする新しい諮問作業部会に参加するステークホルダー候補の募集を開始する予定。 ESMAは、2022年から2024年までの実施期間中、特定された優先事項や重点分野を含むロードマップを継続的に見直す予定。これにより、この重要な分野が進化を続ける中、ESMAの持続可能な金融に関する最も重要な課題に引き続き対処することができる。</p>	<p>https://www.esma.europa.eu/press-news/esma-news/esma-prioritises-fight-against-greenwashing-in-its-new-sustainable-finance</p> <p>https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma30-379-1051_sustainable_finance_roadmap.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(47/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAG は、Eurosif をサステナビリティ報告のメンバーに迎え、EFRAG 評議会の構成を完成 (2022年2月18日)	<p>ブリュッセル 2022年2月18日: EFRAG総会は、Eurosifの加盟を承認し、EFRAG評議会の構成を完成させた。EFRAGは、2022年3月31日の目標日に向けて、そのガバナンス改革の進捗を報告できることを嬉しく思う。</p> <p>EFRAGは、欧州ステークホルダー団体支部の会員として、ユーザーセクターを歓迎。EFRAG評議会の構成は、委員長、副委員長、および市民社会団体支部のメンバーの任命をもって完了した。財務報告の柱の既存EFRAG会員17団体がサステナビリティ報告の柱に加わったことに加え、新たに13団体がサステナビリティ報告の柱に加わり、Eurosifが会員として迎え入れられた。</p> <p>新規会員組織の加入が認められるEFRAG総会は、2022年3月1日と15日に開催される予定です。この日以降も加盟することは可能。EFRAGはまた、Friends of EFRAG- サステナビリティ報告を導入し、各団体がEFRAGのミッションに個別に支援を行い、EFRAGのサステナビリティ報告活動をサポートすることができるようにした。EFRAGは、Angela Impact EconomyとENGIEが「Friends of EFRAG-サステナビリティ報告」のパイオニアとなったことを発表。他の企業もこれに続くことを大いに歓迎する。</p> <p>EFRAGは、ハンス・ビュイツェ委員長(ジャン＝ポール・ゴーゼス氏の任期終了後より有効)、ゲオルク・ランフェルマン副委員長(2月15日より有効)、マリリン・ウエイト氏を市民社会組織章代表委員に任命し、総会の構成を完了した。</p> <p>- EFRAG評議会委員長。ジャン＝ポール・ゴーゼス氏任期終了まで</p> <p>- 欧州ステークホルダー団体支部 セバスチャン・デ・ブルーワー氏 ハンス・ビュイツェ委員長(ジャン＝ポール・ゴーゼス氏の任期終了後) ブノワ・ジャスパー氏 クレス・ノルベリ氏 エリナ・ペイル氏</p> <p>- 国内団体支部 ミシェル・バルベ・マツサン氏 サンティアゴ・デュラン・ドミンゲス氏 スティグ・エネヴォルセン氏 パオロ・グネス氏 ゲオルク・ランフェルマン副委員長 ピーター・サンパース氏 アンドレア・スターニスコ氏 アンデルス・ウルベリ氏</p> <p>- 市民社会団体支部 マリリン・ウエイト氏</p>	https://www.efrag.org/News/Public-332/EFRAG-welcomes-Eurosif-to-its-sustainability-reporting-membership-and-

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(48/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>公正で持続可能な経済: 欧州委員会、グローバルなバリューチェーンにおいて人権と環境を尊重するための企業向け規則を策定(2022年2月23日)</p>	<p>欧州委員会は、企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令の提案を採択した。この提案は、グローバルなバリューチェーンを通じて、持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的としている。企業は、持続可能な経済・社会の構築において重要な役割を担っている。企業は、その活動が児童労働や労働者の搾取などの人権や、汚染や生物多様性の損失などの環境に及ぼす悪影響を特定し、必要に応じて防止、停止、緩和することが求められる。企業にとっては、これらの新しいルールは法的確実性と公平な競争条件をもたらす、消費者と投資家にとっては、より透明性の高いものとなる。EUの新ルールは、グリーン・トランスフォーメーションを推進し、欧州と世界の人権を保護する。すでに多くの加盟国がデューデリジェンスに関する国内規則を導入しており、一部の企業は自主的に対策をとっている。しかし、自主的な行動では困難な、より大規模な改善が求められている。本提案は、人権と環境への負の影響に対処するための、企業の持続可能性に関するデューデリジェンス義務を定めるものである。新しいデューデリジェンスのルールは、以下の企業やセクターに適用される予定である。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ EU企業 グループ1: 相当な規模と経済力を有するすべてのEUの有限責任会社(従業員500人以上、全世界での純売上高1億50百万ユーロ以上)。 グループ2: 定義された高インパクトセクターで事業を行うその他の有限責任会社で、グループ1の両方の閾値を満たさないが、250人以上の従業員と全世界での純売上高が40百万ユーロ以上である企業。これらの企業については、グループ1より2年遅れて規則が適用される。▶ EU域内で活動する非EU企業で、グループ1および2の閾値に沿った売上高を持ち、EU域内で設立された企業。中小企業(SMEs)は、本提案の直接の対象にはならない。 <p>この提案は、自社の事業、その子会社、およびそのバリューチェーン(直接および間接的に確立された取引関係)に適用される。企業のデューデリジェンス義務を遵守するために、企業は以下を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ デューデリジェンスを政策に組み入れる▶ 人権および環境に対する実際の、または潜在的な悪影響を特定する▶ 潜在的な影響を防止または軽減する▶ 実際の影響を終わらせる、または最小化する▶ 苦情処理手続きを確立し、維持すること▶ デューデリジェンスの方針と手段の有効性を監視する▶ そしてデューデリジェンスについて公表すること <p>より具体的には、国際条約に含まれる人権をより効果的に保護することを意味する。例えば、労働者は安全で健康的な労働条件を利用できなければならない。同様に、この提案は、主要な環境条約に反する環境への悪影響を回避するのに役立つ。適用範囲内の企業は、さまざまな影響の重大性と可能性、特定の状況下で企業が利用できる手段、および優先順位を設定する必要性に照らして、適切な対策を講じる必要がある(「手段の義務」)。</p> <p>加盟国によって任命された国の行政当局は、これらの新規則を監督する責任を負い、違反した場合には罰金を科すことができる。さらに、被害者は、適切なデューデリジェンス措置によって回避できなかったはずの損害に対して、法的措置を取る機会を得ることになる。</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(49/58) ~EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>公正で持続可能な経済: 欧州委員会、グローバルなバリューチェーンにおいて人権と環境を尊重するための企業向け規則を策定(つづき)(2022年2月23日)</p>	<p>さらに、グループ1企業は、パリ協定に沿って地球温暖化を1.5°Cに抑えることと事業戦略が両立するような計画を持つ必要がある。</p> <p>デューデリジェンスが企業の機能全体の一部となるためには、企業の取締役が関与する必要がある。そのため、本提案では、デューデリジェンスの実施を設定・監督し、企業戦略に統合する取締役の義務も導入しています。さらに、会社の最善の利益のために行動する義務を果たす際、取締役は、その決定が人権、気候変動、環境に及ぼす影響を考慮しなければなりません。取締役が変動報酬を受ける場合は、企業計画と照らし合わせて、気候変動対策に貢献するインセンティブを与えることになる。</p> <p>この提案には、間接的に影響を受ける可能性のある中小企業を含むすべての企業を支援する付随的な措置も含まれている。この措置には、個別または共同で専用のウェブサイト、プラットフォーム、ポータルを開発することや、中小企業に対する財政支援の可能性が含まれる。企業を支援するために、欧州委員会はモデル契約条項を含むガイダンスを採択することができる。また、欧州委員会は、加盟国が提供する支援を、第三国の企業への支援も含めた新たな措置で補完することもできる。</p> <p>この提案の目的は、民間部門と公的部門の両方を含むEUが、人権の保護と持続可能な開発の促進という点での国際公約、および国際貿易ルールを完全に尊重して国際舞台で行動することを確保することである。</p> <p>公正で持続可能な経済パッケージの一環として、欧州委員会は本日、「世界におけるディーセント・ワークに関するコミュニケーション」も発表する。同コミュニケーションは、EUが世界中でディーセント・ワークを実現するために用いる内外の政策を示しており、この目標を、包括的で持続可能かつ回復力のあるパンデミックからの復興の中核に据えている。</p> <p>同カレッジのメンバーは次のように述べている。</p> <p>ベラ・ヨウロバー副委員長(価値観・透明性担当)「この提案は、2つの目標を達成することを目的としている。第一に、例えば強制労働に関与して作られた製品や環境を破壊する製品を買いたくないという消費者の懸念に応えることである。第二に、単一市場における義務について法的確実性を提供することにより、ビジネスを支援することである。この法律は、欧州の価値観をバリューチェーンに投影するものであり、公正かつ適切な方法でそれを実現するものである。」</p> <p>ディディエ・レインダース司法担当委員「この提案は、企業がグローバルなサプライチェーンを通じて事業活動を行う方法を変える、真のゲームチェンジャーである。この規則により、我々は人権のために立ち上がり、グリーンな移行をリードしていきたい。私たちは、バリューチェーン上で何が起きているのか、もはや見て見ぬふりをすることはできない。私たちは、経済モデルの転換を必要としている。市場では、消費者がより持続可能な製品を求めようになり、この取り組みを支持する機運が高まっている。多くのビジネスリーダーがこの活動を支持してくれると確信している。」</p> <p>欧州委員会のティエリー・ブルトン域内市場担当委員「一部の欧州企業はすでに持続可能な企業活動のリーダーとなっているが、多くの企業は、環境フットプリントや人権に関する実績を把握し、改善する上で、依然として課題に直面している。複雑なグローバル・バリューチェーンは、企業がサプライヤーの事業について信頼できる情報を得ることを特に困難にしている。国内ルールの断片化は、グッドプラクティスの導入の進捗をさらに遅らせる。我々の提案は、市場の大きなプレーヤーがバリューチェーン全体のリスクを軽減するために主導的な役割を果たすと同時に、小さな会社の変化に適應するのを支援するものである。」</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(50/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>公正で持続可能な経済: 欧州委員会、グローバルなバリューチェーンにおいて人権と環境を尊重するための企業向け規則を策定(つづき)(2022年2月23日)</p>	<p>▶ 次のステップ 本提案は、今後、欧州議会および評議会に提出され、承認される予定であり、採択された場合、加盟国は2年以内に同指令を国内法に移項し、関連する文章を欧州委員会に伝達することになる。</p> <p>▶ 背景 欧州の企業は、サステナビリティのパフォーマンスにおいて世界のリーダーである。サステナビリティはEUの価値観に根ざしており、企業は人権を尊重し、地球への影響を軽減することにコミットメントを示している。しかしながら、持続可能性、特に人権と環境に関するデューデリジェンスをコーポレート・ガバナンス・プロセスに組み入れる企業の進捗は依然として鈍い。</p> <p>こうした課題に対処するため、2021年3月、欧州議会は欧州委員会に対し、バリューチェーンのデューデリジェンスの義務化に関する立法案を提出するよう求めた。同様に、2020年12月3日、理事会はその結論において、欧州委員会に対し、グローバルなバリューチェーンに沿ったセクター横断的な企業デューデリジェンスを含む、持続可能な企業統治に関するEUの法的枠組みの提案を提示するよう要請した。</p> <p>欧州委員会の提案は、2020年10月26日に欧州委員会が開始した持続可能なコーポレートガバナンス構想に関する公開協議で集められた回答を十分に考慮した上で、これらの要請に応えるものである。また、提案の作成にあたり、欧州委員会は、取締役の義務と持続可能なコーポレートガバナンス(2020年7月)およびサプライチェーンにおけるデューデリジェンスの要件(2020年2月)に関する2つの委託研究を通じて幅広い証拠を収集する点に配慮した。</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(51/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 欧州委員会、質問と回答 企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令の提案 (2022年2月23日)</p>	<p>なぜ欧州委員会はこのイニシアチブを発表するのか？ 持続可能な経済への転換は、EUの重要な政治的優先事項である。これは、私たちの社会と地球の幸福のために不可欠である。企業は、持続可能で公正な経済・社会の実現に重要な役割を果たすが、明確な枠組みという形で支援を受ける必要がある。企業の持続可能性デューデリジェンスに関するEUレベルの法律は、グリーンな移行を進め、欧州とそれ以外の地域の人権を保護することになる。 欧州議会と理事会に加えて、企業だけでなく市民社会も行動を求めている。2020年のデューデリジェンスに関する予備調査および2021年のオープン公開協議に参加した企業の約70%が、人権と環境への影響に関するデューデリジェンスについて調和のとれたEUの法的枠組みが必要であることに同意している。2020年の消費者調査によると、回答者の約10人に8人が、持続可能性が重要であると回答している。</p> <p>人権や環境への影響に対処するために、なぜ企業による自主的な行動では不十分か？ 多くの企業は、すでに企業のサステナビリティツールを導入している。例えば、サプライチェーンを通じたデューデリジェンスの要件に関する2020年調査では、あらゆるセクターの企業の回答者の3分の1が、自社はこの分野で、人権や環境への影響をすべて考慮した取り組みを行っていると回答しています。このような自社のコミットメントや自主的な取り組みは称賛に値するものであり、サステナビリティの問題への取り組みに一定程度役立っていると言える。 しかし、調査によると、企業が自主的な行動を起こす場合、サプライチェーンの最初のリンクに焦点を当て、人権や環境への害はバリューチェーンのさらに下層で発生することが多いことが分かっている。しかも、その進展は遅く、ばらつきがあるため、今こそ明確なルールが必要である。</p> <p>企業は何をしなければならないのか？ 新提案では、自社の事業や子会社、そのバリューチェーンにおける人権や環境への悪影響を特定、防止、終息、軽減、説明するための企業のデューデリジェンス義務を定めている。これは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECDの「多国籍企業および責任ある企業行動に関するガイドライン」に基づいており、国際的に認められた人権および労働基準に沿ったものとなっている。</p> <p>実際には、新提案はその範囲内の企業に以下を要求することになる。</p> <p>デューデリジェンスを政策に組み入れること。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 人権や環境に与える実際の、あるいは潜在的な悪影響を特定する▶ 潜在的な影響を防止または軽減する▶ 実際の影響を終息させるか、最小化する▶ 苦情処理手続きを確立し、維持する▶ デューデリジェンスの方針と手段の有効性を監視する▶ デューデリジェンスについて公表する <p>持続可能性の移行に有意義な貢献をするために、本指令に基づくデューデリジェンスは、その附属書で特定されたすべての人権と環境への悪影響に関して実施されなければならない。</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ganda_22_1146</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(52/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 欧州委員会、質問と回答 企業の持続可能性デューデリジエンスに関する指令の提案(つづき) (2022年2月23日)</p>	<p>つまり、企業は、例えば、労働者の適切な食料、衣料、職場での水と衛生へのアクセスに関する国際人権協定に含まれる権利と禁止事項への影響を防止、終了または緩和するための適切な措置を講じなければならない。また、企業は、多くの多国籍環境条約に反する環境への悪影響を防止、抑制または軽減するための措置を講じることが求められている。</p> <p>さらに、新提案では、一定の大企業に対し、パリ協定に沿って地球温暖化を1.5℃に抑えることと事業戦略が両立するような計画を採用することを求めている。</p> <p>取締役は何をする義務があり、その義務はどのように執行されるのか？ この指令は、対象となるEU企業の取締役に対する義務も導入している。これらの義務には、デューデリジエンス・プロセスの設定と実施を監督すること、デューデリジエンスを企業戦略に組み込むことが含まれる。さらに、取締役が会社の利益のために行動するには、その決定がもたらす人権、気候、環境への影響や、いかなる決定も長期的に起こりうる結果を考慮しなければならない。会社は、会社の事業戦略や長期的な利益、持続可能性に対する取締役の貢献に関連する変動報酬を設定する際、会社の気候変動計画に関する義務の履行を正当に考慮しなければならない。取締役の義務に関する規則は、既存の加盟国の法律を通じて施行される。</p> <p>すべての企業がこの規則の影響を受けるのか？ この新規則は、実質的な経済力を持つ大規模な有限責任会社のみ適用される。中小企業は直接の適用範囲から除外される。これは、従業員500人以上で、全世界の純売上高が1億5千万ユーロを超える企業のことを指す。新規則の適用開始から2年後には、農業、繊維、鉱物など、人権侵害や環境破壊のリスクが高いことが確認されている分野において、従業員250人以上、売上高4000万ユーロ超のその他の有限責任会社にも新規則が拡大される予定。この指令は、EU域内で活動する非EU企業で、EU域内で発生する上記と同じ売上高の基準値を持つ企業にも適用される。</p> <p>中小企業は新規則の影響を受けるのか？ 中小企業は、この指令の適用範囲には含まれない。しかし、大企業の行動がそのバリューチェーン全体に影響を及ぼす結果、中小企業も間接的に新規則の影響を受ける可能性がある。そのため、本提案では、中小企業が持続可能性への配慮を徐々に事業活動に組み込めるよう、ガイダンスやその他のツールなど、中小企業向けの具体的な支援を予見している。加盟国は、さらなる技術支援を提供するものとし、適応を促進するために中小企業に対して財政支援を行うこともできる。また、この提案には、大企業からの過剰な要求から中小企業を保護するための要素も含まれる予定。</p> <p>企業が新規則を遵守しない場合はどうなるか？ 加盟国は、企業がデューデリジエンス義務を遵守しているかどうかを監督することになる。加盟国は、企業に罰金を科したり、デューデリジエンス義務の遵守を求める命令を出したりすることができる。 特に、被害者が損害賠償を受けられるようにすることは、重要である。したがって、この提案では、被害によって影響を受けた人々に、企業の責任を追及する機会も与えることになる。つまり、被害者は、管轄の国内裁判所に対して民事責任の申し立てを行う可能性を持つことになる。このような民事責任は、企業自身の事業と、企業が定期的かつ頻繁に協力している子会社および確立された取引に関係し、適切なデューデリジエンス措置によって被害を特定し、防止または軽減することができたはずのものである。</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_22_1146</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(53/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 欧州委員会、質問と回答 企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令の提案(つづき) (2022年2月23日)</p>	<p>効果的な執行をどのように確保するのか？ 加盟国は、効果的な執行を確保するための当局を指定することになる。また、この指令は、企業がデューデリジェンス義務を遵守しなかったことに起因する損害をカバーするために、加盟国に対して民事責任に関する規則を適応させることを要求しており、民事責任に関する既存の制度を基礎としている。欧州レベルでは、欧州委員会が欧州監督官庁ネットワークを設立し、各国の監督官庁の代表者を集めて、協調的なアプローチを確保し、知識と経験の共有を可能にしようとしている。</p> <p>市民にとってのメリットは何か？ 市民は、自分たちが購入する製品や利用するサービスの影響について、より意識するようになるだろう。主なメリットは以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none">・製品がどのように作られ、サービスがどのように提供されるかについて、より透明性と信頼性が高まる・人権の保護 - 持続可能なビジネスモデルは、人権侵害を防止しなければならない・より健全な環境と、企業による環境への長期的なコミットメント。また、市民は、自分だけが努力しているのではなく、企業も同じように努力していることを知り、環境保護へのモチベーションが高まる可能性がある <p>企業にとってのメリットは何か？ EU市場で事業を行う企業は、初めて企業の持続可能性デューデリジェンスに関する共通かつ明確なルールを持つことになる。主なメリットは以下の通りである。</p> <p>法の分断を防ぐ: EU諸国の中には、国内規則を策定している国(フランス、ドイツ、オランダなど)や策定を希望している国(オーストリア、ベルギー、フィンランド、デンマークなど)があるが、その範囲は国によって大きく異なっている。さらに、多くの自主的な取り組みが行われている。このため、EU全域の企業にとって法的不確実性が生じている。</p> <p>消費者の期待に応える: 消費者は、有害物質を使用しないなど、倫理的・環境的に持続可能な方法で作られた製品にますます惹かれるようになってきている。また、社会的な責任を果たしている企業が販売する製品には、より大きな利益と価値を感じている。</p> <p>投資家の期待に応える: 投資家は透明性の要件を求める。義務的な措置がなければ、投資家や消費者はバリューチェーンの基準について保証するための一貫したベンチマークを見逃すことになる。</p> <p>リスクマネジメントの強化: 新しいルールのおかげで、企業は自社の事業とサプライチェーンをより明確に把握することができ、ネガティブな影響に対する認識も高まり、問題やリスク(風評リスクを含む)を早期に発見することができるようになる。</p> <p>経済的利益の創出: サステナビリティの要素を政策に取り入れた企業は、より高いリターンを生み出すという調査結果がある。</p> <p>レジリエンスを高める: 研究者は、社会、環境、健康への配慮を戦略に組み込んでいる企業は、そうでない企業よりもCOVID-19による危機をうまく切り抜け、流行時の株価の下落が穏やかであったことを発見している。</p> <p>企業にとってのコストは？ デューデリジェンスに関する新しい規則は、かなりの規模と経済力を持つ企業や、繊維、農業、鉱物採掘などの影響力の大きい分野で事業を行う企業に適用される。中小企業はこの提案における直接的な義務の対象ではないが、付随する措置により、間接的に影響を受ける可能性のある中小企業を支援する。新規則を遵守するために、企業はデューデリジェンスのプロセスや手続きの確立と運用に関連するコストが発生する可能性がある。また、有害な影響に対処するために自社の事業やバリューチェーンを変更するために必要な投資による追加的な移行コストが発生する可能性もある。</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ganda_22_1146</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(54/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 欧州委員会、質問と回答 企業の持続可能性デューデリジェンスに関する指令の提案(つづき) (2022年2月23日)</p>	<p>この提案によって、EU企業はどのように競争力を維持することができるか？ 企業の競争力は、バリューチェーン全体にわたって持続可能な慣行を確保する能力にますます依存している。消費者の購買に対する意識はますます高まり、持続可能で責任ある方法で調達された製品やサービスに対する要求が高まっている。同時に、投資家も新たな投資機会を探す際に、企業の持続可能性を考慮するようになってきている。既存の、もしくは計画中の様々な国のデューデリジェンス規則や、数多くの自主的な取り組みが、EU全域の企業に法的不確実性、単一市場の断片化、追加コスト、複雑性をもたらしている。したがって、この提案は、調和された、明確で首尾一貫した枠組みを提供することを目的としている。また、持続可能なバリューチェーンに関する世界的なモデルとなる可能性もある。企業がバリューチェーンにおける影響によりよく対処できるようにすることで、この提案は、企業の競争力だけでなく、効率や財務実績、備え、長期的な回復力をも向上させる見込みである。</p> <p>新ルールが途上国に与える影響とは？ 新しいルールは、人権や環境の保護、国際基準のより良い適用、有害な企業慣行の被害者の救済へのより良いアクセスの促進など、開発途上国に複数の利益をもたらす。本提案は、EUの主要な貿易相手国である発展途上国において、最も大きなプラスの影響を達成するはずである。欧州委員会は、EUの貿易相手国とさらに協力し、自主的な持続可能性基準の策定、マルチステークホルダー・アライアンスや業界連合の支援、EUの開発政策やその他の国際協力手段を通じた支援など、相互に強化しあう取り組みを確保したいと考えている。この提案はまた、途上国の取引相手に対する潜在的な悪影響に対処することも目的としており、システム上の問題により被害を軽減できない場合、非常にリスクの高い地域から企業が撤退することも含まれる。この点に関して、この提案は、そのような起こりうる影響を緩和するための中小企業に対する能力開発支援などの付随的な措置を含んでいる。その目的は、企業がバリューチェーンにおけるビジネス関係との関わりを断つのではなく、優先的に関わるべきであり、それは最後の手段にとどまるべきであると明確にすることである。</p> <p>企業の持続可能性デューデリジェンスに関する国際基準はあるか？ 2011年国連ビジネスと人権に関する指導原則では、企業は他者の人権を侵害することを避け、自らの事業および直接・間接の取引関係を通じて関与する人権への悪影響に対処すべきであると述べている。OECD 多国籍企業行動指針、関連する責任ある企業行動に関するガイダンス、およびセクター別ガイダンスは、このデューデリジェンスの概念を明記し、さらに発展させている。ILOの多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言の勧告もまた、この概念を埋め込んでいる。OECD の枠組みは、デューデリジェンスの適用を環境被害にまで広げている。</p> <p>緩和措置の例にはどのようなものがあるか？ 欧州委員会は、指令の実施に付随する目的と成果を持つ既存のEU資金による活動の包括的なマッピングを実施した。このマッピングにより、欧州委員会が現在行っている約75の関連する活動が特定された。そのような活動の例として、UNECE(United Nations Economic Commission for Europe:国際連合欧州経済委員会)およびITC(International Trade Centre:国際貿易センター)との衣料品トレーサビリティ・プロジェクトがある。このプロジェクトは、企業のデューデリジェンス義務に直ちに役立つツールを提供している。</p>	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ganda_22_1146</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(55/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 欧州委員会、ディーセント・ワークを世界に普及させるための戦略を策定、強制労働製品禁止に向けた手段を準備 (2022年2月23日)</p>	<p>欧州委員会は、自国と世界の双方においてディーセント・ワークを支持するというEUのコミットメントを再確認する「世界のディーセント・ワークに関するコミュニケーション」を発表した。児童労働と強制労働の撤廃は、この努力の中核をなすものである。最新の数字によれば、ディーセント・ワークは世界中の多くの人々にとってまだ現実のものとはなっておらず、さらに多くのことがなされなければならない。世界の10人に1人にあたる1億6,000万人の子どもたちが児童労働に従事しており、2,500万人が強制労働の状況に置かれている。</p> <p>EUは、国内市場、第三国およびグローバルなサプライチェーンにおける労働者に対応する包括的なアプローチに沿って、すべての部門と政策領域にわたってディーセント・ワークを推進している。本日採択されたコミュニケーションは、EUが世界中でディーセント・ワークを実現するために用いる内外の政策を示している。</p> <p>この包括的アプローチの一環として、欧州委員会は、フォン・デル・ライエン委員長が2021年の一般教書演説で発表したように、強制労働によって作られた製品がEU市場に入ることを事実上禁止するための新たな立法措置を準備している。この法律は、EU域内および域外で生産された製品を対象とし、禁止と強固な執行の枠組みを組み合わせるものとなる。この制度は、国際的な基準を基に、既存のEUの水平的および分野別の取り組み、特にデューデリジェンスと透明性確保の義務を補完するものとなる。</p> <p>▶ ディーセント・ワーク: 責任あるグローバル・リーダーとしてのEU EUはすでに、世界中でディーセント・ワークを推進するために強力な行動を起こしており、世界中の人々の生活向上に貢献している。また、世界では過去数十年にわたり、児童労働に従事する子どもの数が大幅に減少している(2000年の2億4,550万人から2016年の1億5,160万人へ)。しかし、児童労働に従事する子どもの数は、2016年から2020年の間に800万人以上増加し、これまでの正のトレンドが逆転している。同時に、世界的なCOVID-19の流行や、技術の進歩、気候危機、人口動態の変化、グローバル化などによる仕事の世界の変容は、労働基準や労働者の保護に影響を与える可能性がある。</p> <p>このような背景から、EUは、既存の関与を基礎とし、手元にあるすべての手段を活用し、それらをさらに発展させることによって、労働の世界における責任あるリーダーとしての役割をさらに強化することに全力を傾けている。消費者は、生産者のディーセント・ワークを確保するために、持続可能で公正な方法で生産された商品をますます求めるようになってきている。欧州の将来に関する会議での議論に反映されているように、欧州市民は、EUが世界中で最も高い基準を推進する上で主導的な役割を果たすことを期待している。EUは、ILOが策定し、国連が掲げる「持続可能な開発目標」に反映されているディーセントワークの普遍的概念の4つの要素に導かれ、その行動を強化することになる。これらの要素には以下が含まれる。(1)雇用の促進、(2)強制労働と児童労働の撤廃を含む労働における基準と権利、(3)社会的保護、(4)社会対話と三者主義、ジェンダー平等と非差別</p> <p>▶ 世界のディーセント・ワークのための主要ツール 本コミュニケーションでは、4つの分野において、今後予定されているEUのツールや既存のツールを紹介している。</p> <p>EUの政策とEU域外に向けた取り組み。 主なツールは以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 企業の持続可能性デュー・デリジェンスに関する指令の提案や、強制労働に関する立法案など、企業の責任と透明性に関して世界のトップランナーとなる基準を設定するEUの政策▶ 社会的に持続可能な公共調達に関するEUの指針や法的規定は、公共部門が率先して模範を示すのに役立つ▶ EUのセクター別政策、例えば食品、鉱物、繊維に関する政策は、国際労働基準の尊重を強化する	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1187</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(56/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>【参考】 欧州委員会、ディーセント・ワークを世界に普及させるための戦略を策定、強制労働製品禁止に向けた手段を準備 (つづき) (2022年2月23日)</p>	<p>EUの二国間および地域間関係: 主要な手段は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 国際労働基準を推進するEUの通商政策▶ 第三国における労働者の権利の尊重は、EUの人権政策に不可欠な要素である▶ EUの拡大と近隣政策: 近隣諸国におけるディーセント・ワークを促進する <p>国際的および多国間フォーラムにおけるEU。 主要な手段は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ ディーセント・ワークに関する国連文書の実施に対するEUの支援、およびILOを通じた労働基準設定へのEUの積極的な貢献▶ グローバル化の社会的側面を統合するためのWTO(世界貿易機関)の改革に対するEUの支援▶ G20やG7の形式において、EUは他の世界的経済大国と協力してディーセント・ワークを推進する <p>利害関係者との関わり合い、およびグローバルなパートナーシップにおける関わり合い。主なツールは以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ サプライチェーンにおける労働者の権利の尊重を確保するための社会的パートナーに対するEUの支援▶ 市民社会にとって安全で実現可能な環境を促進するための、市民社会関係者とのEUの関わり▶ 労働安全衛生などの分野におけるディーセント・ワークに関するグローバル・パートナーシップとマルチステークホルダー・イニシアティブに対するEUの支援 <p>公正で持続可能な経済パッケージの一環として、欧州委員会は本日、企業の持続可能性に関するデューデリジェンス指令の提案も提示した。この提案は、グローバルなバリューチェーンを通じて、持続可能で責任ある企業行動を促進することを目的としている</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 同委員会のメンバーは次のように述べている。 ウルスラ・フォン・デア・ライエン会長「欧州は、人々の尊厳と自由を犠牲にしてビジネスを行うことは決してできないという強いシグナルを送っている。私たちは、人々が強制的に生産させられている商品を、ヨーロッパの店の棚に並べたくはない。これが、私たちが強制労働で作られた商品の禁止に取り組んでいる理由である。」 An Economy that Works for PeopleのエグゼクティブVP、ヴァルディス・ドンブロウスキス氏「EUの経済は、グローバルなサプライチェーンを通じて、世界中の何百万人も労働者となつがっている。ディーセント・ワークは、世界中の労働者、企業、消費者の利益となるものであり、彼らは皆、公正で適切な条件を得る権利を持っている。競争上の優位性を得るための手段として、基本的な労働基準を引き下げることは許されない。我々は、公正かつ強力な回復のために働く社会的対話の重要な役割を確認しながら、世界中でディーセント・レイバー・スタンダードの促進を続けていく。」 ニコラ・シュミット雇用・社会権担当委員「ディーセント・ワークは、ディーセント・ライフの基盤である。世界中の多くの労働者は、未だに日常的に労働・社会権が脅かされているのを目にしています。EUは、人々を中心に据え、彼らの権利と尊厳が尊重されるようなディーセント・ワークの推進において、引き続き主導的な役割を果たす。」 <ul style="list-style-type: none">▶ 次のステップ 欧州委員会は、欧州議会と評議会に対し、このコミュニケーションで示されたアプローチを支持し、その行動を実行に移すために協力するよう求める。欧州委員会は、本コミュニケーションの実施状況について定期的に報告する。 <ul style="list-style-type: none">▶ 背景 フォン・デア・ライエン委員長は、政治指針の中で、欧州委員会の児童労働に対するゼロトレランス政策を強調した。2021年の一般教書演説では、ビジネスと世界貿易は「人々の尊厳と自由を犠牲にして行われることは決してない」と強調した。欧州における社会権の柱行動計画は、関連するEU文書の包括的な概要と、国際行動における社会的次元の前進に関するEU戦略の青写真を提供するために、「世界のディーセント・ワークに関するコミュニケーション」を発表した。	<p>https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1187</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(57/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
EFRAG、次回のPTF ESRSクラスターワーキングペーパーを発表 (2022年2月25日)	<p>プロジェクト・モードにおけるデュー・プロセスの一環として、EFRAGは、PTF ESRSクラスター作業報告書のセットを公表。 (このセットには、ESRS SEC1セクター分類基準※に関するクラスター・ワーキング・ペーパーが含まれる) ※以下は、【草案】欧州サステナビリティ報告基準 SEC1 セクター分類基準より一部抜粋</p> <p>▶ 目的</p> <ol style="list-style-type: none">1 [草案] ESRS SEC1は、事業者がその事業分野及び関連する分野別開示要求事項を特定するために適用しなければならない分野分類基準である。事業者が開示すべきセクター固有の追加情報は、セクター固有のESRS[案](すなわち、[案] ESRS SEC2からESRS SEC41まで)において決定される。2 本基準の目的は、セクター特有の影響、リスク及び機会を考慮し、【案】ESRS1が要求する事業活動に関連する情報を提供し、【案】ESRS4に従って重要な影響を評価することでもある。3 セクター分類は、以下の考慮事項に基づく。<ol style="list-style-type: none">i. 事業活動によって、事業が営まれているセクターグループが決定され、事業関係やバリューチェーンが決定される。ii. ビジネス関係とバリューチェーンは、事業が営まれている部門固有の影響、リスク及び機会を決定する。iii. 影響、リスク、機会により、事業者の持続可能性に関する事項が決定される。iv. 事業者の持続可能性に関する事項が、事業者の開示要件を決定する。 <p>この文書は、PTF-ESRSメンバーの内部使用を目的とした技術的なワーキングペーパーであり、プレナリーミーティングでの議論を支援するものであることに留意。従って、本書は一般に公開されるものではなく、将来の公開草案提出に向けた作業進行中の文書として位置づけられている。EFRAGは、EUの持続可能性報告基準の草案作成の進捗状況を透明性をもってステークホルダーに伝えるため、PTF-ESRSクラスター作業報告書を発行している。</p>	<p>https://efrag.org/News/Project-572/EFRAG-publishes-today-the-next-set-of-PTF-ESRS-Cluster-Working-Papers</p> <p>https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2fsites%2fwebpublishing%2fSiteAssets%2fWorking%2520Paper%2520Draft%2520ESRS%2520SEC1%2520Sector%2520Classification%2520Standard%5b1%5d.pdf</p>

1. タスク1: 主要国の非財務情報の開示に関する海外動向調査(58/58)

～EU(欧州委員会・EFRAG): 非財務情報開示指令の改定について

タイトル	概要	URL
<p>欧州委員会、IPCCの最新報告書で強調された、気候変動の大規模な影響への緊急な適応の必要性 (2022年2月28日)</p>	<p>IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、気候変動に関連する影響、適応、脆弱性に関する最新報告書を発表。世界トップクラスの気候科学者数百人が執筆したこの報告書は、気候変動が今後も続くこと、そしてその影響の一部はもはや避けられないことを裏付けている。世界中で、気候危機は生命と生活を危険にさらしており、特に最も弱い立場にある人々にとっては深刻。</p> <p>欧州グリーン・ディール担当のフラン・ティメルマンス副総裁は、「本日のIPCCの報告書は、私たちがすでに知っていること、すなわち気候危機が私たちに迫っていることを裏付けている。気候の危機が迫っている。地球上の人々と自然に対するその影響は現実的であり、今後数十年の間に強まる一方である。私たちはこの警告に耳を傾け、温室効果ガスの排出を削減しながら、気候変動に対する回復力を高めるために行動を起こさなければならない。」</p> <p>本報告書の主要な発見のひとつは、人類によって引き起こされた気候変動が、すでにこれまで考えられていたよりも激しい影響を、より頻繁に、より広い地域にわたって自然や人間に与えているということ。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ より多くの土地が山火事で焼かれ、熱帯低気圧は気候変動によってより大きな被害をもたらしている▶ 調査対象となった種の約半数は、生息地を極地や高地に移しており、気候変動による最初の種の絶滅はすでに起きている▶ 生態系の劣化や破壊は、私たちの気候変動への適応能力を損なう▶ 気候変動は、すでに私たちの食糧や水の安全保障、農業生産性、身体的・精神的健康を蝕んでいる <p>さらに、この報告書は、この種のリスクは今後20年の間に容赦なく増大すること、しかし、いくつかのリスクは、その影響に適応するための対策をとることによって軽減することができることを示している。</p> <p>昨年のIPCCの物理科学に関する報告書で確認されたように、温室効果ガスの排出を減らし、地球温暖化を抑制することによって、長期的にはこれらのリスクを軽減することができるが、同時に気候変動に適応していく必要がある。この報告書の結果は、欧州がより気候変動に強くなり、気候危機の避けられない影響に備える必要性を強調している。EU適応戦略で、我々は適応をより賢く、より迅速に、より体系的にすることを目指し、気候変動への適応に関する国際的な行動を強化することを目的としている。</p> <p>気候変動への適応に関するEUミッションは、こうした取り組みにおいて中心的な役割を果たし、2030年までに少なくとも150の欧州の地域とコミュニティが気候変動に強くなるよう支援する。一方、EUはすでに世界的に気候変動への適応を支援する重要な役割を担っている。2020年、EUとその加盟国は、233億9,000万ユーロの気候変動資金の拠出を約束し、そのうちの約半分がパートナーの気候変動への適応支援に費やされた。さらに、EUはCOP26において、国連適応基金に1億ユーロを拠出することを約束し、気候変動の影響に脆弱な開発途上国に資金を提供する同基金に対する最大のドナーとなっている。</p>	<p>https://ec.europa.eu/clima/news-your-voice/news/urgent-need-adapt-massive-impacts-climate-change-highlighted-latest-ipcc-report-2022-02-28_en</p>

2. 欧州ESAPについての追加調査

①パブリックコメントにおける回答者の概要に関して

- ▶ パブリックコメントは154の団体、個人から回答が寄せられた。回答者の分類については、以下の通り

分類	回答者概要	(ご参考)分布図																																														
類型	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 報告義務に基づく、情報の作成・公表者かつ公開情報の利用者 56回答者(全体の36%) ▶ 公開情報の利用者(機関投資家、アナリスト、個人投資家、NGO等) 41回答者(全体の27%) ▶ その他の会計ビジネスの利害関係者(基準設定者、学術関係者等) 34回答者(全体の22%) ▶ 報告義務に基づく、情報の作成・公表者 11回答者(全体の7%) ▶ その他、規制当局や情報保管機関 	<p>I am giving my contribution as</p> <table border="1"> <tr><th>Organization Type</th><th>Percentage</th></tr> <tr><td>Business association</td><td>37.7%</td></tr> <tr><td>Company/business organisation</td><td>27.3%</td></tr> <tr><td>Academic/research institution</td><td>10.4%</td></tr> <tr><td>Environmental organisation</td><td>11.0%</td></tr> <tr><td>Non-governmental organisation (ngo)</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>Trade union</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Other</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Public authority</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Non-eu citizen</td><td>2.6%</td></tr> <tr><td>Eu citizen</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Consumer organisation</td><td>0.6%</td></tr> </table>	Organization Type	Percentage	Business association	37.7%	Company/business organisation	27.3%	Academic/research institution	10.4%	Environmental organisation	11.0%	Non-governmental organisation (ngo)	1.3%	Trade union	0.6%	Other	0.6%	Public authority	0.6%	Non-eu citizen	2.6%	Eu citizen	0.6%	Consumer organisation	0.6%																						
Organization Type	Percentage																																															
Business association	37.7%																																															
Company/business organisation	27.3%																																															
Academic/research institution	10.4%																																															
Environmental organisation	11.0%																																															
Non-governmental organisation (ngo)	1.3%																																															
Trade union	0.6%																																															
Other	0.6%																																															
Public authority	0.6%																																															
Non-eu citizen	2.6%																																															
Eu citizen	0.6%																																															
Consumer organisation	0.6%																																															
企業規模	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員数が250人以上の企業が59% ▶ 従業員数が250人未満の企業が41% 	<p>ORGANISATION SIZE</p> <table border="1"> <tr><th>Organisation Size</th><th>Percentage</th></tr> <tr><td>Large (250 or more)</td><td>59%</td></tr> <tr><td>Medium (50 to 249 employees)</td><td>19%</td></tr> <tr><td>Small (10 to 49 employees)</td><td>13%</td></tr> <tr><td>Micro (1 to 9 employees)</td><td>9%</td></tr> </table>	Organisation Size	Percentage	Large (250 or more)	59%	Medium (50 to 249 employees)	19%	Small (10 to 49 employees)	13%	Micro (1 to 9 employees)	9%																																				
Organisation Size	Percentage																																															
Large (250 or more)	59%																																															
Medium (50 to 249 employees)	19%																																															
Small (10 to 49 employees)	13%																																															
Micro (1 to 9 employees)	9%																																															
地域	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ベルギー 37回答者(全体の24%) ▶ ドイツ 27回答者(全体の17.5%) ▶ フランス 18回答者(全体の11.7%) ▶ オランダ 14回答者(全体の9.1%) ▶ イタリア 13回答者(全体の8.4%) ▶ その他、欧米地域が中心でアジア圏は香港の1回答者のみ 	<p>Country of origin</p> <table border="1"> <tr><th>Country</th><th>Percentage</th></tr> <tr><td>Belgium</td><td>24.0%</td></tr> <tr><td>Germany</td><td>17.5%</td></tr> <tr><td>France</td><td>11.7%</td></tr> <tr><td>Netherlands</td><td>9.1%</td></tr> <tr><td>Italy</td><td>8.4%</td></tr> <tr><td>United Kingdom</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>Spain</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>Other</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Denmark</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Sweden</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Poland</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Portugal</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Finland</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Austria</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Switzerland</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>United States</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Denmark</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Ireland</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Hong kong</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Norway</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Romania</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>Other</td><td>0.6%</td></tr> </table>	Country	Percentage	Belgium	24.0%	Germany	17.5%	France	11.7%	Netherlands	9.1%	Italy	8.4%	United Kingdom	4.5%	Spain	1.3%	Other	0.6%	Denmark	0.6%	Sweden	0.6%	Poland	0.6%	Portugal	0.6%	Finland	0.6%	Austria	0.6%	Switzerland	0.6%	United States	0.6%	Denmark	0.6%	Ireland	0.6%	Hong kong	0.6%	Norway	0.6%	Romania	0.6%	Other	0.6%
Country	Percentage																																															
Belgium	24.0%																																															
Germany	17.5%																																															
France	11.7%																																															
Netherlands	9.1%																																															
Italy	8.4%																																															
United Kingdom	4.5%																																															
Spain	1.3%																																															
Other	0.6%																																															
Denmark	0.6%																																															
Sweden	0.6%																																															
Poland	0.6%																																															
Portugal	0.6%																																															
Finland	0.6%																																															
Austria	0.6%																																															
Switzerland	0.6%																																															
United States	0.6%																																															
Denmark	0.6%																																															
Ireland	0.6%																																															
Hong kong	0.6%																																															
Norway	0.6%																																															
Romania	0.6%																																															
Other	0.6%																																															

出典: Targeted consultation on the establishment of a European single access point (ESAP) for financial and non-financial information publicly disclosed by companies – summary of responses (europa.eu) よりEYが抜粋

2. 欧州ESAPについての追加調査

②パブリックコメントにおける議論のポイントについて

質問事項	議論のポイント
General Questions Q1. ESAPに求められる特性	<ul style="list-style-type: none">▶ 情報は高品質であるべき、情報の出所について明確であるべき、情報は適時に公開されるべきという特性については、回答者から特に支持を受けている。一方で、公開される情報の範囲について、ESAPがより広い範囲の情報を公開するべきという特性は、広すぎることでかえって情報が煩雑となる可能性がある点が指摘された。ESAPにESG情報を含める必要性については、多くの回答者から肯定的な意見が上がった。その他の情報として回答が上がった例として、データの公開日とその後の変更を追跡できる仕組み、APIを通じたアクセス、優れた検索機能など。
General Questions Q4. 電子フォーマット	<ul style="list-style-type: none">▶ 企業の公開情報がどのようなデータフォーマットで提供されているかについて、最も一般的な形式はPDF、Excel、Htmlである。多くのフォーマットで情報が公開されており、情報のエンドユーザーにとっては、効果的にデータの集計、比較、分析を困難にしている側面が指摘されている。ESAPで提供されるすべてのデータが機械可読なフォーマットにて公開されることが、回答者より推奨されている。
The scope of ESAP Q7. スコープ	<ul style="list-style-type: none">▶ ESAPで公開されるべき情報の範囲として、以下の項目は特に回答者の期待が高い項目である。非財務情報、透明性指令、会計情報、サステナビリティ関連情報。
The usability and accessibility Q8. 構造化されたデータ	<ul style="list-style-type: none">▶ 構造化され、かつ、機械可読なフォーマットで提供される情報で、特に有用なものとして、財務諸表、上場会社の半期財務報告書、サステナビリティ関連情報、経営報告書等が回答者より挙げられた。また次いで、企業の議決権数、財務状況報告書、自己株式の取得又は処分に関する情報が挙げられた。

出典: [Targeted consultation on the establishment of a European single access point \(ESAP\) for financial and non-financial information publicly disclosed by companies – summary of responses \(europa.eu\)](#) よりEYが抜粋

2. 欧州ESAPについての追加調査

②パブリックコメントにおける議論のポイントについて

質問事項	議論のポイント
The usability and accessibility Q9. 機械可読なフォーマット	<ul style="list-style-type: none">▶ ESEF (XHTML/XBRL)は機械可読なフォーマットとして、非常に適していると回答を得ている。そのほか、XMLやCSVについても次いで支持を得ている。一方で、Excelについては、回答者からは機械可読なフォーマットとしては、十分ではないという否定的な意見が多く集まった。
Infrastructure and data governance Q13. ESAPに情報が公開される時期	<ul style="list-style-type: none">▶ ESAPに情報が公開される時期に関して、情報の開示側と利用側でその理想的な時期については意見が異なっている。開示側の意見では、ESAPにおける開示が企業に新たな負担を強いることの無いよう、情報の保管場所としての機能を有していればよく、ESAPへの情報開示の適時性については、議論されるべきという意見が多数を占めた。一方で、利用側の意見としては、情報が収集されたら遅滞なくESAPにて情報が公開され、エンドユーザーが利用できるべきという意見が多数を占めた。
Infrastructure and data governance Q15,16. データの品質チェック	<ul style="list-style-type: none">▶ 回答者の多くは、ESAPの情報が品質チェックを受けることについて、支持している。一方で、情報の開示側の意見として、開示側が過度な責任を負わないことや、軽微なエラーの場合には罰則は受けないなどの措置が必要である旨の意見も見受けられた。
Costs and benefits Q22. 費用対効果	<ul style="list-style-type: none">▶ 回答者の多くは、ESAPの導入コストは、ESAPを導入することにより得られる便益に、合理的に比例するものと想定している。
Costs and benefits Q27. 中小企業への便益	<ul style="list-style-type: none">▶ 資本市場に上場していない企業がESAPで情報を公開することで、幅広い投資家からの認知度を高める機会を得て、新規の資金調達手段を得ることにつながる可能性がある。利用者にとっても、上場企業のみならず、非上場企業の情報も容易に取得することができ、比較可能性の観点からも、ESAPは重要な役割を果たすことが見込まれる。

出典: [Targeted consultation on the establishment of a European single access point \(ESAP\) for financial and non-financial information publicly disclosed by companies – summary of responses \(europa.eu\)](#) よりEYが抜粋

2. 欧州ESAPについての追加調査

③ESAPで使用されるタクソミーについて

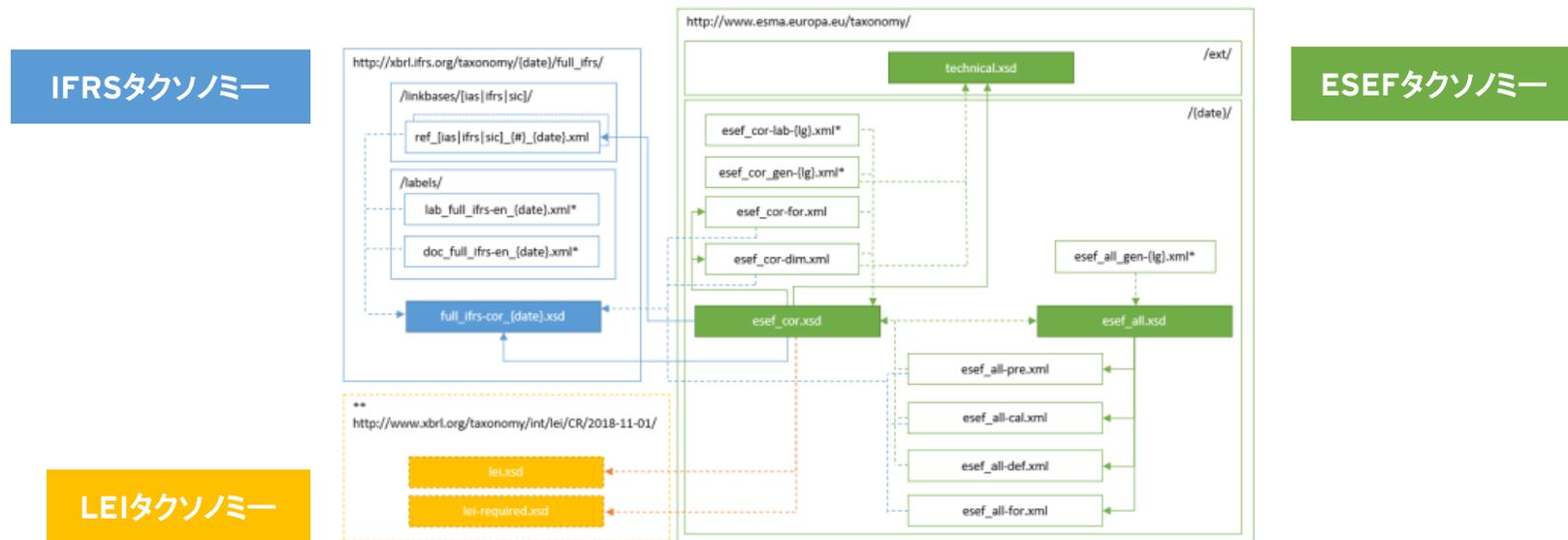
①ESAPではどのタクソミーが用いられる予定か？

コンサルテーション※1では、84%の回答者がESEF(XHTML/XBRL)を用いることに賛成していることから、ESEFタクソミーが採用される可能性が高いと考えられる。

②ESEFには、CSR、SASB、GRIのタクソミーも含まれるか？

ESEFの構造は、下記図のとおりIFRS、LEIタクソミーをベースに作られており、その他タクソミーを含んでいる記載はない。

コンサルテーション※1では、参照される報告フレームワーク(GRI、SASB、TCFD、CDPなど)の差異をデータ構造の問題として提起しており、またIFRS財団が非財務レポートの統一基準を作ることに意欲を示していることから※2、既存フレームワークのタクソミーを含むのではなく、統一基準の開発を目指している可能性がある。



<https://www.esma.europa.eu/document/esef-xbrl-taxonomy-documentation>

※1: https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/2021-european-single-access-point-summary-of-responses_en.pdf

※2: <https://www.xbrl.org/news/eu-expand-xbrl-reporting-to-include-climate-change-disclosure/>

3. 本報告書内で使用されている略称に関する用語集①

略称	正式名称(英)	(参考)日本語訳
ACRA	Accounting and Corporate Regulatory Authority	会計企業規制庁
AIM	Alternative Investment Market	オルタナティブ投資市場
API	Application Programming Interface	アプリケーション・プログラミング・インターフェース
ARGA	Audit, Reporting and Governance Authority	監査・報告・ガバナンス庁
DCL	Draft Comment Letter	ドラフトコメントレター
CDP	Carbon Disclosure Project	カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
CDSB	Climate Disclosure Standards Board	気候変動開示基準委員会
CSRD	Corporate Sustainability Reporting Directive	企業のサステナビリティ報告に関する指令
DTR	Disclosure Guidance and Transparency Rules	(FCAによる)開示規則および透明性規則
EBA	European Banking Authority	欧州銀行監督局
EEA	European Economic Area	欧州経済領域
ECEP	European Common Enforcement Priorities	欧州共通の施行優先項目
EDGAR	Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system	米国財務情報電子開示システム
EDINET	Electronic Disclosure for Investors' NET work	開示用電子情報処理組織(金融庁財務情報開示システム)
EFRAG	European Financial Reporting Advisory Group	欧州財務報告諮問グループ
ESG	Environment Social Governance	環境・社会・ガバナンス
EIOPA	European Insurance and Occupational Pensions Authority	欧州保険・年金監督局
ESAP	European Single Access Point	企業情報を閲覧するためのデータプラットフォーム
ESAs	European Supervisory Authorities	欧州監督当局
ESEF	European Single Electronic Format	単一電子フォーマット
ESMA	European Securities and Markets Authority	欧州証券市場監督局
ESRS	European Sustainability Reporting Standards	欧州サステナビリティ報告基準
ETF	Exchange Traded Funds	上場投資信託
FCA	Financial Conduct Authority	金融行為規制機構
FRC	Financial Reporting Council	英国財務報告評議会
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス
GRI	Global Reporting Initiative	グローバル・レポーティング・イニシアティブ
HMRC	Her Majesty's Revenue and Customs	英国歳入関税庁

3. 本報告書内で使用されている略称に関する用語集②

略称	正式名称(英)	(参考)日本語訳
IASB	International Accounting Standards Board	国際会計基準審議会
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際財務報告基準
IIRC	International Integrated Reporting Council	国際統合報告評議会
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
ISSB	International Sustainability Standards Board	国際サステナビリティ基準委員会
JICPA	Japanese Institute of Certified Public Accountants	日本公認会計士協会
KPI	Key Performance Indicator	重要業績評価指標
LEI	The Legal Entity Identifier	取引主体識別子
MD&A	Management's discussion and analysis	経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析
NFRD	Non-Financial Reporting Directive	非財務情報開示指令
NSM	National Storage Mechanism	開示規制対象情報管理ポータル
PAI	Principal Adverse Impact	サステナビリティへの主要な悪影響
PTF-ESRS	Project Task Force of European Sustainability Reporting Standards	欧州サステナビリティ報告基準のプロジェクトタスクフォース
PTF-RNFRO	The Project Task Force on Reporting of non-financial risks and opportunities	非財務リスクと機会開示におけるプロジェクト・タスクフォース
REIT	Real Estate Investment Trust	不動産投資信託
RTS	Regulatory Technical Standards	規制技術基準
SASB	Sustainability Accounting Standards Board	サステナビリティ会計基準審議会
SDR	Sustainability Disclosure Requirements	サステナビリティ情報開示要件
SEC	Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
SECR	Streamlined Energy and Carbon Reporting	合理化されたエネルギーおよび炭素報告
SFDR	Sustainable Finance Disclosure Regulation	サステナブルファイナンス開示規則
SMEs	Small and Medium Enterprises	中小企業
TCFD	Task Force on Climate-related Financial Disclosures	気候関連財務情報開示タスクフォース
TDnet	Timely Disclosure network	適時情報伝達システム（東京証券取引所）
US GAAP	Generally Accepted Accounting Principles in the United States	米国会計基準
VRF	Value Reporting Foundation	価値報告財団
XBRL	eXtensible Business Reporting Language	拡張可能な事業報告言語

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはshinnihon.or.jpをご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

不許複製・禁転載

本書には機密情報が含まれます。また、本書に関する一切の権利はEY新日本有限責任監査法人に帰属します。当法人の書面による承諾がない限り、第三者への開示を禁じます。

ey.com/ja_jp